



施設一覽



施設一覽

施設名	住所	電話番号	IP
支所			
多賀支所	千石町 2-4-20	36-3101	050-5528-4943
南部支所	久慈町7-1-1	52-5101	050-5528-5168
豊浦支所	川尻町 1-40-1	43-5314	050-5528-5170
日高支所	日高町2-2-1	42-4405	050-5528-5172
西部支所	東河内町 1947-4	59-0012	050-5528-5174
十王支所	十王町友部 2581	39-2211	050-5528-5160
出張所			
日立駅前出張所 「幸ステーション」	幸町1-16-1	21-7506	050-5528-5175
教育・文化			
女性センター	鮎川町 1-1-10	36-0554	
かみすわ山荘	諏訪町1439	36-7755	050-8012-4083
会瀬青少年の家	会瀬町 1-1-20	22-9535	050-5528-4925
十王交流センター	十王町友部 129-2	39-2411	050-8012-6969
豊浦交流センター	川尻町 1-40-1	43-5755	050-5528-5171
日高交流センター	日高町2-2-1	42-4050	050-5528-5173
田尻交流センター	田尻町 1-35-1	42-1552	050-8012-4074
滑川交流センター	滑川本町 1-21-1	22-1654	050-8012-4075
宮田交流センター	本宮町1-6-1	27-6835	050-8007-7238
中里交流センター	東河内町 1953-2	70-8005	050-8012-4077

施設名	住所	電話番号	IP
仲町交流センター	宮田町 4-4-15	21-5564	050-8012-4057
中小路交流センター	若葉町1-5-8	22-6483	050-8012-4060
助川交流センター	鹿島町 1-21-7	23-0955	050-8007-7023
会瀬交流センター	会瀬町 1-1-18	25-1577	050-8007-7370
成沢交流センター	中成沢町 3-6-10	35-5587	050-8012-4063
油縄子交流センター	鮎川町2-6-1	38-7531	050-8012-4062
諏訪交流センター	諏訪町 4-11-1	33-3841	050-8012-4064
大久保交流センター	千石町 2-4-20	34-0535	050-8012-4065
河原子交流センター	東多賀町 3-7-5	33-3746	050-8012-4061
塙山交流センター	金沢町 2-11-5	34-5404	050-8012-4070
大沼交流センター	東金沢町 5-7-1	35-8329	050-8012-4068
金沢交流センター	大沼町 2-3-5	36-3985	050-8012-4071
水木交流センター	水木町 2-23-20	52-3225	050-8012-4069
大みか交流センター	大みか町 3-19-16	53-5211	050-8012-4066
久慈交流センター	みなと町 3-10	52-0165	050-8012-4067
久慈川日立南交流センター	大和田町 2208	52-3155	050-8012-4076
吉田正音楽記念館	宮田町 5-2-25	21-1125	
日立シビックセンター	幸町1-21-1	24-7711	050-5528-4941
日立市民会館	若葉町1-5-8	22-6481	050-8012-4054

〈 広告 〉

電気工事 管工事
建築工事全般 エアコン設備工事

電気工事という枠にとらわれず、専門技術と幅広い知識で、安心で快適な暮らしをご提案します。

J TECH Inc.

株式会社 ジェイテック
茨城県知事許可(般-02)第37148号
日立市十王町友部 1653-5
TEL 0294-87-9801 FAX 0294-87-9802
<http://jtech-inc.com>

あなたの暮らしを支える力になりたい

■土木工事一式 ■舗装工事一式
■下水道工事 ■外構工事

菊丸建設株式会社

日立市田尻町3-27-31
TEL.0294-43-1311 FAX.0294-43-1315

〈国土交通大臣許可 第905号〉

日興建設株式会社

代表取締役社長 安勝彦
本社 高萩市安良川915-4
支店/営業所 日立・水戸・福島・千葉/北茨城

☎ 0293-23-3711(代)
FAX 0293-22-5259

施設名	住所	電話番号	IP
多賀市民会館	千石町 2-4-20	34-1727	050-8012-4055
角記念市民ギャラリー	弁天町 1-3-11	26-0170	
教育プラザ	神峰町 1-6-11	23-9100	
記念図書館	幸町1-21-1	24-7714	050-5528-4946
多賀図書館	末広町1-1-4	33-2655	050-8012-6952
南部図書館	久慈町 3-24-1	29-1125	050-5528-4950
十王図書館	十王町友部 202-1	20-2345	050-5528-4921
視聴覚センター	幸町1-21-1	24-5055	050-5528-4917
郷土博物館	宮田町 5-2-22	23-3231	050-5528-4923
暇修館	大久保町 4-15-1	36-0553	
スポーツ施設			
豊浦体育館	川尻町 1-40-1	43-5755	050-5528-5171
日高体育館	日高町2-2-1	42-4050	050-5528-5173
滑川体育館	滑川本町 1-21-1	22-1654	050-8012-4075
鮎川体育館	鮎川町1-1-9	35-4935	
東金沢体育館	東金沢町 5-7-1	35-8329	050-8012-4068
泉が森体育館	水木町 2-23-20	52-3225	050-8012-4069
かみね市民プール	宮田町 3381	23-3045	
市民運動公園(池の川さくらアリーナ、陸上競技場、野球場、テニスコート、ランニングコース)	東成沢町 2-15-1	36-6661	050-5528-4928
折笠スポーツ広場(自由広場、テニスコート、芝生広場、トリムコース)	折笠町987-1	43-2397	050-8012-4163

施設名	住所	電話番号	IP
諏訪スポーツ広場(自由広場、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場、ランニングコース)	諏訪町963-3	38-0963	050-8012-4164
十王スポーツ広場(自由広場、体育館、柔剣道場、ランニングコース、テニスコート)	十王町友部 1936-1	39-2446	050-8012-4165
河原北浜スポーツ広場(ターゲットバードゴルフ場、ドッグラン、ニュースポーツ広場、ウォーキングコース)	河原町1-5	35-5050	050-8012-4169
中里スポーツ広場	入四間町 513-1	59-0818	050-8012-4166
会瀬スポーツ広場	会瀬町4-2-2	36-0088	
日立武道館	白銀町 2-21-15	22-0361	
多賀武道館	末広町1-1-2	問合せは 日立武道館 (22-0361)	
十王市民広場	十王町伊師 3462	問合せは十王スポーツ 広場(39-2446)	
滑川市民広場(自由広場)	滑川本町 1-21	51-4496	050-8012-4788
高鈴少年広場	高鈴町2-7	問合せは 日立市スポーツ協会 (36-6661)	
浜の宮広場(ソフトボール場、サッカー・ラグビー場)	東町3-167-1		
坂下広場	大和田町 1936	問合せは 久慈川日立南 交流センター (52-3155 IP050-8012-4076)	
久慈川河川敷運動場	留町2765	問合せは スポーツ振興課 (22-3111 IP050-5528-5127)	
じゅうおう市民プール	十王町友部 1936-1	39-2446	050-8012-4165
久慈サンピア 日立スポーツセンター (体育館、テニスコート、プール)	みなと町6-1	53-5300	

〈 広告 〉

 **LIXIL** 住まいのことなら
リフォームショップ

 **丸光建設株式会社**

リフォーム・ドローン屋根点検も
お任せください。

茨城県許可(特-28)4861号
一級建築士事務所第A3630号(2912)

ホームページもご覧ください。

日立市鮎川町2-1-38
TEL 0294-33-3198



総合建設業



株式会社 古川工務店

日立市大みか町2丁目21-12
TEL 0294-52-3254
FAX 0294-53-9288

 **Human Space**
ひとが息づくスペース創造

黒川建設株式会社

日立市大久保町2-1-20
TEL0294-35-8114
<https://www.hi-kurokawa.co.jp>

施設名	住所	電話番号	IP
公立保育園			
じゅうおう保育園	十王町友部 1576	39-2405	050-8012-4021
かみね保育園	宮田町 3-6-15	22-5582	050-8012-4011
かみちょう保育園	鹿島町2-7-9	22-5583	050-8012-4012
おおもり保育園	東町1-4-3	22-5584	050-8012-4013
おおせ保育園	会瀬町 2-18-18	35-5585	050-8012-4014
おおくぼ保育園	末広町1-1-5	33-0872	050-8012-4016
みずき保育園	大みか町 2-1-15	52-2608	050-8012-4017
ゆなご保育園	鮎川町 6-19-28	33-1093	050-8012-4018
くじ保育園	久慈町 2-10-55	52-5046	050-8012-4020
公立認定こども園			
みやた認定こども園	本宮町 2-10-22	22-3953	050-8012-4015
はなやま認定こども園	金沢町 2-10-23	36-2673	050-8012-4019
福祉			
萬春園	鮎川町 3-2-10	33-6331	
かねはた老人ホーム	大沼町 3-25-10	25-6155	050-8012-4028
かねはた短期入所施設	大沼町 3-25-10	25-6157	
かねはた デイサービスセンター	大沼町 3-25-10	25-6158	
十王 デイサービスセンター	十王町友部 2088-1	20-2050	050-8012-4031
本宮老人福祉センター	本宮町3-5-1	22-4912	050-8012-4033
本宮福祉作業所	本宮町3-5-1	22-4912	050-8012-4033
吹上荘	久慈町 2-13-21	53-0121	050-8012-4035

施設名	住所	電話番号	IP
はまぎく荘	田尻町 7-10-1	43-2616	050-8012-4034
はまぎく荘 デイサービスセンター	田尻町 7-10-1	43-2616	050-8012-4034
かしま老人の家	鹿島町 2-18-1	23-3109	050-8012-4036
なかさと老人の家	下深荻町 1908	59-0613	050-8012-4038
東小沢老人の家	下土木内町 300-1	52-4366	050-8012-4039
砂沢老人の家	砂沢町713-1	43-4950	050-8012-4040
金沢福祉作業所	金沢町 3-1-20	37-0344	
子どもすくすく センター	神峰町 1-10-1	23-5522	050-8012-4022
子どもセンター	西成沢町 2-4-20	36-0048	050-8012-4082
子どもセンター さくらんぼ	西成沢町 2-4-20	25-6003	050-8012-4046
ひまわり学園	助川町 5-11-3	23-3128	050-8012-4044
母子療育ホーム	助川町 5-11-3	22-5962	050-8012-4045
しいの木学園	助川町 5-11-3	23-3125	050-8012-4047
太陽の家	助川町 5-11-3	22-2632	050-8012-4041
障害者 共同生活援助施設	助川町 5-11-1	24-5402	
大みかけやき荘	大みか町 6-17-50	53-2331	050-8012-4043
大みか福祉作業所	大みか町 6-17-50	53-1700	050-8012-4052
桐木田福祉作業所	宮田町2-6-1	22-2943	050-8012-4050
滑川福祉作業所	滑川本町 4-13-10	22-1215	050-8012-4051
十王福祉作業所	十王町友部 1149-3	39-7020	050-8012-4053
元気caféすげがわ	助川町 1-4-10		050-5528-5138

〈 広告 〉



株式会社 上工業

日立市河原子町4-1-10
TEL.0294-33-7445
FAX.0294-33-7442

道路標識・ライン・ガードレールを施工し
安全と美しい街づくりに貢献します



一般建設業 茨城県知事許可(般-04)第9598号
社団法人全国道路標識標示業協会会員
茨城県交通安全施設業協同組合会員

日立道路施設株式会社

〒319-1234 茨城県日立市大和田町1242
TEL. 0294-52-2568 / FAX. 0294-52-2593
E-mail: h-douro@galaxy.ocn.ne.jp



施設名	住所	電話番号	IP
元気caféあゆかわ	鮎川町 1-1-10		050-8012-4182
元気caféくじはま	久慈町 2-13-21		050-8012-4183
健康			
保健センター	助川町 1-15-15	21-3300	050-5528-5180
十王総合健康福祉センター (ゆうゆう十王)	十王町友部 2088-1	39-7111	050-5528-5182
生活			
消費生活センター	幸町1-21-1	26-0069	
滑川クリーンセンター	滑川本町 5-14-1	21-1766	
金沢葬祭場	金沢町 2-19-8	35-2173	
金沢火葬場	金沢町 2-18-6	37-1142	
中央斎場	諏訪町1029	34-4065	
鞍掛山斎場	滑川町 3163-9	43-4392	
東平霊園	高鈴町 1-2848-1		
鞍掛山霊園	滑川町 3163-15	42-4100	
十王霊園	十王町友部 731-4		
入野霊園	十王町山部 684-1		
成沢霊園	西成沢町 2-494		
エコクリーンかみね (清掃センター)	宮田町 3414-4	24-5353	050-5528-5176
道路センター	滑川本町 5-13-3	22-8631	050-8012-4081
計量検査所	国分町 3-11-5		
日立地区 産業支援センター	西成沢町 2-20-1	25-6121	050-5528-5188
雇用センター多賀	千石町 2-4-20	35-1510	

施設名	住所	電話番号	IP
ヒタチエ	幸町1-16-1		050-1807-3772
Hiタッチらんど・ハレニコ!	幸町 1-16-1 ヒタチエ4階	87-6040	
池の川処理場	東成沢町 2-16-1	35-3222	050-5528-5165
森山浄水場	森山町4-4-1	52-3628	050-5528-5192
十王浄水場	十王町友部 808	39-4561	050-8012-4091
日立・高萩 広域下水道組合	十王町伊師 2220	39-5595	050-5528-5194
消防			
消防本部日立消防署	神峰町2-4-1	24-0119	050-5528-5166
日立消防署田沢出張所	滑川本町 5-13-20	27-0119	050-5528-4905
日立消防署 西部機関員派出所	東河内町 1947-4	59-0119	050-8012-4092
多賀消防署	末広町1-1-3	34-0119	050-5528-4907
南部消防署	大みか町 6-20-5	53-0119	050-5528-4909
北部消防署	日高町 3-22-15	43-0119	050-5528-5198
北部消防署十王出張所	十王町友部 1590	39-0119	050-5528-5196
観光			
たかはら 自然体験交流施設	十王町高原 396-1	39-5391	050-8012-4056
かみね動物園	宮田町 5-2-22	22-5586	050-5528-5184
奥日立きららの里	入四間町 863-1	24-2424	
鶉来来の湯十王	十王町伊師 605	39-1126	
久慈サンピア日立	みなと町6-1	53-8000	
ホリゾンかみね	宮田町3381	22-2045	
日立駅情報交流プラザ (ぷらっとひたち)	幸町1-1-2	33-8103	

〈 広告 〉

特定建設業



金成重機建設株式会社

取締役会長 金 成 和 彦
代表取締役 鈴 木 正 行



〒319-1304 日立市十王町友部3554-1
☎0294-39-3239
FAX 0294-39-6670

特定建設業



株式会社 魚田土建

日立市諏訪町1-15-42
TEL 0294(33)3175
FAX 0294(36)7103
✉ uota@minos.ocn.ne.jp

明るい未来を築く!



誠 土木・外柵・工事業
シイナビルド株式会社
茨城県知事許可(般-2)第37083

随時 従業員募集!
お気軽に、お問い合わせください。



〒319-1302 日立市十王町伊師本郷1203-87
☎/FAX 0294-39-6451

施設名	住所	電話番号	IP
調理場			
北部学校 給食共同調理場	砂沢町 758-27	42-0151	050-5528-4931
南高野学校 給食共同調理場	南高野町 1-23-11	54-3500	050-5528-4934
小学校			
助川小学校	助川町 2-15-1	22-1152	050-8012-4095
会瀬小学校	会瀬町 2-17-10	35-6528	050-8012-4096
宮田小学校	本宮町2-9-1	22-5344	050-8012-4097
滑川小学校	滑川本町 1-20-7	23-3432	050-8012-4098
仲町小学校	宮田町5-5-1	22-4349	050-8012-4099
中小路小学校	平和町2-4-1	22-6344	050-8012-4100
大久保小学校	末広町1-1-1	36-0555	050-8012-4101
河原子小学校	河原子町 4-3-4	36-0545	050-8012-4102
成沢小学校	中成沢町 3-16-8	35-5589	050-8012-4103
諏訪小学校	諏訪町 3-10-1	36-0525	050-8012-4104
水木小学校	水木町1-6-1	52-3129	050-8012-4105
大みか小学校	大みか町 3-19-15	53-2010	050-8012-4158
大沼小学校	東大沼町 2-1-8	36-0558	050-8012-4107
金沢小学校	金沢町5-2-1	34-1968	050-8012-4108
塙山小学校	金沢町 2-14-1	35-2098	050-8012-4109
油縄子小学校	鮎川町 3-11-1	36-0515	050-8012-4110
田尻小学校	田尻町 4-39-1	42-8770	050-8012-4111
日高小学校	日高町 2-12-1	42-4327	050-8012-4112
豊浦小学校	折笠町741	43-4014	050-8012-4113
久慈小学校	久慈町 1-23-1	52-3153	050-8012-4114
坂本東小学校	南高野町 3-21-1	52-4367	050-8012-4115
櫛形小学校	十王町 伊師本郷508	39-3220	050-8012-4118
山部小学校	十王町山部 841	39-2340	050-8012-4120

施設名	住所	電話番号	IP
中学校			
助川中学校	鹿島町3-5-1	22-5348	050-8012-4121
駒王中学校	神峰町 3-2-32	22-5341	050-8012-4123
滑川中学校	東滑川町 3-17-1	24-7034	050-8012-4124
多賀中学校	鮎川町 3-11-2	36-0533	050-8012-4125
大久保中学校	末広町 5-12-34	33-1164	050-8012-4126
河原子中学校	東多賀町 4-10-10	36-0532	050-8012-4127
泉丘中学校	水木町2-9-1	52-2757	050-8012-4128
台原中学校	台原町1-9-1	34-6601	050-8012-4129
日高中学校	小木津町 3-26-1	42-4418	050-8012-4130
豊浦中学校	川尻町 3-11-1	43-5719	050-8012-4131
松風中学校	久慈町 6-20-2	52-3242	050-8012-4132
十王中学校	十王町友部 600	39-2400	050-8012-4135
義務教育学校			
中里小中学校	東河内町 1953-1	59-0344	050-8012-4134
特別支援学校			
日立特別支援学校	鮎川町 3-11-2	36-0530	050-8012-4136
公立幼稚園			
櫛形幼稚園	十王町 伊師本郷506	39-3221	050-8012-4154
大沼幼稚園	東金沢町 5-6-6	37-3755	050-8012-4146
公立認定こども園			
みやた認定こども園	本宮町 2-10-22	22-3953	050-8012-4015
はなやま認定こども園	金沢町 2-10-23	36-2673	050-8012-4019



届け出・証明

▼市民課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5050



★ 市民課・各支所・出張所の窓口業務

市民課・各支所・出張所の窓口業務

● 市民課・各支所・出張所では、来所された市民の申請手続きや公金の収納などを1つの課で済ませることができるよう、各種業務を取り扱っています。

◎受付時間

	月～金曜日	土曜日	日曜日
市民課	8:30～17:15	閉庁	9:00～17:00 ※1
多賀支所			9:00～17:00 ※1
南部支所			9:00～17:00 ※1
豊浦支所			閉庁
日高支所			
西部支所			
十王支所			9:00～17:00 ※1
日立駅前出張所			10:30～19:00 ※2

※1 12:00～13:00を除く

※2 13:00～14:00を除く

● 祝日(祝日が土・日曜日にあたる場合は開庁)および年末年始(12/29～1/3)は休みです。

● 担当課で直接申請手続きしていただくような業務も一部ありますので、詳しいことは、市民課へ問い合わせてください。

主な取扱業務

業務	内容	お持ちいただくもの	
証明申請受付交付	住民票	本人確認書類、委任状(同居親族以外の場合)	
	記載事項証明書		
	戸籍・除籍の全部事項証明(謄本)、個人事項証明(抄本)、戸籍の附票	本人確認書類、委任状(直系親族以外の場合)	
	身分証明書	本人確認書類、委任状(本人以外の場合)	
	印鑑登録証明	印鑑登録証	
	軽自動車税用住所証明	本人確認書類	
	市県民税所得・課税証明、納税証明、土地・家屋課税台帳登録事項証明などの税証明	本人確認書類、委任状(同居親族以外の場合)(法人用証明申請には、申請書または委任状に法人代表者印の押印が必要です)	
	法人所在証明		
住民異動受付※1	自動車臨時運行許可申請(仮ナンバー申請)※2	運転免許証、自賠責保険証、自動車確認書類(自動車検査など)	
	転入、転居、転出、世帯変更など	手続内容によって、持参するものが異なりますので、事前に問い合わせてください。	
印鑑登録受付	印鑑登録証の登録及び廃止、印鑑登録証亡失などの申請届出	運転免許証などの本人確認書類、はんこ、委任状(本人以外の場合)	
	戸籍届出受付※1	死亡届、出生届、婚姻届、離婚届、転籍届、養子縁組届などの届出	届出の種類によって、持参するものが異なりますので、事前に問い合わせてください。
		埋火葬許可	死亡届(死亡診断書)
	火葬場使用許可など	診断書(身体の一部の場合)	
外国人	特別永住者証明書の交付(市民課のみ)		
国民健康保険、国民年金、医療福祉	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、乳幼児医療、妊産婦医療、母子・父子家庭(ひとり親家庭)医療、障害者医療など	手続内容によって、持参するものが異なりますので、事前に問い合わせてください。	
こども福祉	児童手当、児童扶養手当※2、遺児福祉金※2など		
介護保険	介護保険認定申請など		
高齢福祉	はり・きゅう・マッサージ助成申請※2など		
県営住宅	県営住宅の入居申込書交付※2		
健康	母子健康手帳※2などの交付		
畜産登録	犬の登録受付及び鑑札交付※2		
公金収納	市税、上下水道料金、各種保険料の収納		納付書
	市営住宅使用料	納付書	

※1 日立駅前出張所は、住民異動、戸籍届出において、外国籍の方が関係する届出は取扱いしていません。

※2 日立駅前出張所では、取扱いしていません。

★ 各種証明・戸籍の届け出など

各種証明書

- 窓口備え付けの申請書に必要事項を記入し、所定の手数料をお支払いください。
- 住民票や戸籍謄本などの交付請求をされる場合は、窓口に来た方に、運転免許証などをご提示いただく本人確認をしています。また、請求出来る方も、本人やその家族などのほか、正当な理由がある方などに限定されています。

各種証明書手数料

マイナンバーカード(4桁の暗証番号要)を利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票などの証明書が取得できます。次の表でコンビニ交付手数料の記載がある証明書が対象です。

項目	手数料		
	窓口	コンビニ	
住民票	世帯全員(謄本)	1通200円	150円
	世帯の一部(抄本)	200円	150円
	除票(抄本)	200円	
印鑑	記載事項証明書	200円	
	登録	200円	
諸証明	印鑑登録証明書	200円	150円
	住居表示証明	無料	
	軽自動車税用住所証明	無料	
	死体(胎)埋火葬許可証明(写し)	200円	
	独身証明書	200円	
	不在住証明 ※	200円	
	不在籍不在住証明 ※	200円	
	戸籍謄・抄本(全部・個人事項証明書)	450円	350円
	除籍謄・抄本(全部・個人事項証明書)	750円	
	改製原戸籍謄・抄本	750円	
戸籍	身分証明書	200円	
	附票(謄本)	200円	150円
	附票(抄本)	200円	150円
	受理証明書	350円	
	届出に基づく証明(届書等情報内容証明書)	350円	
	記載事項証明書(戸籍)	350円	
	戸籍電子証明書提供用識別符号	400円	
	除籍電子証明書提供用識別符号	700円	
	鑑札 ※	2,500円	
	注射済票 ※	550円	
畜犬登録	臨時運行許可証(仮ナンバー) ※	750円	
	納税証明書	300円	250円
税証明	市県民税所得・課税証明書	300円	250円
	土地課税台帳登録事項証明書	1筆300円 (5筆以上は 1筆100円)	
	家屋課税台帳登録事項証明書	1棟300円 (5棟以上は 1棟100円)	
	車検用軽自動車税納税証明書	無料	
	法人所在証明書(R8年1月から「法人営業証明書」)	300円	

※日立駅前出張所では取扱いしていません。

住民登録

日立駅前出張所では、外国籍の方が関係する届出は取扱いしていません。

種類	届出期間	必要なものなど
転入届	市外から引越してきて14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民異動届(窓口を用意してあります) ● 転出証明書またはマイナンバーカード(特例転入の方) ● 母子健康手帳(該当する方) ● 本人確認書類(運転免許証など) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民の方) ● 従前住所地で医療福祉費や児童手当を受給していた方については、それぞれに必要な書類を提出していただく場合があります。
※海外からの転入	海外から引越してきて14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民異動届(窓口を用意してあります) ● 異動者全員のパスポート(入国日の記載のあるもの) ● マイナンバーカード(交付されている方) ● 戸籍謄本または抄本、及び戸籍の附票 ● 入国審査の際に「自動化ゲート」を利用した方は、パスポートにスタンプ(入国日が記載されます)が押印されませんので、入国日を確認できる航空券などをお持ちください。 ● 外国人で構成される世帯の場合、外国人・続柄の証明できるもの(外国語や訳文)
転出届	市外へ引越す前(引越した後でも可能)	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民異動届(窓口を用意してあります) ● 国民健康保険被保険資格確認書または資格情報のお知らせ(加入している方) ● 印鑑登録証(印鑑登録をしている方) ● マイナンバーカード(交付されている方) ● 住民基本台帳カード(交付されている方) ● 本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カードなど) <p>※転出届の受付は郵送でも行っています。市のホームページにある「申請書ダウンロード」から「住民異動届(転出専用)」を印刷して必要事項を記入し、市民課へ郵送してください。本人確認書類の写し、返信用封筒も忘れずに同封してください。</p> <p>※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルよりオンラインで転出届を提出でき、原則来庁不要となります。</p>
転居届	市内で引越してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民異動届(窓口を用意してあります) ● 国民健康保険被保険資格確認書または資格情報のお知らせ(加入している方) ● 医療福祉費(マル福)受給者証(受給対象の方) ● マイナンバーカード(交付されている方) ● 住民基本台帳カード(交付されている方) ● 介護保険証(交付されている方) ● 本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民の方)

〈注意事項〉

- 本人または世帯主が届け出できない場合は、代理人に依頼しても手続きができます。その場合は、異動者本人自筆の委任状及び窓口に来られる方の本人確認ができる書類(運転免許証・パスポート・写真付住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど)をお持ちください。
- 引越しが済んだ日から14日(法定期限)を過ぎ、正当な理由がなく住民異動の届け出が遅れた場合は、住民基本台帳法の規定により過料を科せられることがあります。
- 転出届以外は、郵送での手続きはできません。
- 詳しくは、届出前に電話で市民課へ問い合わせてください。

戸籍の届け出

- 戸籍は、個人の身分関係を明らかにするたいせつなものです。戸籍には、本籍地、筆頭者氏名の他各人の名、生年月日や続柄、出生、死亡、婚姻、離婚その他の身分関係が記載されています。
- 窓口が開いている時間に届け出ができない場合(祝日・年末年始を含む)は、市役所の宿直室で届け出ができます。
- 日立駅前出張所では、外国籍の方が関係する届出は取扱っておりません。

出生届

必要なもの	● 出生届(右半分は出生証明書) ● 母子健康手帳
届け出期間	生まれた日から14日以内

外国人の出生届

日本に居住する外国人が日本国内で出産したときは、出生届を出してください。

必要なもの	● 出生届(右半分は出生証明書) ● 母子健康手帳
届け出期間	生まれた日から14日以内
在留資格の手続	子どもが出生後60日以上日本に滞在することが見込まれる場合は、出生届を提出するとともに、出生後30日以内に入国管理局で在留資格の申請をしてください。 また、父母ともに外国籍で、どちらか一方が特別永住者の場合は、出生子も特別永住者に該当しますので、出生後60日以内に市民課で特別永住許可の申請を行ってください(平日のみの受付になります)。
その他	子どもが生まれたときは本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。

死亡届

必要なもの	● 死亡届(右半分は死亡診断書)
届け出期間	死亡を知った日から7日以内

婚姻届

必要なもの	● 婚姻届(成人の証人2人の署名があるもの) ● 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
届け出期間	届け出した日から法律上の効力が発生します。

転籍届(本籍地を変更する届出)

必要なもの	● 転籍届
届け出期間	届け出した日から法律上の効力が発生します。
その他	戸籍に筆頭者及び配偶者がいない場合は分籍届になります(未成年者の場合は不可)。

〈注意事項〉

- 死産届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届・分籍届、入籍届については、市民課へ問い合わせてください。

印鑑登録と証明

印鑑登録できる人

- 市の住民基本台帳に記録されている方。
- 15歳未満は登録できません。

登録できる印鑑

- 住民基本台帳に記載されている氏名または氏、名、通称を表しているもの(外国人住民にあっては住民基本台帳に記載されている氏名のカタカナ表記を含む)。

- 大きさが、一辺8mmの正方形に収まらず、一辺25mmの正方形に収まるもの。
- ゴム印その他変形しやすいものでできた印鑑や、欠けていたり印影を鮮明に表しにくいものは登録できません。

本人による登録申請

- 本人による申請が原則です。
- 日立市印鑑条例で定める本人確認書類の提示または保証人を付しての申請であれば、その日のうちに印鑑登録証の交付を受けられます。
- 身分を証明するものがない方は、本人確認のため市役所から照会回答書が郵送されます。回答書は、本人が必要事項を記入して指定された期日までに本人が提出してください。

代理人による登録申請

- 代理人による申請の場合は、その日のうちに印鑑登録証の交付は受けられません。また、代理人が申請する場合は、その旨を証した委任状が必要になります。
- 本人確認のため市役所から照会回答書が郵送されます。
- 回答書は、本人が必要事項を記入して指定された期日までに本人が提出してください。回答書の提出を代理人に依頼する場合は、その旨を証した委任状が必要になります。

登録手数料

- 登録手数料は200円です。

印鑑登録証明書の申請

- 日立市で印鑑登録をしている方は、印鑑登録証を窓口にお持ちいただければ、印鑑登録証明書を交付します。代理の方へも、交付は可能です。
- 印鑑登録証明書が必要な方の印鑑登録証を持参し、その方の住所・氏名・生年月日を確認して、窓口にお越しください。
- 交付手数料は200円です。コンビニ交付の場合、150円です。**〈注意事項〉**
- 住民登録が日立市以外の方の印鑑登録証明書は交付できません。
- 郵送での印鑑登録証明書の請求は受付できません。

印鑑登録証をなくしたとき

- 印鑑登録証をなくしたときは、「印鑑登録証亡失届」を提出してください。
- 印鑑登録証明書の交付を受けるには、もう一度登録の手続きが必要になります。

印鑑登録を廃止したいとき

- 改印したいときや、登録印鑑をなくしたときは、印鑑登録証を添えて「印鑑登録廃止申請書」を提出してください。
- 改印する場合は、もう一度登録の手続きが必要になります。

結婚などで氏が変わったとき

- 氏で登録している方が、結婚や離婚により氏を変更された場合は、自動的に印鑑登録が廃止されます。印鑑登録証は自分で廃棄するか、返還してください。
- 印鑑登録証明書の交付を受けるには、もう一度登録の手続きが必要になります。
- 名の印鑑で登録している場合は、印鑑登録証はそのまま使用できますので、手続きは不要です。

外国人の印鑑登録

- 外国人住民の印鑑登録は、日本人と同じ取り扱いになります。

マイナンバーカード

■ マイナンバーカードとは

- 氏名・住所・性別・生年月日・顔写真・マイナンバー（個人番号）が記載され、公的な本人確認書類として使用することができます。
- 税や社会保障の手続きにおいてマイナンバーの記入を求められた際、マイナンバーの確認と本人確認を併せて行うことができます。
- カード内のICチップに電子証明書が標準搭載され、確定申告書をインターネットで送信するe-Taxなどに使用できるほか、コンビニエンスストアで住民票などを取得することもできます。

■ マイナンバーカードの申請

- 通知カードに同封されている交付申請書に必要な事項を記入・写真を貼付の上、地方公共団体情報システム機構（マイナンバーカードを作成している団体）へ郵送または交付申請書に掲載してあるQRコードをスマートフォンなどで読み込み必要事項を入力の上、顔写真を登録し送信します。
 - マイナンバーカードの申請は、原則、申請者本人が行います。15歳未満の方が、市民課、各支所、日立駅前出張所で申請する場合は、法定代理人（親権者）に同行していただき、申請手続きを行います。
 - 申請には申請者の本人確認書類が必要です。顔写真付き書類（運転免許証、パスポート、在留カードなど）を1点または顔写真なし書類（健康保険証、資格確認書、年金手帳など）を2点お持ちいただければ、その場で申請ができます。
 - 1歳未満の方は、顔写真のないマイナンバーカードになります。
 - 発行手数料 原則無料
 - 紛失などで再発行する場合 1,000円
 - 上記再発行の方で、条件に当てはまる方（特急発行）2,000円
 - 有効期間は、10年（ただし、申請時に17歳以下の方は、5年）。
- ※外国人の方の有効期間は、在留期間などにより異なります。

■ 転入の特例

- マイナンバーカードをお持ちの方は、転出地において紙の転出証明書の交付を受けずに、住基ネット上でデータを送受信することで、転入地において申請書の記載を省略できます。

■ 住民票などの各種証明書交付

マイナンバーカード（4桁の暗証番号）を利用して、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票などの証明書が取得できます。

証明書の種類	コンビニ交付手数料	【参考】窓口交付手数料	備考
住民票の写し	150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び同一世帯の方の分を取得できます ● 除票となったものは取得できません ● 「世帯主、続柄」、「本籍地、筆頭者」及び「個人番号」は記載の有無を選択できます
印鑑登録証明書	150円	200円	日立市で印鑑登録されていることが必要です

証明書の種類	コンビニ交付手数料	【参考】窓口交付手数料	備考
<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍全部事項証明書（謄本） ● 戸籍個人事項証明書（抄本） 	350円	450円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び同一戸籍の方の分を取得できます ● 除籍、改製原戸籍は取得できません ● 本籍地が日立市であれば市外に住民登録のある方も取得できますが、事前の利用登録申請が必要です
戸籍の附票	150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人及び同一戸籍の方の分を取得できます ● 除附票は取得できません ● 本籍地が日立市であれば市外に住民登録のある方も取得できますが、事前の利用登録申請が必要です
市県民税所得・課税証明書	250円	300円	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人以外のものは取得できません ● 未申告の方は取得できません ● 現年度（前年中の所得）のみ取得できます
納税証明書	250円	300円	現年度の市県民税年金特徴者及び普通徴収者のみ取得できます

※令和5年4月1日から、コンビニ店舗などで発行する証明書の交付手数料を減額しております。

※転出届を出された方はコンビニ交付サービスをご利用できません。また、同一世帯で転出届を出した方がいた場合、転出確定または転出予定日を過ぎるまで住民票は取得できません。

マイナンバーカードの電子証明書

■ 電子証明書とは

1 署名用電子証明書

- インターネットを利用した確定申告（e-Tax）や、一部の金融機関においてはオンラインバンキングの利用ができます。
- 住所・氏名・性別・生年月日が記載され、「作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであること」を証明することができます。
- 暗証番号は6～16桁の英数字（英字は大文字）です。

2 利用者証明用電子証明書

- コンビニエンスストアで住民票などを取得する際や、マイポータルにログインする際に使用します。
- 「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。
- 暗証番号は数字4桁です。

■ 電子証明書の有効期限

- 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書どちらも有効期限は5年間です。
- 15歳未満の方は、署名用電子証明書は搭載できません。

（注意事項）

- 電子証明書の更新手続きは、原則本人が窓口にて行ってください。郵送での更新手続きはできません。
- 更新手続きを行う際は、マイナンバーカードが必要です。
- 有効期限内に住所の異動や氏名の変更などがあった場合は、自動的に署名用電子証明書は失効します。

電子証明書の更新

- 電子証明書の更新期限が近付いた方には、地方公共団体情報システム機構から有効期限通知書が郵送でご自宅に送付されます。
- 電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前の翌日からその期限までの間に行う必要があります。
- 更新手続き期間を経過してしまうと、電子証明書は失効します。
- 失効後に電子証明書が必要となった場合は、マイナンバーカードの有効期限内であれば、電子証明書を発行することができます。

電子証明書のパスワードを忘れたとき

- 電子証明書は、パスワードを忘れてしまうと使用できません。
- 署名用電子証明書は5回連続、利用者証明用電子証明書は3回連続で間違えると、不正利用防止のため使用できなくなります。(ロックされます)
- その場合は、パスワードの再設定をすることで、再度マイナンバーカードを使用することができます。マイナンバーカードと本人確認書類(顔写真付き書類1点または、顔写真なし書類2点)をお持ちの上、市民課、各支所、日立駅前出張所にお越しください。
- 15歳未満の方が、パスワードの再設定をする場合は、法定代理人(親権者)に同行していただき手続きを行います。
- 代理人による手続きには、委任状と併せて代理人の本人確認書類(顔写真付き書類2点または、顔写真付き書類1点及び顔写真なし書類1点)と、本人のマイナンバーカード及び本人確認書類(顔写真付き書類1点または、顔写真なし書類2点)が必要です。

郵送による証明交付請求

- 郵送でも証明交付請求ができます。

必要なもの

郵送請求書

市のホームページにある申請書ダウンロードから郵送用の申請書をダウンロードし、必要事項を記入してください(便せんなどに必要事項を記入しても結構です)。

〈注意事項〉

- 必ず平日の昼間に連絡が取れる電話番号(携帯電話可)を記入してください。

手数料

ゆうちょ銀行各支店または郵便局で販売している「定額小為替」を同封してください。

返信用封筒

返信先は請求者の現住所・氏名を書いて切手を貼ってください。

本人確認書類

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カードなどの写しを同封してください。

申請先

上記の郵送請求書、手数料、返信用封筒、本人確認書類を同封した封筒を下記宛に郵送してください。

〒317-8601 日立市助川町1-1-1 日立市役所市民課
 なお、税証明を郵送請求する場合は、市民税課宛に送付してください。申請書ダウンロードから税証明用郵送請求書をご利用できます。

パスポート

パスポート(旅券)申請

申請場所

- 市民課内パスポート窓口
- マイナポータルからのオンライン申請
- 各支所・日立駅前出張所での申請はできません。

申請

- 月曜日から金曜日は、8:30~16:45です。
- 土・日曜日は、9:00~12:00、13:00~16:45です。
- 祝日(祝日が土・日曜日にあたる場合は開庁)および年末年始(12/29~1/3)は休みです。

受取

- 月曜日から金曜日は、8:30~17:15です。
- 土・日曜日は、9:00~12:00、13:00~17:00です。
- 祝日(祝日が土・日曜日にあたる場合は開庁)および年末年始(12/29~1/3)は休みです。
- 受取は必ず本人がおいでください。
- 受取に必要なものは、申請時にお渡しした旅券引換書(受理票)と、所定の手数料です。
- 必ず6か月以内に受領してください。受領されない場合、その旅券は失効となります(未交付失効)。
- 未交付失効後5年以内に再度旅券を申請する場合は、通常より高い手数料となりますので、ご注意ください。

手数料

受取の際に、収入印紙と茨城県収入証紙で納めていただきます。

また、オンライン申請の場合は、クレジットカード決済による納付も可能です。

申請の区分	手数料	内訳	
		収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券	書面	14,000円	2,300円
	オンライン		1,900円
5年旅券(12歳以上)	書面	9,000円	2,300円
	オンライン		1,900円
5年旅券(12歳未満)	書面	4,000円	2,300円
	オンライン		1,900円
残存有効期間同一旅券	書面	4,000円	2,300円
	オンライン		1,900円

受取までの日数

- 申請日から土・日・祝日と年末年始(12/29~1/3)を除いた11日目以降のお渡しとなります。

利用できる方

- 日立市に住民登録している方
 日立市に住民登録している方は、茨城県旅券室を利用することはできません。
- 住民登録は茨城県外であるが、日立市に居所があり(学生・単身赴任など)、居住していることを証明できる方(居所申請)
 また、通勤・通学を理由とした居所申請は、住民登録が茨城県内であっても申請が可能です。

■ 窓口での申請に必要な書類

申請の区分	新規作成	有効期間が残っている場合		
		有効期間残1年未満での新規作成(氏名・本籍の都道府県名の変更なし)	氏名・本籍の都道府県名が変わった場合	
			新規作成	残存有効期間同一旅券
申請書1通	○	○	○	○
戸籍謄本(全部事項証明書)1通 (発行日から6か月以内のもの)	○	原則不要	○	○
写真1枚(6か月以内に撮影したもの)	○	○	○	○
本人確認書類(コピー不可。有効なもの)	○	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)	不要 (旅券で確認)
前回発行の旅券 (期限切れまたは有効な旅券)	○ (期限切れ旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)	○ (有効な旅券)
(住民票1通) ※居所申請の場合必要	原則不要	原則不要	原則不要	原則不要

〈注意事項〉

- 申請書は市民課内パスポート窓口にあります。また、外務省ホームページからダウンロードした申請書も使用できます。
 - 申請書は5年用と10年用があります。
 - 未成年の方については、5年用のみの申請となり、親権者の同意・署名が必要になります。
- 戸籍謄本(全部事項証明書)(発行から6か月以内のもの)
 - 有効期間内に新しい旅券に切り替える場合で、前回の旅券から氏名・本籍地の都道府県名に変更がない場合は戸籍謄本(全部事項証明書)の提出を省略できます。
 - 同一戸籍内の2名以上の方が同日に申請する場合、戸籍謄本(全部事項証明書)の提出は1通となります。
- 旅券の有効期間内に申請する場合
 - 旅券の有効残存期間が1年未満になったとき、査証欄に余白がなくなったとき、IC旅券でない旅券をIC旅券に切り替える場合、新規申請をすることができます。この場合、残存期間は切り捨てとなります。
- 氏名や本籍の都道府県名が変更になった場合
 - 新規または残存有効期間同一旅券の申請が必要です。新規申請の場合は、残存期間は切り捨てとなります。
 - 残存有効期間同一旅券申請の場合の有効期間は、元の旅券の残存期間となります。
- 前回発行の旅券
 - 有効期間が残っている場合は、旅券を返納しないと、新規の受付はできません。
 - 前回発行の旅券は、失効している場合でもご持参ください。
- 住民票
 - 居所申請をする場合は、住民票が必要です。

■ オンライン申請に必要なもの

- 有効期限内の旅券
 - 申請者のマイナンバーカード(利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書の暗証番号が必要です)
- ※15歳未満の方のオンライン申請は、親権者の方が代理申請をする必要があるため、親権者の方のマイナンバーカードも必要です。
- マイナポータルアプリ対応のスマートフォン
- ※オンライン申請の場合は、原則受取の時の1回のみ窓口に出向くこととなります。
オンライン申請の詳細については、外務省ホームページや茨城県旅券室ホームページをご覧ください。

✿ 休日窓口

土曜日と日曜日の窓口開庁

市民課、多賀支所、南部支所、十王支所及び日立駅前出張所では、平日、市役所に来ることができない方のために、下記のとおり休日に窓口を開庁しています。

土曜日と日曜日の取扱業務は、各種証明書の発行、申請・届出などの受理・受付、税などの収納、パスポートの申請・交付(市民課のみ)となります。

※住民票の広域交付など、業務によっては取り扱いできないものもあります。

また、手続きの内容によっては、持参していただくものが異なる場合があります。ご不明な点等は、事前にお問い合わせください。

■ 実施場所・受付時間

窓口	受付時間	備考
市民課	土曜日・日曜日 9時から17時まで	※正午から13時までは閉所
日立駅前出張所「幸ステーション」	土曜日・日曜日 10時30分から19時まで	※13時から14時までは閉所
多賀支所 南部支所 十王支所	日曜日 9時から17時まで	※正午から13時までは閉所

※年末年始(12/29~1/3)を除く。



出産・育児

母子健康手帳の交付	妊娠届出により母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業などの情報を提供します。併せて妊産婦健康診査受診票等を交付します。
妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査費用の一部を助成しています。母子健康手帳とともに交付する健康診査受診票をご利用ください。
妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業	妊婦さんや子育て家庭に面談や情報発信を行って寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施し、身体的・精神的ケアと経済的支援を行います。
健康相談コーナー	保健師・看護師・栄養士等が健康相談や諸制度のお知らせをしています。電話での相談もできますので、お気軽にご利用ください。
マタニティスクール	妊娠に伴う悩みを解消するため、出産・育児に関する情報をお知らせします。また、妊婦同士の交流もできる教室です。
プレパパ・ママの子育てスクール	はじめて出産を迎える夫婦を対象に、妊娠中の生活や出産・育児に関する正しい知識や技術の提供を行います。
産後ケア事業	出産後1年未満の支援者がいない・育児不安のある方を対象に、医療機関や助産所で、宿泊、日帰り、訪問による心身のケアなどを行います。
新生児聴覚検査費用助成	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、聴覚検査費用の公費助成を行います。
乳児健康診査	生後1か月、生後3～6か月、生後9～11か月の計3回、医療機関において行う健康診査費用を助成します。
乳児おむつ等購入費助成	日立保健医療圏内の産科医療機関(日立総合病院・高萩協同病院)で出産した市民を対象に、おむつやミルクなどを購入できるクーポン券を贈呈します。
乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行います。
マタニティ子育てタクシー費用助成	妊産婦および乳児の通院にかかるタクシー料金の一部を助成します。
0歳児の広場	1歳未満の乳児と保護者が集い交流できる場を提供します。
離乳食教室	望ましい離乳食の進め方と、乳幼児の健やかな成長及び家族全体の食生活のあり方を学びます。
幼児健康診査	1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査の集団健診を実施します。医師・歯科医師による診察や、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導などを行います。
2歳児歯科健康診査	歯科医師による歯科診察、保健師・栄養士・歯科衛生士による保健指導、フッ化物塗布(希望者)を行います。
5歳児健康診査	年中児のお子さんを対象に発達の様子を確認し、医師、心理相談員、保健師などによる相談を行います。
子育て世代禁煙治療費助成事業	受動喫煙を防ぐため、妊婦または子どもと同居し、禁煙を希望する方に対して、禁煙治療に要する費用の一部を助成します。

保健・健康

いばらき妊娠・子育てほっとライン

助産師が妊娠や出産、育児等に関するさまざまな相談に応じます。一人で悩まずにご相談ください。

● ☎029-301-1124

● 月・火・水・金 10:00～17:00

※ 祝日、8/13～8/15、年末年始(12/29～1/3) 除く

● 一般社団法人茨城県助産師会



〈 広告 〉

健康な体は快適な住環境から

エアコンクリーニング
洗濯機クリーニング
換気扇クリーニング

ハウスクリーニングのプロ!
おそうじ本舗®
—— 予防クリーニングの時代へ。 ——
0120-42-6801

お気軽にご相談ください♪
女性スタッフ在店♪

カードOK・親切対応
日立市鮎川町1-8-13
代表 勝村 勇太

不妊治療費助成

生殖補助医療(体外受精、顕微授精)を受けた方に治療費の一部を助成します。

対象、助成内容、申請手続きなどについては、市のホームページをご覧ください。健康づくり推進課へお問い合わせください。

不育症治療費助成

不育症に関する保険外診療で行った検査および治療費の一部を助成します。

対象、助成内容、申請手続きなどについては、市のホームページをご覧ください。健康づくり推進課へお問い合わせください。

養育医療給付

身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんの1歳になるまでの入院にかかる医療費を助成します。

所得に応じた自己負担や指定医療機関の入院が必要になるなどの条件がありますので、詳しくは市のホームページをご覧ください。健康づくり推進課へお問い合わせください。

予防接種

予防接種は、感染症の予防に有効です。予防接種について正しく理解し、効果的に接種しましょう。最新の情報は、市ホームページをご覧ください。健康づくり推進課へお問い合わせください。

子どもの予防接種

定期接種

対象年齢の方は公費(無料)で接種することができます。

接種当日は、「母子健康手帳」と「予防接種実施通知書」を医療機関へお持ちください。

種類		対象年齢	回数
ロタウイルス	1価	生後6週0日～24週0日	2回
	5価	生後6週0日～32週0日	3回
B型肝炎		1歳未満	3回
小児用肺炎球菌		2か月～5歳未満	1～4回まで
5種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ・ヒブ)		2か月～7歳6か月未満	4回
BCG(結核)		0か月～1歳未満	1回
水ぼうそう		1歳～3歳未満	2回
麻しん風しん混合(MR)	1期	1歳～2歳未満	1回
	2期	小学校就学前の1年間	1回
日本脳炎	1期	6か月～7歳6か月未満	3回
	2期	9歳～13歳未満	1回
	特例	※平成17年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は、20歳未満までの間、4回接種のうち不足回数分を無料で接種できます。	4回まで
2種混合(ジフテリア・破傷風)		11歳～13歳未満	1回
子宮頸がん予防ワクチン		小学6年生～高校1年生の女子	2回または3回

任意接種

対象年齢の方は費用の一部助成を受けることができます。

市内医療機関:接種後、医療機関が定める接種料金から助成額を差し引いた額を自己負担

市外医療機関:償還払い制度

接種当日は、「母子健康手帳」を医療機関へお持ちください。

種類		対象年齢	回数
おたふくかぜ		1歳～小学校就学前	1回

■ その他の予防接種

接種当日は、マイナンバーカード等の本人確認ができるものを提示して接種を受けてください。

種類	対象者	回数	費用
高齢者肺炎球菌	65歳以上の方で、今までに一度も接種したことがない方※1	1回	医療機関や接種ワクチンによって異なります。助成額は市ホームページなどをご覧ください。
带状疱疹	65歳の方※2 令和7年度から令和11年度までは以下の方も該当 70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の方 令和7年度に限り以下の方も該当 101歳以上の方	生ワクチン:1回 組換えワクチン:2回	
破傷風	①昭和27年以前生まれの方	3回	無料
	②基礎免疫(3回)が済んでいる方	1回	

※1 「60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」も含む。

※2 带状疱疹のみ年度年齢。接種時に「60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」も含む。

■ インフルエンザ予防接種・新型コロナウイルスワクチン接種

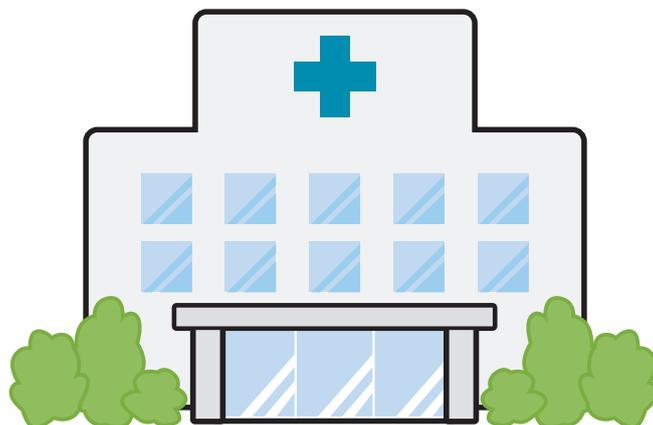
定期接種及び任意接種の一部の方について、接種料金の助成を行っています。
実施期間や助成対象者、助成額は、市ホームページをご確認ください。

* がん検診・健康診査

各種がん検診

種類	対象者	実施場所		
		集団検診	医療機関検診	
胃がん検診	50歳以上	○ 胃部X線検査(バリウム検査)	○ 胃内視鏡検査(胃カメラ検査)	
大腸がん検診	40歳以上	○		
乳がん検診	30歳以上の女性	○		
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	○	○	
乳がん・子宮頸がん同日検診	30歳～59歳の女性	○		
胸部CT検診(肺がん検診)	50歳以上	○		
その他の検診	喀痰検査	●50歳以上で血痰がなく、喫煙指数(1日の本数×年数)が600以上の方	○	
	結核・肺がん健診(胸のエックス線検査)	65歳以上	○	
	前立腺がん検診	50歳以上の男性	○	
	歯周疾患検診	20・30・40・50・60・70歳		○
	骨粗しょう症検診	40・45・50・55・60・65・70の女性	○	

※申し込み方法の詳細については、市ホームページ、健康カレンダーでご確認ください。



健康診査

健康診査(特定健康診査など)

年齢	申込方法	内容		健診場所	備考
		基本項目	追加の検査		
16歳以上 29歳以下の方	申し込みが必要です。 受診を希望される場合は、健康づくり推進課へ御連絡ください。受診券を送付します。	全員	希望制(2,200円)	集団健診会場	次の①～③の検診は集団健診会場で受けられます。
30歳以上 39歳以下の方	市から受診券を郵送します(事業所で働いていると思われる方は除く)。	全員			①結核・肺がん検診(胸のレントゲン検査) *対象者:65歳以上
40歳以上 74歳以下の方 (国民健康保険に加入の方)	市から受診券を郵送します(社会保険の方の受診券は加入している医療保険者から送られます)。	全員	集団健診:全て実施 医療機関健診:心電図・眼底は当日の結果及び医師の判断に基づき、該当者に実施	集団健診会場 または 医療機関 どちらでも可能	②肝炎ウイルス検診 *対象者:40歳以上で過去に受けたことがない方
75歳以上の方 (後期高齢者医療制度加入の方)	市から受診券を郵送します。	全員 (腹囲除く)	希望制(2,200円)		③前立腺がん検診 *対象者:50歳以上の男性

【検査内容】

- 基本項目…問診、身体測定(身長、体重、腹囲)、血圧、尿検査(糖、蛋白)、血液検査(血糖、肝機能、脂質)
- 追加の検査…心電図、眼底、血液検査(貧血・血清クレアチニン)

*市の健康診査は年齢によって受診方法が異なります。対象の方には、5月頃に受診券を郵送します。詳しくは、受診券もしくは市ホームページをご確認ください。

特定保健指導

特定健康診査の結果(腹囲、血糖、脂質、血圧、喫煙歴)から生活習慣病改善の必要性の程度に応じた保健指導を行っています。

歯科

歯科相談

むし歯・歯周病予防のための仕上げみがき・歯みがき指導、デンタルフロス・歯間ブラシの使い方指導、お口の中や歯のことで心配なことなどをご相談ください。歯科衛生士による個別相談を行います。

対象

妊婦・幼児期から高齢者まで

料金

無料

申し込み

予約制(健康づくり推進課まで問い合わせてください。)

場所

保健センター ☎21-3300

日程

市報、市ホームページでご確認ください。

歯周疾患検診

歯周病予防のため、歯周疾患検診を行っています。

対象

20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳

検診時期

5月から翌年2月まで

※料金、申し込みなど、詳しくは、健康づくり推進課へ問い合わせてください。

栄養

栄養相談

食事全般についてご相談ください。栄養士による個別相談を行います。

対象

妊婦・乳幼児期から高齢者まで

料金

無料

申し込み

予約制(健康づくり推進課へお電話ください。)

場所

保健センター ☎21-3300

日程

市報、市ホームページでご確認ください。

〈広告〉

-茨城県北の矯正歯科-

しまざき矯正歯科



	月	火	水	木	金	土	日
11:00~19:00	-	○	○	-	○	※	※

※土曜・日曜 9:00~17:00 (日曜診療は月2回)
休診日 月曜・木曜

日上市千石町2-5-19
TEL 0294-37-4182



健康相談

専門職(保健師・看護師等)が身体の症状や心の健康についての心配事、健診や予防接種についての相談に応じます。

対象

妊婦・乳幼児期から高齢者まで

場所

保健センター ☎21-3300

時間

月～金曜 8:30～17:15

介護予防

高齢者がいつまでも元気で、いきいきと生活を送れるよう、健康講座の開催や通いの場の支援を行います。日程や申込み方法は、市報や市ホームページにてご案内します。

◎認知症予防教室

「いきいき脳」を保つ生活習慣(食生活・口腔ケアなど)に関する講話、インストラクターによる運動実技を通して、認知症予防について学びます。

◎各種講演会

認知症や脳卒中、関節症などの予防に関する講演会を行います。

◎健康教育・健康相談

専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)がフレイル予防に関する健康教育、個別相談を行います。ご希望の際は、健康づくり推進課(☎21-3300)へご相談ください。

◎通いの場

健康活動や仲間との交流を楽しむところで、介護予防やフレイル予防を目的とした活動の場を推進しています。

- シルバーリハビリ体操教室
- ふれあい健康クラブ
- ふれあいサロン

詳しくは、P53～P54の「元気な高齢者対象の通いの場」をご覧ください。

★ 休日の病気やけが

休日の病気やけが(休日緊急診療)

休日の急な病気やけがの際にご利用ください。

内科・小児科

場所

幸町1-17-1 日立駅前大型商業施設「ヒタチエ」別館2階
☎33-5353または☎33-5733

診療日

日曜日、祝日、年末年始(12/30～1/3)

受付時間

9:00～11:30、13:00～16:00

外科

場所

市内の医療機関が当番制で担当します。当番医療機関については、市報または市ホームページでご確認ください。

診療日

日曜日、祝日、年末年始(12/30～1/3)

受付時間

9:00～11:30、13:00～16:00

歯科

場所

市内の歯科医院が当番制で担当します。当番医療機関については、市報または市ホームページでご確認ください。

診療日

5/3～5/5、8/13～8/15に含まれる日曜日、年末年始(12/30～1/3)

受付時間

9:00～11:30、13:00～16:00(12/30～1/3は9:00～11:30、13:00～14:00)

ひたち小児オンライン医療サービス

お子さんの気になる症状をオンラインで医師に相談・受診できます。

◎オンライン医療相談

対象

中学生以下のお子さんがある世帯の方

利用時間

24時間・年中無休

◎オンライン診療

対象

中学生以下のお子さん

利用時間

月～土 18:00～22:00
日・祝 9:00～13:00、14:00～22:00



詳細は市HPへ

保健・健康

救急電話相談

医療機関案内(24時間対応)

◎茨城県救急電話相談

急な病気やケガなど、判断に迷ったときや困ったときにご相談ください。

- 子ども(15歳未満) # 8000 ※左記でつながらない場合
- おとな(15歳以上) # 7119 ☎050-5445-2856

◎日立市消防本部 消防医療情報問合せ

応急手当に関するアドバイスも行っています。また、救急車を呼んだほうが良いか迷った際にも利用できます。

☎22-4199(よい救急)

〈 広告 〉

☐ 救急24時間対応 ☐
社会医療法人愛宣会
ひたち医療センター
〒316-8533 茨城県日立市鮎川町2-8-16
(最寄駅: JR常磐線 常陸多賀駅)

[お問い合わせ]
TEL 0294-36-2551
ホームページもご覧ください。→



福祉・介護

▼高齢福祉課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5073



★ 高齢者福祉

高齢者の日常生活に関する相談窓口

相談窓口	所在地	電話番号
地域包括支援センター福祉の森 聖孝園	十王町高原333-6	39-1166
地域包括支援センターサン豊浦	川尻町758-27	33-8811
地域包括支援センター神峰の森	本宮町1-2-13	33-5512
地域包括支援センター銀砂台	鹿島町2-5-9	33-6500
地域包括支援センター小咲園	諏訪町5-5-1	32-7900
地域包括支援センター 鮎川さくら館	国分町3-12-10	36-7303
地域包括支援センター金沢弁天園	東金沢町2-14-19	33-7424
地域包括支援センター成華園	久慈町4-19-21	33-7119
日立市高齢福祉課	助川町1-1-1	22-3111

※相談は、無料です。

※相談で知り得た情報を外部に漏らすことは、一切ありません。

※必要時、ご自宅まで訪問することもできます。

認知症に関する相談窓口

1. 認知症地域支援推進員について

認知症地域支援推進員とは、認知症の方やその家族などからの相談を受け、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう医療機関等の関係機関へのつなぎや連絡調整の支援を行います。各地域包括支援センターと高齢福祉課には、認知症地域支援推進員を配置しています。認知症でお困りの場合は、上記相談窓口にご相談ください。

2. 認知症初期集中支援チームについて

医療・福祉の専門職(保健師・看護師・介護福祉士等)が訪問し、認知症サポート医の助言を受けながらご本人やご家族の状況に合わせ、必要な医療や介護サービスにつなげるなど、早期診断・早期発見に向けた支援を行います。

対象者

40歳以上で在宅で生活をしており、下記のいずれかに該当する方

- (1) 認知症が疑われる方
- (2) 認知症の方でいずれかに該当する方
 - ア 医療、介護のサービスを受けていない(中断している)
 - イ 認知症疾患の臨床診断を受けていない
 - ウ 認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

生活支援事業

緊急通報システム事業

病気などで日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者(おおむね65歳以上)や高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度身体障害者などを対象に、急病の際、ボタンひとつで消防本部に通報ができる装置をお貸しします。

利用者負担額

市民税課税世帯	設置工事費 3,190円 月額使用料 418円
市民税課税世帯以外の世帯	無料

訪問理美容費助成事業

訪問理美容を利用した際の出張費相当額(1,000円)を助成します。

対象者

- 在宅のおおむね65歳以上の方で、介護保険制度で要介護3、4、5の認定を受けている方
 - 在宅の重度身体障害者で、日常生活のすべてにおいて介護を必要とする状態にある方
- *入院、入所中の方は対象外となります。

助成額

1回の利用について1,000円。一年間で6,000円が限度。2か月に1回の利用を目安に助成券を交付します。

〈広告〉

クオリティーと環境を手に入れる 安心という、贅沢な時間



- ①同敷地内にはクリニック併設で安心
- ②急変時には関連病院・施設へ入院可
- ③プライベートビーチを思わせる絶景の立地

医師往診・看護師常駐 *ご見学・ご相談はお気軽にお電話ください



社会福祉法人ひたちの森会

特別養護老人ホーム ひたちの森すこやかビレッジ

住所：茨城県日立市東滑川町 5-10-3

電話：0294-32-7788

症状やご希望に適したサービス・施設へのご案内も致しております

施設概要・定員		当ホームの特徴
入所	50名	完全プライバシーの全室個室
デイサービス	20名	送迎・昼食・海一望風呂の入浴付
ショートステイ	10名	完全プライバシーの全室個室



医療法人 永慈会 永井ひたちの森病院

日立市小木津町 966 電話：0294-44-8800

特別養護老人ホーム
ひたちの森すこやかビレッジ

■ 寝具洗濯乾燥消毒費助成事業

寝具をクリーニングする際の費用を助成します。

対象者

- 在宅のおおむね65歳以上の方で、介護保険制度で要介護3、4、5の認定を受けている方
 - 在宅の重度身体障害者で、日常生活のすべてにおいて介護を必要とする状態にある方
- *入院、入所中の方は対象外となります。

対象寝具

- 掛布団 ● 敷布団 ● 毛布 ● ベッドパット

助成額

年額6,000円分の助成券を交付します。

■ いばらきシニアカード

協賛店舗にいばらきシニアカードを提示すると、協賛店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードです。

対象者

65歳以上の方

申請に必要なもの

住所、氏名、生年月日が確認できるもの(マイナンバーカードなど)

配布窓口

高齢福祉課、各支所、各地域包括支援センター

■ はり、きゅう、マッサージ施術助成事業

はり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合の費用の一部を助成します。申請は高齢福祉課の他、各支所及び市民課でも受け付けています。

申請に必要なもの

マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳(身体障害者1・2級の方)・その他官公署が発行した身分証明書など
*代理申請の場合でも助成希望者ご本人の身分証明書が必要です。

対象者

- 65歳以上の方
- 身体障害者1、2級の方

助成額及び方法

1回の施術につき1,000円。1年間で12,000円分を限度に助成券を交付します。

■ 介護ファミリー・サポート・センター事業

入院中の洗濯や退院後の家事など、病気やけがなどにより日常生活に支障がある高齢者の援助を行います。
*登録制です。

援助内容

- 入院中の洗濯 ● 買物、食事づくり
- 屋内の掃除、整理整頓 ● 病院の付き添い(交通費別)など

利用料

次の(1)～(3)の料金がかかります。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 平日 8:00～18:00まで | 600円/時間 |
| 上記以外の時間帯 | 700円/時間 |
| 休日 8:00～18:00まで | 700円/時間 |
| 上記以外の時間帯 | 800円/時間 |
| (2) 援助員の交通費実施 | |
| (3) 年会費 | |

問合せ

ライフ・ケア・ひたち ☎27-6633

■ 介護予防住宅改修助成事業

「介護保険制度の要支援・要介護認定を受けることができない高齢者」を対象に、段差解消など転倒予防のための住宅改修を実施する場合に、助成を行います。助成を希望する場合は、住宅改修施工前の申請が必要となります。

助成額

対象工事の7～9割の額。ただし、14～18万円を限度額とします。

■ 介護予防事業

■ 元気な高齢者対象の通いの場

「介護予防」とは、元気な高齢者が、できるだけ寝たきりや認知症などの介護が必要な状態にならないように、生活機能の低下を防ぐ取り組みです。日立市では、65歳以上のかたを対象に事業を行っています。

◎ふれあいサロン事業

外出の機会の少ない高齢者を対象として、社会的孤立感の解消や健康増進を図るため、集会場などの身近な場所での交流活動を行います。

利用料

無料

問合せ

日立市社会福祉協議会 ☎87-7222

〈 広告 〉

公益社団法人 日立市シルバー人材センター

**豊富な人材と柔軟な対応
コストの削減も期待できる
安心の公共的な団体です**



住み慣れたまちで
活躍したい
働きませんか?

お仕事紹介

ご家庭

- ・ 除草・植木剪定
- ・ 襖・障子・網戸・畳 張替え

企業様

清掃・調理
自動車運転

その他 空き家管理、訪問介護等

お仕事のご依頼お待ちしております



〈お問い合わせ〉 受付時間 8:45～17:15

TEL 0294-33-5586

〒317-0073 日立市幸町1-17-1 ヒタチ工別館3階



日立市シルバー

◎ふれあい健康クラブ

運動機能の向上、閉じこもり予防、認知症・うつ予防などを目的として、看護師、指導員が中心となり、体操やレクリエーションなどを行います。(市内の交流センター等、28会場で月2回実施)

利用料

無料

問合せ

日立市社会福祉協議会 ☎87-7222

◎シルバーリハビリ体操教室

シルバーリハビリ体操指導士が、健康づくり・介護予防のために、身近な場所で体操教室を実施しています。開催場所や体操に関する詳細は、問い合わせてください。

問合せ

健康づくり推進課 ☎21-3300

■介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

◎生きがいづくり支援事業

健康づくりや生きがいづくりを目的に、趣味活動や軽スポーツなどを行います。外出が困難な方は、送迎を行います。

会場

かねはた老人ホーム、老人福祉センターはまぎく荘

利用回数

週1回

時間

10:00～15:00

利用料

1日当たり320円(送迎利用の場合は410円)

◎訪問型介護予防事業

簡単な運動や栄養改善などにより、生活機能が向上するように、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が訪問し、指導や相談を行います。

利用料

無料

■軽費型訪問介護事業

掃除や洗濯などの日常生活における家事支援を行います。(1回あたり1時間程度)

利用料

市民税非課税世帯	144円
市民税課税世帯	1割負担:240円
	2割負担:480円
	3割負担:720円

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、住み慣れた地域で、できるだけ長く尊厳を持って生活できるよう、医療や介護等の多職種による連携推進に取り組んでいます。

■市民向け在宅療養出前講座

高齢者の方が、住み慣れた地域で、できるだけ長く生活するために、必要な知識・情報等を学べる場として、医療・介護に従事する専門職や市職員が講師となり、地域に出向いて出前講座を行います。

利用料

無料

対象者

市内に居住または勤務する方もしくは市内の学校に在学する方が10人以上で構成された団体等

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・229)

■エンディングノートの配布

高齢者の意思決定支援やACP(アドバンスケアプランニング)の推進を図るため、エンディングノートを配布し、もしもそのためのために、自分が望む医療やケア、大切な人へ残したい想いを前もって考え、話し合うきっかけづくりを提供します。

認知症高齢者等支援

■成年後見制度利用支援事業

認知症や精神・知的障害などにより判断能力が不十分で、かつ、身寄りがいないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行ったり、成年後見制度を利用するにあたり、費用を負担することが困難な人に対して、市が、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線229)

■成年後見サポートセンター

認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な方の権利を守り、誰もが安心して暮らせるよう成年後見制度に関する相談に応じます。また、成年後見申立の手続き支援や出前講座、休日相談会も行います。

利用料

無料

問合せ

日立市社会福祉協議会 ☎87-7222

■ひたちオレンジカフェ

認知症のかたや家族、地域の方などが体操や脳トレ、レクリエーションなどを通して交流するほか、専門職による相談も受けることができます。

利用料

無料(内容により自己負担あり)

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

■ 認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方とその家族をできる範囲で手助けしたり、温かく見守る応援者を養成するために、各地域で定期開催しています。また、各団体(原則、10人以上)で受講希望の場合は、ご希望に応じて、地域に出向いて講座を開催します。

利用料

無料

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

■ 日立市認知症ケアあんしんガイド

認知症の方やその家族などが地域で安心して暮らしていくことができるよう、認知症の予防・備えの段階から進行状態に応じた相談先や利用できる制度、サービスの提供の流れ等を掲載したパンフレットです。

配付場所

高齢福祉課、各支所、各地域包括支援センターなど

■ GPS端末を装着する専用靴の購入費助成

介護保険制度の福祉用具貸与「認知症老人徘徊知機器(GPS端末)」を活用する方が、GPS端末を装着する専用靴を購入する場合、購入費の一部を助成します。希望する方は、担当のケアマネジャーにご相談ください。

対象者

要介護(要支援)認定を受けた認知症の方を介護している家族など

助成額

専用靴代(税込み)の9割(最大10,000円)

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

■ 徘徊SOSネットワーク

高齢者等が行方不明になった際に、市から協力事業所及び関係機関に情報提供することで、日頃の業務の中で、行方不明高齢者の見守り強化や可能な範囲での捜索に協力してもらい、速やかな発見・保護につなげるものです。

利用料

無料

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

■ おかえりマーク

登録番号が記載された「おかえりマーク」シールを対象者の衣類などに取り付けることで、行方不明時に登録番号から本人を特定し、速やかに家族へ連絡することができます。

利用料

無料

問合せ

高齢福祉課 ☎22-3111(内線227・246)

■ 家族介護支援サービス

■ 家族介護用品購入費助成事業

要介護4・5の認定を受けた、在宅の高齢者を常時介護している方(ただし、高齢者及び介護者ともに市民税非課税世帯の場合に限ります。)を対象に、介護用品を購入するための費用の一部を助成します。

※高齢者が入院、入所中の場合は対象になりません。

助成額及び方法

1か月5,000円の助成券を交付。

助成目

- 紙おむつ ●尿取りパット ●おむつカバー
- 失禁パンツ ●使い捨て手袋 ●清拭剤
- ドライシャンプー ●介護用口腔ケア用品

■ 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業

寝たきりまたは認知症の状態が6か月以上継続している65歳以上の高齢者と同居し、常時介護している方を対象に、介護慰労金を支給します。

*寝たきりまたは認知症の状態には基準があります。詳しくは高齢福祉課に問い合わせてください。

支給額

1か月3,000円(毎年3月に1年分を支給)

次に該当する場合は対象外となります。

- 日立市特別福祉手当、国の特別障害者手当等を受給しているとき。
- 高齢者が病院などに3か月を超えて入院しているとき。
- 高齢者が施設に入所しているとき。

■「介護マーク」を配布しています。

認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくいので、介護中に誤解や偏見を持たれることがあります。

市では、介護する方が周囲から偏見や誤解を受けないよう、介護者の負担軽減や介護者を温かく見守り支える「やさしい社会」づくりを進めることを目的に「介護マーク」を無料で配布しています。

対象者

- 認知症高齢者や介護の必要な高齢者、障害者などを介護している方
- 介護施設、病院などの職員
- その他、介護マークを利用することが介護者などの負担を軽減すると認められる方

配布場所

高齢福祉課、障害福祉課、各支所
 ＊申請書の記入・提出が必要です。
 ＊介護施設などの事業所は高齢福祉課での配布になります。

敬老事業

■ 長寿祝金支給事業

長寿者に対し、長寿祝金を支給し、高齢者の福祉の向上を図ることを目的として昭和34年4月から実施しています。

対象者

- 次のいずれにも該当する方
- 4月1日から翌年3月末日までに、88歳または100歳となる方
 - 支給の年の4月1日から支給月(9月)まで日立市に住所を有している方

支給方法

支給月(9月)に地区担当の民生委員がお配りしています。

＊ 障害福祉

障害福祉課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5074

障害者手帳

■ 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害児(者)が、各種のサービスを利用するために必要な手帳です。

手続き

身体障害者手帳の申請方法については以下のとおりです。

必要なもの

- 身体障害者診断書・意見書(所定の用紙があります)
- 写真2枚(縦4cm×横3cm)
- 身体障害者手帳交付申請書

申請手順

- (1) 障害福祉課または各支所で、診断書・申請書を受け取る。
- (2) 診断書を病院で作成する。
- (3) 申請書に必要事項を記入のうえ、診断書に申請者の写真2枚を添えて、市役所または最寄りの支所に提出する。

その他

- 手帳の発行までには、1か月半程度かかりますので、ご了承ください。
- 診断書を書くことのできる医師が決められておりますので、診断書などを受け取る際にご確認ください。
- 身体障害者手帳は、申請者の居住している市町村への申請をしてください。

■ 療育手帳

療育手帳は、知的障害児(者)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助を受けやすくするため、茨城県福祉相談センターまたは茨城県日立児童相談所で知的障害と判定された方に交付されます。

手続き

- 下記へ直接ご相談ください。
- 18歳未満…茨城県日立児童相談所 ☎22-0294
 - 18歳以上…茨城県福祉相談センター ☎029-221-0800
- ＊なお、療育手帳の受け取りは障害福祉課の窓口となります。

〈 広告 〉

**放課後等
デイサービス**

**就労継続支援
B型**

**計画・障がい児
相談支援**

日中一時支援

随時見学・ご相談受付中!



のびのびと活動できます

広い室内で

EVERY1は、障がいを持つ子ども達全員がそれぞれ一番であるというスローガンを第一に活動している

障がい福祉サービス 事業所です

エブリワン

EVERY1

☎ 0294-33-6613

受付対応時間 (月～日 10:00～18:00)



株式会社GIFTED 〒316-0014 茨城県日立市東金沢町4-6-20 [FAX] 0294-33-6614 [Mail] gifted.every1@gmail.com [Web] https://gifted-every1.jimdofree.com/

精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、医療や福祉の支援を受けやすくすることを目的として、精神の疾患により日常生活や社会生活に制約のある方に交付されます。

手続き

精神障害者保健福祉手帳の申請方法については以下のとおりです。

必要なもの

- 医師の診断書(所定の用紙があります)または障害年金や特別給付金などの証書
- 写真1枚(縦4cm×横3cm)
- 障害者手帳申請書

申請手順

- (1) 医師の診断書を添付する場合は、障害福祉課で診断書様式などを受け取り、診断書を病院で作成する。(障害年金などの証書を添付する場合は、診断書不要)
- (2) 申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添えて障害福祉課に提出する。

その他

- 手帳の発行までには、2～3か月程度かかりますので、ご了承ください。
- 診断書を書くことのできる医療機関が決められておりますので、診断書などを受け取る際にご確認ください。
- 精神障害者保健福祉手帳は、申請者の居住している市町村への申請となります。
- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間です。有効期限が切れる3か月前から更新申請が可能です。

各種相談事業

日立市障害者基幹相談支援センター

各種相談

専門の資格を持った相談員が、障害の種別、障害者手帳の有無にかかわらず、ご本人やそのご家族、地域の相談支援機関等からの様々な相談に応じます。

所在地

日立市助川町1-1-1(障害福祉課内)

問合せ

☎22-3111(内線412)
IP電話 050-5528-5135 FAX22-3011

茨城県福祉相談センター

身体障害者の更生相談

身体障害者を対象として、医師、身体障害者福祉司、理学療法士などが専門的立場から、次のようなことを行います。

- 医療に関する相談・指導・医学的判定
- 補装具の要否・適合判定
- 心理・職業能力の判定
- 巡回相談
- 市町村及び施設に対する専門的技術援助及び広域調整

知的障害者の更生相談

18歳以上の知的障害者を対象として、医師、心理判定員、ケースワーカーなどの専門職員が、医学的・心理学的相談、判定、相談指導など一人ひとりの状況に応じた助言・指導を行います。

所在地

水戸市三の丸1-5-38

問合せ

☎029-221-0800 FAX029-221-0811

茨城県精神保健福祉センター

こころの悩みや病気に関する相談

家庭や職場での対人関係、精神障害者への対応、精神保健の相談、不登校などの思春期相談、アルコールや薬物依存症に関する相談を行っています。(相談はすべて予約制です)

所在地

水戸市笠原町993-2

問合せ

☎029-243-2870 FAX029-244-6555

就労に関する相談

◎日立公共職業安定所 ハローワーク日立

障害者の就職のための職業相談・職業紹介や就業後のフォローアップを行っています。

所在地

若葉町2-6-2 ☎21-6441

◎茨城障害者職業センター

ハローワークなどの関係機関と密接な連携を取りながら、障害者の就職のための相談や職業能力等の評価、就職前の支援、事業主への支援などを行っています。

所在地

笠間市鯉淵6528-66 ☎0296-77-7373

〈 広告 〉



就労継続支援B型事業所
SKY LOUNGE



SKY LOUNGE 室内



ケアハウス
「ひだか」・「べんてん」

ケアハウスひだか室内

障害のある方のための
グループホーム

眺望の良い事業所で
めだか・多肉植物の
飼育販売

【運営法人】 ナッティジャパン合同会社 日立市西成沢町2丁目16-50

☐就労継続支援B型事業所 SKY LOUNGE 日立市西成沢町2丁目16-50 [お問い合わせはこちらまで]

☐ケアハウスひだか 日立市日高町2丁目3-10

☐ケアハウスべんてん 日立市弁天町1丁目3-7

0294-47-9088

ホームページ




◎障害者就業・生活支援センターまゆみ

在宅の障害者やその家族の地域における就業面・生活面での支援を行っています。

◀就業面での支援▶

就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、就職活動の支援、職場定着に向けた支援、事業所に対する助言、関係機関との連絡調整

◀生活面での支援▶

日常生活の自己管理（生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等）に関する助言、地域生活や生活設計（住居、年金、余暇活動等）に関する助言、関係機関との連絡調整

所在地

日立市多賀町2-8-16三協ビル1階C号

問合せ

☎36-2878 FAX33-5989

手当の支給

▶ 特別障害者手当

身体または精神の障害が、重複または著しく重度の状態にあるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

対象者

在宅で、重度の障害が重複している等により特別の介護を必要とする方

支給制限

- 福祉施設等に入所している場合
- 病院等に3か月を超えて入院している場合
- 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）

手当の額

月額29,590円（令和7年4月現在）
※毎年4月に支給額の見直しがあります。

申請に必要なもの

- 障害者手帳（持っている場合）
- 本人名義の預金通帳
- 所定の診断書
- マイナンバーが分かるもの

▶ 障害児福祉手当

身体または精神に重い障害があるため、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

対象者

- 身体障害者手帳1級程度の方
- 療育手帳マルA程度の方
- 上記同程度の精神障害の方

支給制限

- 障害を支給事由とする年金を受給できる場合
- 福祉施設等に入所している場合
- 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）

手当の額

月額16,100円（令和7年4月現在）
※毎年4月に支給額の見直しがあります。

申請に必要なもの

- 障害者手帳（持っている場合）
- 所定の診断書
- 本人名義の預金通帳
- マイナンバーが分かるもの

▶ 特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している保護者の方に支給します。

対象者

◀1級▶

- 身体障害者手帳おおむね1級・2級
- 療育手帳マルA・A
- 精神障害者保健福祉手帳おおむね1級

◀2級▶

- 身体障害者手帳おおむね3級
- 療育手帳おおむねB
- 精神障害者保健福祉手帳おおむね2級

支給制限

- 児童が児童福祉施設に入所している場合（親子入所を除く）
- 児童が障害による公的年金を受給できる場合
- 受給者、配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合（支給停止）

手当の額

1級 月額56,800円
2級 月額37,830円（令和7年4月現在）
※毎年4月に支給額の見直しがあります。

〈広告〉

株式会社 Re-eGG	有限会社 玉宝
障害者 共同生活援助 グループホーム たまご	障害者 共同生活援助 グループホーム ひよこ
	
日立市日高町5-6-15 TEL. 0294-51-4932 定員 20名 男性10名 女性10名	日立市田尻町3-25-5 TEL. 0294-51-2989 定員 20名 男性10名 女性10名

申請に必要なもの

- 障害者手帳(持っている場合)
- 所定の診断書(省略できる場合があります)
- 住民票(世帯全員)
- 戸籍謄本
- 受給者名義の預金通帳
- マイナンバーが分かるもの

日立市特別福祉手当

身体か精神に重度の障害のある方または同居・養育している方に支給します。

対象者

- ①身体障害者**
 - 身体障害者手帳1級・2級
 - 身体障害者手帳3級で20歳未満
 - 身体障害者手帳下肢障害4級で20歳未満
- ②知的障害者**
 - 療育手帳マルA・A
 - 療育手帳Bで20歳未満
 - 身体障害者手帳3級と療育手帳Bの両方を所持
 - 身体障害者手帳4級と療育手帳Cの両方を所持し、かつ20歳未満
- ③精神障害者**
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
 - 精神障害者保健福祉手帳2級で20歳未満
 - 精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級の両方を所持
 - 精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級の両方を所持し、かつ20歳未満
- ④特別児童扶養手当1級・2級**
- ⑤上記に該当しない方で、下記のいずれかに在籍している方**
 - 母子療育ホーム ● しいの木学園 ● ひまわり学園
 - 太陽の家 ● 日立特別支援学校

支給制限

- 特別障害者手当、障害児福祉手当、日立市介護慰労金などの支給を受けている方
- 特別養護老人ホームや障害者支援施設などの施設に入所している場合
- 障害程度に変更があった場合や各手帳の有効期間が終了した場合

手当の額

対象者①～④ 月額3,000円
対象者⑤ 月額2,000円

申請に必要なもの

- 障害者手帳(持っている場合)
- 本人名義の預金通帳
- マイナンバーが分かるもの

共済制度**茨城県心身障害者扶養共済制度**

この制度は、障害者の将来に対し保護者が抱く不安を軽減するための互助制度であり、保護者が死亡または重度障害になった場合に、障害者に年金を支給します。

加入資格

- 障害者を扶養している方が、次の全ての条件に該当する場合に加入できます。
- 県内に住んでいる
 - 65歳未満である
 - 特別の疾病または障害がない

掛金**基本掛金額**

1口 9,300円～23,300円(月額)
※加入者の年齢に応じて金額が異なります。
※2口加入の場合は倍額。

年金及び弔慰金**年金**

加入者が死亡したとき、または重度障害の状態になったときは、その月から障害者に毎月2万円(2口加入の方は、毎月4万円)の年金が支給されます。

弔慰金

1年以上加入した後、障害者が加入者よりも先に死亡したときは、一時金として加入期間に応じて、弔慰金が支給されます。

脱退一時金

5年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

生活環境の援助**障害福祉サービス等**

障害のある方ができるだけ自立し、住み慣れた地域で安心して暮らすために、さまざまな障害福祉サービスを利用できます。

対象者

- 障害者手帳を持っている方(持っていなくても利用できる場合があります)
- 難病患者

サービスの種類

≪介護給付≫	
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により行動上、著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方が外出するときに、移動に必要な情報の提供(代筆・代記を含む)や移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動等の機会を提供します。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

≪訓練等給付≫

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
自立生活援助	精神障害などにより長期に入院していた方を対象として、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補うための相談・助言等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ●夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います(介護サービス包括型)。 ●夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います(外部サービス利用型)。 ●24時間の支援体制を確保し、日中も施設内で食事・排泄・入浴等の支援を行います(日中サービス支援型)。

≪障害児通所支援≫

児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作や、知識・技能を身につけ、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障害児に対し、医療の提供を行うとともに、日常生活における基本的な動作や、知識・技能を身につけ、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害等の状態にある障害児で、サービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた場合、居宅を訪問して日常的な動作の指導等、必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等を訪問し、集団生活へ適応するための専門的な支援等を行います。

〈 広告 〉



就労継続支援A型事業所ALL WIN

All Win

力を合わせ、大きく輝く

私たちALL WINは、人と食材に光を当て、その価値を高め輝かせることを目指しています。多様な個性やハンデを持つ方々が、働く楽しさや力を合わせる喜びを感じられる環境を大切にしています。共に成長できる職場で、新しい自分を見つけませんか？ぜひ一度、見学にお越しください。

ご利用したい方
お弁当製造、配達、領の取換など、様々なお仕事がございます。

お仕事依頼したい方
生産量問題、雇用問題、などの解決のためのお手伝いを承ります。

お気軽にお問い合わせ下さい。

事業内容
法人向け宅配弁当の製造
調理や仕込み、お弁当の盛り付けなど、多様な業務をご用意しています。利用者様一人ひとりの目標に合わせて、安心してステップアップできる環境を整えています。





就労継続支援A型事業所 合同会社ALL WIN
ホームページ <https://allwin-hitachi.com/>

〒316-0013 茨城県日立市千石町
3丁目11-21 鹿島マンション101

Tel: 0294-87-9633
Fax: 0294-87-9634

自己負担額

費用の1割(ただし、所得に応じて上限があります)

申請方法

障害福祉課へご相談ください。

補装具費の支給

身体障害者(児)および難病患者等の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入または修理に係る費用の一部を公費で負担します。

対象者

- 身体障害者手帳を持っている方
- 難病患者

支給制限

- 市町村民税所得割額が46万円以上の場合(障害児を除く)

自己負担額

購入する用具の1割(ただし、購入する用具の価格が補助基準額を超える場合、超過額は利用者負担)

申請に必要なもの

- 身体障害者手帳または難病を証明する書類
- マイナンバーが分かるもの

日常生活用具の給付

日常生活がより円滑に過ごせるよう必要に応じて、用具を給付します。

対象者

- 身体障害者手帳を持っている方
 - 療育手帳を持っている方
 - 難病患者
- ※障害の種類・程度により、対象となる用具の種目が異なります。

給付制限

- 市町村民税所得割額が46万円以上の場合
- 介護保険において同様のサービスが利用できる場合

自己負担額

購入する用具の1割(ただし、購入する用具の価格が補助基準額を超える場合、超過額は利用者負担)

申請に必要なもの

- 障害者手帳または難病を証明する書類
- マイナンバーが分かるもの

■ 住宅リフォーム費の助成

心身に重度の障害のある方の日常生活を容易にするため、台所、浴室、便所、寝室、玄関などの改修に要する費用を助成します。

対象者

- 下肢または体幹機能障害の等級が1級または2級の方
- 療育マルAの方で、改修が必要と認められる方

助成額

改修費用の4分の3(45万円を限度)

※介護保険の「住宅改修」、日常生活用具給付事業の「居宅生活動作補助用具」による改修が優先となりますが、本制度を併用できる場合もあります。

申請に必要なもの

- 障害者手帳
- マイナンバーが分かるもの

■ いばらき身障者等駐車場利用証

障害者、難病患者などの方で歩行が困難な方が、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場(車いすマークのある駐車スペース)を利用しやすくするために、車に掲示する利用証を交付します。

対象者

下記に該当する方で、歩行が困難な方

- 身体障害者手帳をお持ちの方(等級により申請できない場合があります)
- 療育手帳マルA、Aをお持ちの方
- 精神障害者手帳1級をお持ちの方
- 介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護1以上の方」
- 指定難病特定医療費受給者証等を交付された方
- 小児慢性特定疾病医療受給者証を交付された方
- 母子健康手帳を交付された方で妊娠7か月から産後6か月の方【有効期限あり】
- その他歩行が困難である方

申請に必要なもの

下記など、対象者であることが確認できる書類

- 障害者手帳
- 介護保険被保険者証
- 指定難病特定医療費受給者証
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 母子健康手帳

※代理申請の場合、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

窓口

障害福祉課、市民課、各支所

■ 地域活動支援センター事業

障害者に対し、創作活動または生産活動の機会の提供、その他地域の実情に応じた支援を行うとともに、専門職員を配置し、医療、福祉及び指定障害福祉サービス事業者などとの連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解を促進するための普及啓発などを行う事業です。

施設名	所在地	電話
ライトハウス	日立市大みか町2-28-5 (なぎさ会館3階)	52-8682
ゆうあい	滑川本町4-13-10 (日立市滑川福祉作業所内)	51-5192

■ 点字市報・声の市報発行

視覚障害者の社会参加を促進することを目的とします。

内容

活字版とほぼ同じ内容の点字市報または声の市報(音声テープまたは、CD)を希望者に毎月無料で配付します。

申込方法

障害福祉課にご相談ください。

■ 心身障害者歯科診療所

障害者の歯科治療のため、鳩が丘さくら福祉センター内に、診療所を開設しています。専門歯科医師が市内の障害者の歯科治療および口腔衛生指導を行います。

名称

日立市心身障害者歯科診療所

診療日

水曜日・木曜日

診療時間

10:00~16:00

受診手続き

受診予約

受診には事前予約が必要ですので、下記まで問い合わせてください。

日立市心身障害者歯科診療所 ☎24-1748

必要なもの

- 健康保険証
- 医療福祉費受給者証(マル福制度の該当者のみ)

所在地

助川町5-11-3(鳩が丘さくら福祉センター内)

医療費・税負担の軽減

■ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患などで通院医療が必要な方に対し、必要な医療費の一部を公費で負担します。

対象者

精神疾患(「てんかん」を含む)で通院医療などが必要な方

費用

原則として1割自己負担。(ただし、同一保険内の世帯の所得に応じて、一定の負担上限額が設けられます。)

手続き

申請方法については以下のとおりです。

必要なもの

- 医師の診断書(所定の用紙があります)
- 被保険者証情報が分かるもの
- 障害年金や遺族年金などの収入がある場合は、年金払込通知書または年金が振り込まれている通帳など
- 自立支援医療費支給認定申請書
- マイナンバーカード

申請手順

- (1) 障害福祉課で、申請書・診断書の用紙などを受け取る。
- (2) 通院する医療機関で診断書を作成する。
- (3) 申請書などの必要書類をそろえて障害福祉課に提出する。

その他

- 申請後、認定されるまでには、2～3か月程度かかりますので、ご了承ください。
- 診断書を書くことのできる医療機関が決められておりますので、事前に医療機関または障害福祉課へご確認ください。
- 自立支援医療(精神通院)の有効期限は1年間です。有効期限が切れる3か月前から更新申請が可能です。

■ 自立支援医療(更生医療)

障害程度を軽減したり、機能回復を目的とした医療(手術など)を受ける際に、必要な医療費の一部を公費で負担します。

対象者

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方

費用

原則として1割自己負担(ただし、同一保険内の世帯の所得に応じて、一定の負担上限額が設けられます)。

■ 自立支援医療(育成医療)

身体障害児の障害を軽減して、日常生活能力を回復・改善するために必要な医療費の一部を公費で負担します。

対象者

身体に障害のある18歳未満の方で、その疾患を放置すると将来障害を残すと認められる方

費用

原則として1割自己負担(ただし、同一保険内の世帯の所得に応じて、一定の負担上限額が設けられます)。

■ 所得税、市・県民税の障害者控除**◎所得税****対象者**

納税義務者本人が障害者であるか、同一生計配偶者または扶養家族に障害者がいる方

内容**普通障害者控除**

- (1) 障害程度
 - 身体障害者手帳3級から6級
 - 療育手帳B・C
 - 精神障害者保健福祉手帳2・3級

(2) 控除額

所得金額から270,000円が控除されます。

特別障害者控除

- (1) 障害程度
 - 身体障害者手帳1・2級
 - 療育手帳A・A
 - 精神障害者保健福祉手帳1級

(2) 控除額

所得金額から400,000円が控除されます。

問合せ

日立税務署 ☎21-6346

◎市・県民税**対象者**

納税義務者本人が障害者であるか、同一生計配偶者または扶養家族に障害者がいる方。

内容**普通障害者控除**

- (1) 障害程度
 - 身体障害者手帳3級から6級
 - 療育手帳B・C
 - 精神障害者保健福祉手帳2・3級
- (2) 控除額
所得金額から260,000円が控除されます。

特別障害者控除

- (1) 障害程度
 - 身体障害者手帳1・2級
 - 療育手帳A・A
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
- (2) 控除額
所得金額から300,000円が控除されます。

問合せ

市民税課 ☎22-3111(内線237)

難病患者の方への支援**■ 指定難病特定医療費の助成**

対象疾患にり患し、医療機関においてその治療をしている方で、病状が一定の基準を満たす方に対し、医療費を助成します(所得に応じた自己負担があります)。

問合せ

日立保健所 ☎0294-22-4188

■ 小児慢性特定疾病(難病)医療費の助成

子どもの慢性疾病のうち、所定の疾患について、医療費の患者自己負担分の一部を公費で負担します。

問合せ

日立保健所 ☎0294-22-4192

■ 日立市難病患者福祉手当

福祉の増進を目的に難病患者または保護者に手当を支給します。

支給対象者

茨城県から一般特定疾患医療受給者証または指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方で、次に掲げる支給要件を満たす方。

- 日立市に住所がある。
- 患者さん本人が日立市特別福祉手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、(経過的)福祉手当を受けていない。
- 保護者等が日立市在宅寝たきり老人等介護慰労金を受けていない。

手当の額

4月から9月分	10,000円
10月から翌年3月分	10,000円

支給申請に必要なもの

- 一般特定疾患医療受給者証又は指定難病特定医療費受給者証
- 本人名義の銀行通帳

★ 介護保険

介護保険課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5080

介護保険制度

■ 介護保険はみんなで支えあう制度です

被保険者

65歳以上の方(第1号被保険者)
40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

■ 介護保険制度のしくみ

介護保険制度は40歳以上の方が納める保険料と税金で運営されており、その運営主体(保険者)は、日立市(市町村)です。介護が必要になったときには、費用の一部を負担し、介護サービスを利用することができます。

- 介護保険料を納めます。
- 要介護認定を受けて、介護サービスを利用できます。
- 利用者負担を支払います。

サービスを利用できる方

65歳以上の方(第1号被保険者)

介護や支援が必要と認定された方(どんな病気やけがが原因で介護や支援が必要になったのかは問われません)

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

- 老化が原因とされる16の特定疾病がある方で介護や支援が必要であると認定された方
- 特定疾病以外の原因で介護が必要となった方は、介護保険の対象になりません。

日立市の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、収入や市町村民税の課税状況などにより、13段階に分かれます。

段階区分	対象者	負担割合	年額保険料	
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額×0.285	17,600円	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階に該当しない方	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.485	29,900円
第3段階	上記以外の方	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額×0.685	42,300円
第4段階	本人が市町村民税非課税の方	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額×0.9	55,600円
第5段階	(世帯の中に市町村民税が課税されている方がいる)	上記以外の方	基準額	61,800円
第6段階	本人が市町村民税課税の方	合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,100円
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	80,300円
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	92,700円
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	105,000円
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	117,400円
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	129,700円
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	142,100円
第13段階	合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	148,300円	

※合計所得金額とは、年金、給与、事業などの収入から必要経費相当額を差し引いた所得をすべて合算したものです。(医療費・社会保険料・扶養などの所得控除を差し引く前の金額となります)

※参考 令和6年度から令和8年度の第5段階保険料月額(基準月額)の比較
日立市:5,150円、茨城県平均:5,609円、全国平均:6,225円

〈 広告 〉

介護のことご相談ください



**グループホーム
東海荘ひだまり**

茨城県日立市鹿島町2-12-9
Tel:0294-23-3511
(株)東海荘

グループホームあさがお



入居者募集



居宅介護支援



訪問介護



福祉用具貸与



民間救急
福祉タクシー

ご利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活ができるように努力します。

利用者様と家族様の意向を尊重し住み慣れた自宅で安心し、心に余裕を持ち笑顔が見られるよう支援していく。

あさがおケアサービス

株式会社オヤマ 日立市千石町2-4-6 TEL0294-35-7340

介護保険利用案内

■ 要介護認定の手続き方法について

◎ 介護保険のサービスを利用するために

介護保険には、自宅で食事や掃除などの援助を受けるサービスや、施設に入所して日常生活の介護を受けるサービスなど、さまざまなサービスがあります。

介護保険のサービスを受けるためには、要介護認定を受ける必要があります。

◎ 要介護認定とは

要介護認定とは、申請された方の日常生活の様子や介護の手間、病状など、介護の必要性に応じて、要支援1・2、要介護1～5の7段階に区分することです。それぞれの状態のめやすは、下記のとおりになります。(下記の状態に当てはまっても、さまざまな状態を考えて認定するため、異なる要介護度になることがあります)

要介護度	状態のめやす
要支援1	● 基本的な日常生活は送れるが、歩くことや立ち上がりなどが不安定で、入浴などに一部介助が必要
要支援2	● 排せつ、入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱などに一部介助が必要 ● 立ち上がりが不安定 ● 中重度の認知症の症状がなく、体調が比較的安定している
要介護1	● 排せつ、入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱などに一部介助が必要 ● 歩行が不安定で転倒・骨折のリスクがある ● 中重度の認知症の症状がある ● 病状が不安定
要介護2	● 排せつ、入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱などに一部介助または全介助が必要 ● 自分では歩けない
要介護3	● 排せつ、入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱などに全介助が必要 ● 自分で立ち上がりや歩くことができない
要介護4	● 排せつ、入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱などの生活全般について全面的な介助が必要
要介護5	● 意思疎通が困難で、日常生活全般に介助が必要である等、ほとんど寝たきりの状態

◎ 要介護認定を受ける方法

要介護認定を受けるためには、日立市へ申請をします。

申請できる場所

- 介護保険課
- 各支所

申請に必要なもの

- 介護保険証(桜色)
- 介護保険要介護認定、要支援認定申請書(介護保険課、各支所、各地域包括支援センターにあります。)
- 医療保険に加入していることが確認できるもの

*主治医の氏名と病院名をお聞きしています。申請の前に確認しておきましょう。

■ 要介護認定には、有効期間が設けられています

有効期間が切れると、介護保険のサービスを利用することができません。認定結果が送られてきた際は、必ず介護保険証で有効期間を確認してください。

また、有効期間満了後も継続して介護保険のサービスの利用を希望される場合は、更新申請が必要となります。担当のケアマネジャーや入所されている施設の職員に相談しましょう。

更新申請は、有効期間が満了する60日前から受付しています。

〈 広告 〉

介護センター「いちご畑」は、
真心と励まして
おひとりおひとりに
合わせた心遣いある
介護を心掛けます

高齡福祉

居宅介護支援
訪問介護

障害福祉

居宅介護
重度訪問介護

真心と励ましの
介護センター **いちご畑**

合同会社 For you
日立市鮎川町6-21-2
TEL. 0294-28-5850

詳しくはホームページをチェック♪

■ 介護保険のサービスの利用方法について

◎ 介護保険のサービスを利用するには

- 要介護認定を受けるための申請をしてから、おおむね30日以内に要介護認定の結果をお知らせします。(ただし、申請の状況などによって、遅くなる場合があります)
- 認定の結果が出て、在宅でのサービスを希望する場合は、最寄りの地域包括支援センター(要支援1・2の認定を受けた方)あるいは居宅介護支援事業者(要介護1～5の認定を受けた方)と契約し、サービスを利用します。
- 特別養護老人ホームなどの介護保険施設や、グループホームなどの地域密着型サービス事業所の利用を希望する場合は、直接、施設などへ問い合わせてください。

◎ 要介護1～5と認定された方

在宅で介護サービスを利用する場合は、居宅介護支援事業者と、施設へ入所したい場合は希望する施設と契約し、居宅介護支援事業者または施設のケアマネジャーがケアプラン(※)を作成します。以下は、在宅でサービスを受ける場合の流れです。

(1) ケアマネジャーによるアセスメント(課題分析)

利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

(2) サービス担当者との話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

(3) ケアプランの作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。

(4) 介護保険の介護サービスを利用

(5) 一定期間ごとに効果を評価し、プランを見直します。

◎ 要支援1～2と認定された方

- 心身の機能の維持・改善のために、介護保険の介護予防サービスが利用できます。
- 在宅でのサービスを受ける場合は、下記の流れで、最寄りの地域包括支援センター(または介護予防の指定を受けた居宅介護支援事業所)がケアプランを作成します。

(1) 地域包括支援センター等で、保健師などによるアセスメント

アセスメント票や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

(2) サービス担当者との話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

(3) 介護予防ケアプランの作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

(4) 介護保険の介護予防サービスを利用

(5) 一定期間ごとに効果を評価し、プランを見直します。

※ケアプランとは、利用者や家族の状況、希望をもとに作成する介護サービスの計画書であり、介護サービスを利用する際には必須の書類となります。

◎ 市内の地域包括支援センター 52ページ参照

◎ 自立と認定された方

- 自立と認定された方は、介護や支援が必要となるおそれのある方で、必要と認められれば、市の提供する介護予防事業(地域支援事業)の利用ができます。
- 自立の方が利用できるサービスについては、介護予防事業(53ページ)をご覧ください。

■ 介護保険で福祉用具購入、住宅改修が利用できます

介護保険では、要介護・要支援認定を受けている方を対象に、福祉用具購入費や住宅改修費の一部が保険給付されます。

福祉用具購入

福祉用具販売事業所として指定を受けた事業所で購入した場合に限り、購入費(年間10万円限度)の7割から9割が保険給付されます。

*申請に必要なものなど詳しくは、必ず事前に介護保険課または担当のケアマネジャーに相談してください。

介護保険で福祉用具購入、住宅改修が利用できます

対象となる福祉用具

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排泄予測支援機器

*固定用スロープ

*歩行器(歩行車は除く)

*単点杖(松葉杖は除く)

*多点杖

*は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で貸与または購入の選択が可能です。

住宅改修

工事開始前に申請して審査を受け認められた場合、工事終了後に改修費(20万円限度)の7割から9割が保険給付されます。

*申請に必要なものが、改修前・改修後にあります。詳しくは、必ず事前に介護保険課または担当のケアマネジャーに相談してください。

対象となる住宅改修

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- 上記に付帯して必要となる工事

◎ 介護保険の費用に関する確定申告について

介護保険料、介護サービス利用料の一部とおむつにかかった費用は、税金の控除の対象になります。

介護保険料

1月から12月の一年間に支払った介護保険料は、全額、社会保険料控除の対象になります。

介護サービス利用料

サービスを利用したときの自己負担額は、サービスの種類などにより、一部または全部が医療費控除の対象になる場合があります。

おむつにかかる費用

介護保険の認定(申請中を含む)を受けている方は、医師の証明書の代わりに市が発行する確認書で医療費控除が受けられる場合があります。ただし、確認書の発行には、要件がありますので、介護保険課へお問い合わせください。

介護保険に関する相談窓口

(令和7年4月現在)

窓口	所在地	電話	担当区域(小学校区)
地域包括支援センター 福祉の森聖孝園	〒319-1305 十王町高原333-6	39-1166	櫛型・山部・中里
地域包括支援センター サン豊浦	〒319-1411 川尻町758-27	33-8811	豊浦・日高・田尻
地域包括支援センター 神峰の森	〒317-0054 本宮町1-2-13	33-5512	滑川・宮田
地域包括支援センター 銀砂台	〒317-0071 鹿島町2-5-9	33-6500	仲町・中小路・助川
地域包括支援センター 小咲園	〒316-0001 諏訪町5-5-1	32-7900	成沢・諏訪・会瀬
地域包括支援センター 鮎川さくら館	〒316-0035 国分町3-12-10	36-7303	油縄子・大久保・河原子・塙山
地域包括支援センター 金沢弁天園	〒316-0014 東金沢町2-14-19	33-7424	大沼・金沢・水木
地域包括支援センター 成華園	〒319-1222 久慈町4-19-21	33-7119	大みか・久慈・坂本東
日立市 高齢福祉課	〒317-8601 助川町1-1-1	22-3111 (内)227、246	
日立市 介護保険課	〒317-8601 助川町1-1-1	22-3111 (内)212、217	

* 社会福祉法人 日立市社会福祉協議会

住所:日立市幸町1-17-1(ヒタチエ別館3階) ▶ TEL 0294(87)7222 E-mail:h.shakyo@isis.ocn.ne.jp

社会福祉協議会(社協)は、地域福祉を推進する団体として、法律に基づき設置され、地域の皆さんと共に「ふくしのまちづくり」を進めています。

市社協が取り組んでいる主な事業

■ 地域福祉を支えるしくみづくり

支援を必要とする方に、安否確認や日常生活の支援を進めています。

あんしん・安全ネットワーク事業(高齢者等への見守り活動)、生活支援体制整備事業(要支援者へのサポート活動)、くらしあんしん事業(インターネットを活用した見守り活動)、成年後見サポートセンター、ボランティア・市民活動の支援、介護相談員派遣事業

■ 地域のつながりづくり

親子のふれあいの場づくり、福祉を学ぶ機会の提供、高齢者の生きがいづくりや介護予防・健康増進を進めています。

おもちゃライブラリー事業、子どもの広場事業、福祉教育・福祉学習の推進、ふれあい健康クラブ事業、ふれあいサロン事業、地域活動支援センター(ゆうあい)事業、子ども食堂の支援、日立市高齢者クラブ連合会事務局の運営、居場所づくり(農園作業による多世代の交流)

■ みんなで支えあう地域づくり

生活が困窮している世帯などの相談に対応し、必要に応じて資金の貸付や食の提供を行っています。

日立市自立相談サポートセンター、資金貸付事業、食の支援事業、食品無料配布会

■ 法人の運営体制

地域や福祉関係者、有識者による理事会・評議員会を組織し、適正な運営、財源確保に努めています。

会長顕彰事業(ふくしのつどい)、福祉活動財源の確保(社協会費・共同募金・善意銀行)、広報活動、日立市地域福祉推進計画2024の実行

詳しくは、ホームページやInstagramをご覧ください。



Instagram



日立市社会福祉協議会
ホームページ



国保・年金

▼国民健康保険課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5076



国民健康保険

国民健康保険について

国民健康保険(国保)は、いつ起こるかわからない病気やけがに備えて、加入者の皆さんがお金を出し合い、必要な医療費などに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)・後期高齢者医療制度に加入している方や生活保護を受けている方などを除くすべての方が、国保の加入者(被保険者)となります。また、外国籍の方で3か月を超えて在留すると認められ、住民票が作られた方も国保に加入することになります。

マイナンバーカードの保険証利用について

マイナンバーカードは保険証として利用できます。保険証として利用できるマイナンバーカードを「マイナ保険証」といいます。マイナ保険証の利用申し込みをしていない方などには、本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付します。

国民健康保険に入るとき、やめるとき

国保に入るとき

こんなとき	届出に必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことがわかる証明書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が入るとき	在留カード、特別永住者証明書

国保をやめるとき

こんなとき	届出に必要なもの
他の市区町村に転出するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ※
職場の健康保険に入ったとき・職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方から交付された、資格確認書または資格情報のお知らせ※
国保の被保険者が死亡したとき	資格確認書または資格情報のお知らせ※、死亡を確認するもの
生活保護を受けるようになったとき	特別永住者証明書、資格確認書または資格情報のお知らせ※、保護開始決定通知書
外国籍の人が出国するとき	資格確認書または資格情報のお知らせ※、特別永住者証明書、在留カード、名前の入った搭乗券など

※資格情報のお知らせは、マイナ保険証をお使いの方に発行されます。

その他の届出

こんなとき	届出に必要なもの
市内で住所が変わったとき	世帯全員の資格確認書または資格情報のお知らせ
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書
市外の施設などに入所したとき	入所を証明するもの
資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	届出する本人を確認するもの(マイナンバーカードや運転免許証など)

注意

国保に加入するときや、やめるときの届出が遅れると、さかのぼって保険料を納めることになったり、他の健康保険と二重に保険料の請求がされる場合がありますので、早めに届出をしてください。

他の健康保険に加入した日以降は、国保をやめる届出前でも国保の保険証は使用できませんので注意してください。

届出の窓口

国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所

オンライン申請をご利用ください!

マイナンバーカードをご準備の上、下記のQRコードから申請してください。



国民健康保険
脱退申請



資格確認証、
資格情報のお
知らせ
再発行申請



非自発的失業者
軽減申請

医療機関にかかるとき

マイナ保険証または資格確認書等を提示して診療を受けます。診療を受けた場合の一部負担金の割合は下表のとおりです。

自己負担割合

	外来、入院時の自己負担割合	備考
小学校入学前まで	2割	—
小学校入学後から70歳未満	3割	—
70歳以上75歳未満	2割	現役並み所得者は3割負担

医療費が高額になったとき

医療費の自己負担額が高額になったときに限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。限度額は過去1年間の高額療養費に該当した回数により1~3回目と4回目以降で異なります。

なお、マイナ保険証または限度額適用認定証を医療機関等に提示することにより、医療機関等での窓口負担が自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証の交付を希望する場合は事前に申請してください。

自己負担限度額(70歳未満の方の場合) ※R7.4月時点

(月額)

所得区分	限度額(1~3回目)	4回目以降の限度額
ア 旧ただし書所得※ 901万円超	252,600円 (医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	140,100円
イ 旧ただし書所得※ 600万円超 901万円以下	167,400円 (医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	93,000円
ウ 旧ただし書所得※ 210万円超 600万円以下	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)	44,400円
エ 旧ただし書所得※ 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※総所得金額等 - 基礎控除額(43万円)

自己負担限度額(70歳以上75歳未満の方の場合)

(月額)

所得区分	限度額		4回目以降の限度額
	外来(個人単位)④	外来+入院(世帯単位)⑤	
現役並みⅢ 課税所得 690万円以上	252,600円 (医療費が842,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		140,100円
現役並みⅡ 課税所得 380万円以上	167,400円 (医療費が558,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		93,000円
現役並みⅠ 課税所得 145万円以上	80,100円 (医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算)		44,400円
一般(2割) 課税所得 145万円未満等	18,000円	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ(2割)	8,000円	24,600円	-
低所得者Ⅰ(2割)	8,000円	15,000円	-

※一般、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、外来(個人単位)の限度額④を適用後、入院と合算して自己負担限度額⑤を適用します。

※現役並みⅢ、一般の方は、限度額適用認定証の交付申請は不要です。

- 届出の窓口
国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所
- 電子申請をご利用ください

オンライン申請をご利用ください!

マイナンバーカードをご準備の上、右記のQRコードから申請してください。



限度額適用認定証

入院時の食事代

入院中の1食の食事代にかかる費用のうち、所得に応じて一定の額(標準負担額)を被保険者の皆さんに負担していただき、残りは国保が負担します。

入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)

一般(下記以外の方)		510円
●住民税非課税世帯 ●低所得者Ⅱ	90日までの入院	240円
	長期入院(91日以上)※	190円
低所得者Ⅰ		110円

※住民税非課税世帯と低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。(マイナ保険証の場合は不要です。)

※標準負担額減額認定されてから91日以上入院日数が分かる領収書または入院期間証明書を添付して申請してください。

- 届出の窓口
国民健康保険課、市民課、各支所

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

- 被保険者の方が出産したとき
一児につき500,000円(産科医療補償制度に加入している医療機関で22週以降に出産した場合。それ以外は488,000円)
- 在胎週数12週以降は死産・流産でも支給されます。
- 直接支払制度を利用するときは、出産育児一時金を国保から直接医療機関などに支払い、出産費用に充てられます。出産費用が500,000円を超えるときは差額を自分で支払います。また、出産費用が500,000円未満のときは差額を国保に請求してください。
- 直接支払制度を利用しないときは、出産後に出産育児一時金を申請してください。

届出の窓口

国民健康保険課、市民課、各支所

オンライン申請をご利用ください!

マイナンバーカードをご準備の上、右記のQRコードから申請してください。



出産育児一時金

葬祭費

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方に支給されます。葬祭を行ってから2年以内に申請してください。

支給額

50,000円

届出の窓口

国民健康保険課、市民課、各支所

オンライン申請をご利用ください!

マイナンバーカードをご準備の上、右記のQRコードから申請してください。



葬祭費

移送費

急傷・疾病などにより移動困難な方が、医師の指示により緊急でやむを得ず移送が必要になったとき、移送に要した費用を、国保が必要と認めた場合支給されます。

■ 訪問介護療養費

医師が必要であると認めた場合、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問介護ステーションなどを利用できます。

■ 国民健康保険人間ドック・脳ドック受診費用の一部助成について

疾病の早期発見や生活習慣の改善等、健康の保持・増進を図るため、人間ドックまたは脳ドック健康診査費用の一部を助成します。

健診を受けようとする日の属する年度末日の年齢が40歳以上で、健診を受けようとする日の年齢が74歳以下である方が対象です。

病院に受診予約をした後、受診前に申請してください。

- 届出の窓口
国民健康保険課、市民課、各支所
- ホームページはこちら



■ いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

次のような場合、費用はいったん全額自己負担となりますが、その後、国保の窓口へ申請して認められると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- 不慮の事故や旅先で急病になりマイナ保険証や資格確認証等を持たずに診療を受けたとき
- コルセット・弾性着衣などの補装具代がかかったとき(※)
- 骨折や脱臼などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき(※)
- 手術などで輸血に用いた生血代(※)
- はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき(※)
- 治療目的以外の海外渡航中に医療機関にかかったとき(※)

(※)は医師が認めた場合のみ
※領収書(原本)、医師の証明書を添付して申請してください。詳しくは国民健康保険課へお問い合わせください。

- 届出の窓口
国民健康保険課、市民課、各支所

■ 交通事故や他人のペットに咬みつかれるなどで負傷したとき

交通事故などで第三者の行為によってけがをし、国保を使って受診するときは、国保に連絡し、「第三者行為による傷病届」を提出してください。第三者行為が原因の医療費は、本来加害者が負担するべきものです。国保では医療費を一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。加害者から治療費を受け取っていると国保は使えませんのでご注意ください。

■ 国民健康保険の保険料について

国民健康保険は、加入者から納めていただく保険料が主な財源です。

この保険料が不足すると、加入者の医療費の負担も大きくなってしまいます。加入者一人ひとりの保険料が国民健康保険を支えています。

保険料の決め方

その年に予測される医療費から、皆さんが病院などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分が、保険料の総額と決められます。

納入通知書は世帯主に届きます

世帯主が国民健康保険以外の保険に加入していても、世帯内に国民健康保険加入者がいれば、納付義務者は世帯主となり、保険料納入通知書は、世帯主の宛名で送付されます。このような世帯を擬制世帯といい、世帯主を擬制世帯主(擬主)といいます。

なお、擬主は保険料計算の対象にはなりません。

一世帯あたりの保険料額の計算方法

保険料には、医療分と支援分と介護分(40歳以上65歳未満の方が該当)があり、所得割額と均等割額の2つの項目から算定しています。

賦課限度額について

保険料には限度額(上限額)があり、医療分が65万円、支援分が24万円、介護分が17万円で合計106万円です。

申告について

保険料は、所得税や市民税の申告などの所得金額により算出します。申告をしていない方は、早めに申告してください。なお、収入のない方や、非課税収入のみの方も申告が必要です。

保険料の軽減について

国保加入者及び世帯主(擬制世帯主も含む)の前年分の総所得が一定の基準以下の場合、均等割額の「7割、5割、2割」が軽減されます。

■ 保険料の納め方

年金からの天引き(特別徴収)

世帯内における国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主で、次の1及び2をともに満たす方が、特別徴収の対象になります。

- 公的年金、年額18万円を超えて受け取っている方
- 国民健康保険料と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えていない方

口座振替や納付書で納付(普通徴収)

口座振替での納付、または納付書による窓口等での納付をお願いします。

- 納付書で納める方は、市が送付する納付書により金融機関などで納付します。
- 納期は、6月(本算定)、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月の10期です。6月に全期分を一括して送付します。

*口座振替の手続き

納入通知書、預金通帳及び通帳届出印(はんこ)を持って、国民健康保険課やお近くの支所、またはお取引の金融機関の窓口で手続きをしてください。申込みの翌月分から口座振替となります。

納付方法の変更

特別徴収の方で、世帯内で国民健康保険に加入する方の変更や税の申告などにより、年度の途中で国民健康保険料が変わった場合、その後の納付方法が変更になる場合があります。

*国民健康保険料が増額になった場合

特別徴収に加え、増額分を普通徴収で納めることとなります。

*国民健康保険料が減額になった場合

特別徴収を中止し、普通徴収となります。(翌年度の9月まで)

納付方法(その他)

保険料はコンビニエンスストアでの納付や、クレジットカード、一部のスマートフォンアプリで納付することができます。

保険料を長い間滞納すると

特別な事情なく保険料を滞納している世帯には、滞納状況に応じて次のような措置を行います。

一人でも納めない方がいると、国保の財源が不足し、きちんと納めている人の負担が大きくなってしまいます。

保険料はきちんと納期内に納めましょう。

- (1)納期限を過ぎると督促が行われます。延滞金などを徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。
*納付相談を行っています
分割納付などでもできますので、滞納のままにせず納付方法についてご相談ください。また、災害や会社都合での離職等特別な事情で保険料の支払いが困難なときは申請により保険料の減額や免除が認められることもあります。お早めにご相談ください。
- (2)保険料を納めずに放置した状況が続くと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。
- (3)それでも納めないでいると、特別療養費の支給対象となります。その場合、保険診療を受けることはできますが、自己負担は10割となります。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上75歳未満で希望された方が加入する、医療保険制度です。

これまでの国民健康保険や社会保険等の制度と違い、加入者だけでなく税金や現役世代の負担により運営されています。*負担比率(公費:現役世代:後期加入者=5:4:1)

保険料は、個人ごとに算定し、原則として定額の均等割額と前年の所得に応じて計算される所得割額の合計金額を、被保険者に負担していただくこととなります。

運営主体は各都道府県ごとに組織されていて、「茨城県後期高齢者医療広域連合」の被保険者となります。

後期高齢者医療制度に係る手続きは日立市が窓口となります。

制度についての詳細は、国民健康保険課にお問い合わせください。

該当する方(生活保護受給者を除く)

- 75歳以上の方
 - 65歳以上75歳未満で下記の障害の認定を受けており、希望する方
- (1)国民年金法における障害年金1級または2級
 - (2)精神障害者保健福祉手帳1級または2級
 - (3)療育手帳^①またはA該当者
 - (4)身体障害者手帳1級から3級
 - (5)身体障害者手帳4級で次のいずれかの障害に該当する方
 - 音声または言語機能障害
 - 下肢障害の1号、3号または4号

医療保険制度の適用を受けるには

医療機関を受診するときは、マイナ保険証または資格確認書等を提示して診療を受け、それぞれの自己負担割合分を支払います。

その他にも、申請をいただくことで制度の適用を受けることができます。

自己負担割合について

世帯の所得や収入に応じて自己負担割合(1割、2割、3割)が決まります。

高額療養費制度について

1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合に限度額を超えた分を高額療養費としてお戻しします。

この制度の適用は自動で行われますが、初めてお戻し金が発生した場合は振込口座確認のため、茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書が届くので、市役所窓口で申請してください。

※自己負担限度額(R7.4月時点)

負担割合	区分	外来+入院(世帯単位)	
		外来(個人単位)	
3割	現Ⅲ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(※)	
	現Ⅱ	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(※)	
	現Ⅰ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(※)	
2割	一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円+(医療費-30,000円) ×10% の低い方(※)	57,600円(※)
	一般Ⅰ	18,000円(※)	
1割	低Ⅱ	8,000円	24,600円
	低Ⅰ		15,000円

(※)直近の超過月回数や年間の合算金額により、別途、上限金額が定められています。

手続きが必要な制度

後期高齢者医療の被保険者が次のような場合には、手続きをいただければ制度の適用を受けることができます。手続きに必要な書類は国民健康保険課まで問い合わせてください。

- 医師が必要と認めた、輸血や補装具を購入して支払った場合
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けた場合
- 医師が同意して、骨折やねんざなどで保険診療を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合
- 負担区分が低Ⅱで91日以上入院をしている場合
- 海外渡航中に治療を受けた場合
- その他、やむを得ず後期高齢者医療制度を使わず治療行為を受けた場合(要相談)

こんな時は速やかに届出を

後期高齢者医療の被保険者が次のような理由でけがをした場合、届出によって制度の適用を受けることができます。この場合、茨城県後期高齢者医療広域連合が治療費を立て替え、加害者に対し費用請求をすることになります。

- 交通事故にあった
- 他の人の飼犬にかまれた
- 他の人から暴力行為をされた

後期高齢者の人間ドック・脳ドック受診費用の一部助成について

後期高齢者医療の被保険者の疾病の早期発見や生活習慣の改善等、健康の保持・増進を図るため、人間ドックまたは脳ドックの健康診査費用の一部を助成します。

病院に受診予約をした後、受診前に市役所窓口またはホームページから申請してください。

後期高齢者の被保険者が亡くなられたら

後期高齢者の被保険者が亡くなられた場合は、相続代表者の方は次の申請をしてください。

承継人届及び給付受領申請書

保険料の精算や給付金等があった場合、届出のあった代表者にご連絡します。

葬祭費

葬祭を行った方に5万円が支給されます。葬祭を行ってから2年以内に申請してください。

国民年金

年金制度について

公的年金制度は、今働いている世代(現役世代)が支払った保険料を、仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」の仕組みで運営されている制度です。

国民年金の保険料

国民年金の保険料は、第1号被保険者及び任意加入者が納入します。保険料は毎年度変わり、翌月の末日が納期限です。また、希望により月額400円の付加保険料を納めて、将来の老齢基礎年金額を増やすことが出来る制度があります。

さらに、一定期間の保険料を前もって納める前納制度もあり、前納する期間に応じて割り引かれます。口座振替の場合は割引額が高く、月の保険料を同月に引き落とす早割の制度もあります。

国民年金保険料の免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請する場合は前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、本人が申請書を提出し、承認されると保険料の納付が免除されます。

手続きの窓口

国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所

老齢基礎年金

国民年金(厚生年金、共済年金)などに加入して保険料を納めた方が受け取る年金で、年金額は加入期間に応じて計算されます。納付済期間と免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることが出来ます。

障害基礎年金

障害年金は傷病によって、日常生活に制限を受けるような障害が生じた被保険者に支給されます。受給要件として、初診日の前々月までの被保険者期間につき納めた期間(保険料を免除された期間を含む)が3分の2以上あること、または初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないことが必要です。また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「18歳未満の子(障害のある子は20歳未満)のある配偶者」または「18歳未満の子(障害のある子は20歳未満)」に支給されます。

死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が、老齢基礎年金も、障害基礎年金も受け取らずに死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に、死亡した方の保険料を納めた期間に応じて、一時金が支給されます。

国民年金の加入・脱退

こんな時に手続きが必要です

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方(学生を含む)は、必ず国民年金に加入しなければなりません。なお、加入者は次の3種類に分けられます。

第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、自由業者など

第2号被保険者

会社員、公務員など

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者

第1号被保険者になる手続き

- 20歳以上60歳未満の方が会社を退職したとき
 - 会社を退職したときに、被扶養配偶者が60歳未満のとき
 - 扶養から外れたとき
 - 会社員、公務員が在職中に65歳になったときに、その被扶養配偶者が60歳未満のとき
 - 60歳以上の方で国民年金に加入をしたいとき
- *注意**
- 60歳以上の方でも厚生年金や共済年金に加入をしていると、国民年金の任意加入はできません。
 - 海外在住者は、日本国籍でないとい任意加入できません。

第2号被保険者になる手続き

就職したとき

第3号被保険者になる手続き

会社員・公務員の配偶者の扶養になったとき

手続きの窓口

国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所

未支給年金

受給者が死亡した場合で、その方に支給すべき年金給付で、まだ支給されていないものがある場合には、未支給年金給付として、一定範囲の遺族に支給されます。

医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度(通称「マル福」)は、医療機関などにおいて健康保険で診療を受けた場合に負担しなければならない費用の一部を県と市が助成するものです。

妊産婦の方の医療福祉費支給制度

対象になる方

妊娠の届け出をした方

必要な要件

- 健康保険に加入していること
- 妊産婦及び配偶者または扶養義務者の所得が確認できること

必要書類

- 健康保険の資格情報が分かるもの
- 母子健康手帳
- 申請者の本人確認ができるもの

申請の窓口

国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所

県内の産婦人科または産婦人科医の紹介を受けた場合

医療機関などで健康保険の資格情報が分かるもの及び妊産婦医療福祉費受給者証を提示します。受給者は医療機関の窓口で、外来自己負担金または入院自己負担金を支払います。

県外の医療機関または産婦人科医の紹介がない場合

医療機関の窓口では受給者証を使用することができません。医療機関では健康保険の一部負担金(3割)をお支払いいただき、後日、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所の窓口で支給申請の手続きをしてください。

こんなときは必ず届出を

次のようなときは、受給者証及び健康保険の資格情報が分かるものをお持ちの上、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所へ届け出てください。

- 健康保険が変わったとき
- 市内で住所が変わったとき
- 受給者の氏名が変わったとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 死産または流産したとき
- 受給者が亡くなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき

オンライン申請をご利用ください！



ホームページは
こちら

小児の医療福祉費支給制度

対象になる方

0歳から18歳に到達した最初の3月31日までのお子さん

必要な要件

- 健康保険に加入していること
- 父及び母もしくは扶養義務者の前年の所得(小児の誕生日が1月から6月の場合は、前々年の所得)が確認できること

手続き

0歳児

出生届を出した後、約2週間以内に、手続きについてお知らせをします。

1歳から18歳

誕生月の月末(1日生まれの方は前月の月末)までに更新についてお知らせをします。

必要書類

- お子さんの健康保険の資格情報が分かるもの
- 申請者の本人確認ができるもの

窓口

国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所

県内の医療機関での受診方法

医療機関、薬局の窓口で、健康保険の資格情報が分かるもの及び医療福祉費受給者証を提示します。

受給者は医療機関の窓口で、外来自己負担金または入院自己負担金を支払います。

県外の医療機関での診療や受給者証を使わずに診療を受けたとき

県外での受診や受給者証を提示しないで受診された場合は、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口にて支給申請の手続きをしてください。

また、日立市では18歳までのお子さんの入院食事代を支給しています。入院して食事代が発生した場合も、領収書を持参し支給申請の手続きをしてください。

こんなときは必ず届出を

次のようなときは、受給者証及び健康保険の資格情報が分かるものをお持ちの上、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所へ届け出てください。

- 健康保険が変わったとき
- 市内で住所が変わったとき
- 受給者の氏名が変わったとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 受給者が亡くなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき

オンライン申請をご利用ください！



ホームページは
こちら

母子・父子家庭の方の医療福祉費支給制度

対象になる方

- 18歳未満の子を育てているひとり親とその子。ただし、子が高等学校などの学生または一定の障害の状態にある方の場合は、20歳未満まで
- 父母のいない前記の児童
- 配偶者が一定の障害の状態にあり、長期にわたって労働能力を失っている方とその子

必要な要件

- 健康保険に加入していること
- 児童を育てている方の前年の所得(受給資格申請が1月から6月の場合は、前々年の所得)が確認できること

手続き

新規の方は、必要書類を持参して、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所で手続きをしてください。

必要書類

- 健康保険の資格情報が分かるもの
- 本人とお子さんの全部記載事項証明書(戸籍謄本)
- 申請者の本人確認ができるもの

県内の医療機関での受診方法

医療機関、薬局の窓口で、健康保険の資格情報が分かるもの及び医療福祉費受給者証を提示します。

受給者は医療機関の窓口で外来自己負担金または入院自己負担金を支払います。

県外の医療機関での診療や受給者証を使わずに診療を受けたとき

県外での受診や受給者証を提示しないで受診された場合は、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所の窓口にて支給申請の手続きをしてください。

こんなときは必ず届出を

次のようなときは、受給者証及び健康保険の資格情報が分かるものをお持ちの上、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所へ届け出てください。

- 健康保険が変わったとき
- 市内で住所が変わったとき
- 受給者の氏名が変わったとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 母子・父子家庭の母または父が婚姻したとき(事実婚を含む)
- 受給者が亡くなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき

オンライン申請をご利用ください！



ホームページは
こちら

障害がある方の医療福祉費支給制度

対象になる方

県制度対象者

- 身体障害者手帳の1級、2級の方
- 身体障害者手帳の3級で内部機能障害(心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害、肝機能障害とされるもの)の方
- 療育手帳(A)、Aの方
- 身体障害者手帳の3級または4級かつ療育手帳B(※)の方
- 国民年金法障害年金1級の方
- 特別児童扶養手当1級の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳B(※)の方

市制度対象者

- 療育手帳Bの方(※)
- 厚生年金法など障害年金1級相当の方
- 特別児童扶養手当2級、障害児童福祉手当または特別障害者手当を受けている方
- 日立市障害福祉施設(母子療育ホーム、ひまわり学園、しいの木学園、太陽の家、日立特別支援学校)に在籍している方

※療育手帳Bの交付を受けている方のうち、知能指数50以下の方が対象

必要な要件

- 健康保険に加入していること
- 障害者、配偶者、障害者の扶養義務者の前年の所得(受給資格申請が1月から6月の場合は、前々年の所得)が基準額未満であること
- 65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度の認定を受けていること

手続き

新規の方は必要書類を持参して、国民健康保険課、市民課、各支所で手続きをしてください。

必要書類

- 健康保険の資格情報が分かるもの
- 障害の程度が分かる書類
- 申請者の本人確認ができるもの

県内の医療機関での受診方法

医療機関、薬局の窓口で、健康保険の資格情報が分かるもの及び医療福祉費受給者証を提示します。

県外の医療機関での受診や受給者証を使わずに診療を受けたとき

県外での受診や受給者証を提示しないで受診された場合は、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口にて支給申請の手続きをしてください。

こんなときは必ず届出を

次のようなときは、受給者証及び健康保険の資格情報が分かるものをお持ちの上、国民健康保険課、市民課、各支所、日立駅前出張所へ届け出てください。

- 健康保険が変わったとき
- 市内で住所が変わったとき
- 受給者の氏名が変わったとき
- 他の市町村へ転出するとき
- 受給者が亡くなったとき
- 生活保護を受けるようになったとき

オンライン申請をご利用ください!



ホームページは
こちら

老人性白内障手術後の補助眼鏡等購入費用の一部助成について

老人性白内障の方が必要とされる補助眼鏡などの費用を助成するものです。

助成の対象となる補助眼鏡など

補助眼鏡

手術後人工水晶体を挿入した方が補助として使用する眼鏡

特殊眼鏡

症状などにより手術後人工水晶体を挿入できない方が使用する眼鏡

コンタクトレンズ

病状などにより手術後人工水晶体を挿入できない方が使用するコンタクトレンズ

助成対象者

- 市内に住所(住民登録)を有する満65歳以上の方
 - 老人性白内障の手術を受けた方で補助眼鏡などを使用する必要があると医師が認めた方
 - 本人・配偶者とも市民税所得割が課税されていない方
- ※生活保護法その他の法令などの規定により、補助眼鏡などの費用の支給を受けることのできる方は、対象外となります。

助成金額

対象者が購入した補助眼鏡などの費用について、次表に掲げる額を限度として助成します。

区分	1回目助成限度額
補助眼鏡	10,000円
特殊眼鏡	30,000円
コンタクトレンズ	25,000円

助成の申請

この助成を受けようとする方は、次の書類などをご用意のうえ申請してください。ただし、申請期限は手術をした日の月の初日から1年以内です。

- 眼鏡の処方せんまたは医師の証明書(指定様式によるもの)
- 補助眼鏡などの購入に要した費用の領収書
- 申請者名義の銀行口座番号がわかるもの

申請の窓口

国民健康保険課、市民課、各支所



保育園・認定こども園(保育部分)

■ 保育認定について

日立市で保育認定を受けられるのは、市内にお住まいの方で、保護者が次の事由のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に限りです。

なお、保育認定期間中であっても、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、保育認定を解除しますので、あらかじめご了承ください。

事由	保護者の状況	認定期間	保育必要量
就労	常態的に月64時間以上就労の場合 ※フルタイム、パートタイムなど全ての就労を含む。	<2号認定> 小学校就学前まで	保育標準時間または保育短時間 ※保護者が希望する保育の必要量や利用時間、就労状況等を勘案し、市が決定します。
看護・介護	親族を常時介護または看護している場合 (長期間入院等をしている場合も含む。)	<3号認定> 満3歳の誕生日の前々日まで	
就学・職業訓練(※)	学校または職業訓練校に在学している場合	※就学・職業訓練の期間に定めがある場合、満了日の属する月の末日まで	
疾病・負傷・障害	疾病、負傷、心身に障害がある場合		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合		
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合		
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産(予定)日を基準に、産前8週の属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎児の場合は、産前14週の属する月の1日から	保育標準時間
育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合 ※継続利用のみで、新規の認定はありません。	【3歳児以上】 育児休業が終了する月まで 【0~2歳児】 育児休業が終了する月または新しく生まれた子の1歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月まで ※ただし、生まれた子の保育園等を申し込んだが、入園できなかった場合、育児休業取得の期間内で生まれた子が1歳になる年度末まで	保育短時間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業の準備等を含む。)	入園日の翌々月末まで	

子育て・教育

〈 広告 〉

		<p>志創 地域に愛され地域に選ばれる 地域と共に発展する学校</p>
<p>学校法人 明秀学園日立高等学校</p> <p>317-0064 茨城県日立市神峰町 3-2-26 TEL 0294-21-6328 URL http://www.meishu.ac.jp e-mail boshu@meishu.ac.jp</p>		

■ 保育施設一覧(保育園・認定こども園(保育部分))

公立保育園・公立認定こども園(施設一覧をご覧ください)

◎私立保育園

施設名	住所	電話番号
豊浦さくら保育園	折笠町447-1	33-6111
小木津聖徳保育園	小木津町2-2-11	42-4328
田尻聖徳保育園	田尻町7-13-1	42-8218
滑川聖徳保育園	滑川本町1-15-6	22-7133
つくしんぼ保育園	諏訪町3-12-19	37-4278
れんげ保育園	森山町3-9-7	54-2201
森山聖徳保育園	森山町3-17-1	52-0774
南高野保育園	茂宮町1360-1	52-1327
まゆみの里保育園	大沼町2-21-1	85-6385

◎私立認定こども園

施設名	住所	電話番号
いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1	39-5250
認定こども園十王幼稚園・保育園	十王町友部566-1	39-2613
幼保連携型認定こども園おぎつ幼稚園	砂沢町364-9	42-2029
こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11	43-6494
茨城キリスト教大学附属認定こども園せいじ園	助川町1-16-1	24-5111
おおくぼ認定こども園大久保幼稚園	大久保町4-10-7	33-2274
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1	59-3355
認定こども園ほほえみ水木わかば幼稚園	水木町1-20-12	52-5991
茨城キリスト教大学附属認定こども園みらい園	大みか町6-11-1	53-9411
認定こども園ほほえみ学びの森わかば園	森山町1085-1	33-8822
認定こども園ひがしなるさわ幼稚園	東成沢町3-16-8	35-7539
すけ川幼稚園	諏訪町1-14-6	33-1736
諏訪かおる幼稚園	多賀町5-8-4	33-3197
みつばキラリ園	石名坂町1-10-3	52-2745

◎家庭の保育事業所

施設名	住所	電話番号
ゆりかご保育室	久慈町6-3-8	080-5048-7418
まめ保育室	中成沢町1-5-21	090-4214-5286

◎認可外保育施設一覧

施設名	住所	電話番号
ひたち聖愛保育園	大久保町2239	37-1233
ワールドキッズ学園	城南町1-10-3	21-2120

■ 一時預かりを実施しています

保護者の方が、急病、仕事、育児疲れなどの理由により、緊急または一時的に保育ができないときに、児童をお預かりします。

実施施設及び定員

実施施設名	所在地	1日当たりの定員
おおむね保育園	東町1-4-3	おおむね8人
ゆなご保育園	鮎川町6-19-28	おおむね5人
おおくぼ保育園	末広町1-1-5	おおむね10人
みずき保育園	大みか町2-1-15	おおむね6人

料金

区分	料金
利用料	200円(1時間あたり)
給食費	230円(1食あたり)
おやつ代	60円(1食あたり)

*生活保護世帯は無料

*利用した月の翌月上旬に郵送される納付書により、市役所市民課または支所・出張所、市内の金融機関などで納付してください。

利用の申請

- 保護者の方が、事前に利用を希望する保育園で申請してください。(電話での申し込みはできません)
- 申請時に、詳しい利用方法等についてご案内しますので、その後に利用希望日の予約を取ってください。

〈 広告 〉

KUMON 公文教育研究会 茨城ランチ

くもんの先生募集中

●子どもが好きな方 ●教育に関心がある方
●自分も成長したい方等 ※Web説明会実施中

住所 水戸市宮町1-3-41メットライフ水戸ビル4F
TEL 0120-834-414
受付時間 9:30~17:30 定休日 土曜・日曜・祝日
URL <https://www.kumon.ne.jp/inst/>

是非お気軽に説明会にお越しください

未経験OK
資格不要



TEL. 0120-834-414

社会福祉法人諏訪福祉会

つくしんぼ保育園



ひの木の香りがあふれるぬくもりのある保育園

- 保育時間
平 日/ 午前7:00~午後7:00
土 曜 日 / 午前7:30~午後6:00
- 休 園 日 / 日曜日・祝日・年末年始
- 年 齢 / 産休明け~就学前
- 定 員 / 90人(一時預り保育有)

日立市諏訪町3-12-19
TEL0294-37-4278

ワールドキッズ学園



認可外保育園だから できる体験は、将来 役立つ未来のチカラ

日立市城南町1-10-3
0294-21-2120
2歳児から入園相談を受付中です。株式会社WSP

私立の保育園・認定こども園でも一時預かりを実施しています。

実施施設名	所在地
いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1
豊浦さくら保育園	折笠町447-1
小木津聖徳保育園	小木津町2-2-11
こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11
田尻徳風保育園	田尻町7-13-1
滑川聖徳保育園	滑川本町1-15-6
茨城キリスト教大学附属認定こども園せいじ園	助川町1-16-1
つくしんぼ保育園	諏訪町3-12-19
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1
れんげ保育園	森山町3-9-7
森山聖徳保育園	森山町3-17-1
茨城キリスト教大学附属認定こども園みらい園	大みか町6-11-1
南高野保育園	茂宮町1360-1

*利用時間、利用料などは施設によって異なりますので、各施設に直接問い合わせてください。
 *子どもすすくセンターでも一時預かりを行っています。
 (問合せ先 日立ファミリー・サポート・センター事務局 ☎27-6633)

産休あけ保育事業

産後休暇あけから乳児を受け入れ、母親の就労支援を図る。

対象者

生後8週以上児

実施保育園

公立全園及び私立9園(小木津聖徳、森山聖徳、滑川聖徳、田尻徳風、つくしんぼ、れんげ、いしまち、こどものいえ、多賀さくら)

病後児保育

病気の回復期にあって、集団生活が難しい時期のお子さんをお預かりしています。

対象者

下記1~2の全てに該当するお子さん
 1 市内にお住まいのお子さんまたは市内の認定こども園、保育園、幼稚園、認可外保育施設等に通園しているお子さん

2 前日までに医師の診断を受け、病気回復期と認められたお子さん

※病気にかかっているお子さんは対象外です。

実施施設

いしまち認定こども園、豊浦さくら保育園、田尻徳風保育園、多賀さくら認定こども園

育児電話相談事業

育児電話相談事業は保育園のもつ専門的な育児機能を活用し、保護者の初歩的な育児相談に応じ適切な指導を行うことにより、乳幼児の健全な育成に資するために実施します。

対象者

0歳児から就学前までの乳幼児をもつ父母など

相談日時

月~金曜日 10:00~15:00

実施保育園

全ての公立保育園及び全ての私立保育園

福祉制度

里親制度

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育を受けることができない児童を、里親の家庭において温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で、養育していただく制度です。里親には次の種類があります。

養育里親

何らかの事情により、保護者のいない、または保護者に監護されることが適当でない児童を家庭で養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親です。

専門里親

養育里親のうち児童虐待など専門的ケアを必要とする子どもを養育する里親です。

親族里親

実親が何らかの事情により、養育できなくなった児童を3親等以内の親族が養育する里親です。

〈 広告 〉

茨城県 | いばらき保育人材バンク 求職者・保育施設 無料

保育のお仕事 はじめませんか？

いばらき保育人材バンクって？ どんなサービスが受けられるの？

保育の仕事に就きたい方の就職や復職、保育士資格取得等を支援する **茨城県の事業** で、**無料** でご利用いただけます。

求人紹介や保育施設見学バスツアー、保育士試験対策講座、研修のご案内などを行っています。登録後は、スタッフと一緒に気になる保育施設を見学できるほか、面接の日程調整等もいたします。

ポータルサイト

LINE

LINEでの相談も受付中!

事業受託者 一般社団法人いばらき保育サポートセンター 早速登録して、求人情報を閲覧しませんか？

水戸オフィス TEL:029-350-5137 水戸市笠原町600-17 朝日ビル206号室 営業時間:平日9:00~17:00

■ 子育て短期支援事業

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や育児疲れなどにより、子どもの養育が一時的に困難になった場合や養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に児童養護施設・ファミリーホーム等で預かります。

保護を実施する施設

同仁会乳児院、日照養徳園、誉田養徳園、臨海学園、同仁会子どもホーム、ファミリーホームいちのいえ

保護対象者

児童

保護の期間

7日以内(特別の事由がある場合には、ご相談のうえで延長できます。)

利用要件

- 保護者が疾病、出産、看護、事故、災害などの事由により家庭養育が一時的にできない場合で、他に養育する者がいないとき
- 経済的問題などにより緊急に児童を保護する必要があるとき
- その他市長が特に必要と認めるとき

(2) 夜間養護等(トワイライト)事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間や休日不在となることで、家庭において養育することが困難となった場合や、養育環境等に課題があり児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に児童養護施設等で預かります。

保護を実施する施設

日照養徳園、ファミリーホームいちのいえ

保護対象者

児童

利用方法

- 事前に利用の登録をし、利用が必要になったときには、利用申請を提出します。
- 利用料金については、問い合わせてください。

問合せ

子育て支援課(こども家庭センター)
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ 日立市遺児福祉金

昭和52年4月から発足した日立市独自の制度で、父、母または両親が死亡した児童の養育者に対して支給することにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

支給要件

- 父・母または両親が死亡した児童で義務教育終了前(15歳に達した日の属する学年の末日以前をいい、同日以後引き続き中学校に在学する間を含む)の児童であること
- 受給者は、遺児と同居し、これを監護し、その生計を維持する養育者で、別に定める基準日現在日立市に引き続き1年以上居住していること

支給の額及び支給月

支給額は、遺児1人につき年36,000円で、9月と3月に各々18,000円を支給します。

問合せ

子育て支援課(こども家庭センター)
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ 児童手当について

児童手当は高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日まで)までの児童を養育している方のうち、生計の中心者となる者に支給されます。

※「生計の中心者」とは、児童を養育する父母などのうち、原則として前年の所得が高い方になります。認定の際、請求者とその配偶者の両方の所得を比較して審査します。

手当月額

高校生年代までの児童1人につき

区分	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※児童手当では、「22歳に達する日以後最初の3月31日までにある児童(児童福祉施設などに入所している児童を除く)」を年長者から第1子、第2子…と数えます。

支給月

原則として、偶数月の13日に各支払前月までの2か月分を支給します。(13日が土・日曜日、祝日に当たる場合は、直前の平日に繰上げて支給します。)

※口座振込を指定している場合、金融機関の都合により、振込が遅れる場合があります。

児童手当の各種届出

認定請求

- 出生により新たに受給者となる時
- 他の市町村から転入するとき 等

額改定認定請求(届)

- 第2子以降の出生などにより養育する児童が増えるとき
- 施設入所や離婚などにより養育する児童が減ったとき 等

受給事由消滅届

- 他の市町村に転出するとき
- 受給者が公務員になったとき
- 児童が児童福祉施設などに入所したとき 等

別居監護申立書

- 受給者と児童が別住所(別世帯)になったとき

監護相当・生計費の負担についての申立

- 第3子加算の算定対象となる大学生年代の児童を養育しているとき

氏名・住所等変更届

- 公簿で確認できない事項(加入している公的年金制度の種類等)を変更したとき

口座振込依頼

- 振込先の金融機関を変更したとき
- 金融機関の名義を変更したとき

現況届

毎年6月に受給要件を確認するためにご提出いただくものです。

原則提出は不要ですが、下記に該当する方は提出が必要になります。

- 離婚協議中で配偶者と別居している方
 - 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方 等
- ※現況届の提出が必要な方については、市からの案内を送付いたします。

問合せ

子育て支援課
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ ファミリー・サポート・センター(育児)

育児などの援助を受けたい方と行いたい方が会員となり、お互い助け合う会員組織です。保育施設への送迎や児童の一時預かりなどを行います。

日立市に在住・勤務していれば年齢・職業・性別を問わずどなたでも利用できます。

利用料

利用日		
平日	8:00~18:00	1時間あたり 600円
	上記以外	1時間あたり 700円
土・日・祝日	8:00~18:00	1時間あたり 700円
	上記以外	1時間あたり 800円

複数預かり、病後児預かり、宿泊を伴う児童の預かりについては、料金が変わります。

問合せ

日立ファミリー・サポート・センター事務局 ☎27-6633

■ 産前・産後ママサポート事業

妊娠中または出産後、日中頼れる親族がいない方等を対象に、自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児をサポートします。

対象者

日立市内に住民登録があり、日中に頼れる親族などがおらず、家事または育児の支援を必要とする妊産婦等

利用可能期間

母子手帳が交付された日からお子さんの2歳の誕生日の前日まで

利用可能回数

1日につき1回の利用で、最大20回
※多胎児の場合は、40回

利用可能時間

月曜～金曜日の午前8時30分から午後5時30分まで。
1日(1回)、1時間30分以内。

支援内容

家事支援	育児支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 食事の準備、後片付け ● 衣類などの洗濯 ● 居室などの清掃及び整理整頓 ● 生活必需品の買物 ● その他、必要な家事支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調乳の準備、後片付け ● 沐浴の準備、後片付け ● その他、必要な育児支援(沐浴介助やおむつ替え等)

※大きなものの買い物や家電製品の掃除、草むしり、窓ふき、大掃除などはできません。

※買い物は食材や日用品等の範囲内です。

※お子さんの保育(預かりや送迎等)はできません。

利用方法

子育て支援課にて利用の申請が必要となります。
窓口にお越しいただくか、市ホームページからオンラインで申請してください。
※オンライン申請の場合、担当から確認の電話をすることがありますので、ご了承ください。

問合せ

子育て支援課
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ いばらき子育て家庭優待制度 (いばらきKids Clubカード)

「いばらき子育て家庭優待制度」は、優待カード(「いばらきKids Club」カード)を協賛店舗などに提示すると、それぞれの店舗などが設定したサービスを受けられる制度です。

問合せ

茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課
☎029-301-3261

ひとり親家庭のかたへ

■ 母子福祉小口融資貸付

母子家庭の母等が日常生活のうえでお金が必要になったときに10万円を限度に無利子で借りることができます。

問合せ

茨城県母子寡婦福祉連合会 ☎029-221-8497

■ 日常生活支援事業

就職活動や疾病などのため一時的に介護や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員の派遣が受けられます。

登録申請窓口

子育て支援課(こども家庭センター)
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援プログラム策定員が、個々のニーズに応じた就業・生活等の支援計画を作成し、支援を行うことにより自立をサポートする事業です。

問合せ

茨城県県北県民センター県民福祉課地域福祉室
☎80-3321

■ 自立支援教育訓練給付金事業

指定された教育訓練講座を受講した場合、終了後に受講料の一部を支給します。

問合せ

茨城県県北県民センター県民福祉課地域福祉室
☎80-3321

■ 鉄道(JR)定期券の割引

児童扶養手当を受けている母子・父子家庭の父・母や子が通勤定期乗車券(JR)を購入する場合は、3割引となります。特定者資格証明書(有効期間1年間)と特定者用定期乗車券購入証明書(有効期間6か月間)を子育て支援課で発行しています。

■ 児童扶養手当について

支給要件

次のいずれかに該当する児童の父、母またはその養育者が、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの間にある児童(20歳未満で一定の障害の状態にある児童を含む)を養育している場合に支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父母のいずれかが死亡した児童
- 父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童
- 父母のいずれかの生死が明らかでない児童
- 父母のいずれかが引き続き1年以上遺棄(*)している児童
- 父母のいずれかが保護命令を受けている児童
- 父母のいずれかが引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童
- その他上記に準ずる状態にある児童

(*)連絡などが取れず児童の養育を放棄していること

手当の額(月額)

受給資格者が扶養する児童の数や、受給資格者・扶養義務者の所得などにより決められます。また、原則毎年金額が見直されます。詳しくは問い合わせてください。

支払月

認定請求した日の属する月の翌月分から支給され年6回、奇数月に支払月の前までの分を支払います。

問合せ

子育て支援課
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

■ 母子家庭の母及び父子家庭の父の資格取得を支援します(高等職業訓練給付金等事業)

経済的自立を目的として、資格取得のため6か月以上修学する場合に、給付金を支給します。

対象となる資格

- 看護師(准看護師を含む)
- 美容師
- 保育士
- 介護福祉士
- シスコシステムズ認定資格 など

事前相談

就学前に子育て支援課の窓口で事前相談が必要です。

問合せ

子育て支援課(こども家庭センター)
☎22-3111(IP 050-5528-5071)

子育て支援施設等

■ チビッコ集まれ！ 保育園・認定こども園で遊ぼう

保育施設のもつ専門機能を活用し、地域の乳幼児とその親を対象に施設を開放し、園児との交流や育児相談を実施します。

対象者

0歳児から就学前までの乳幼児(保護者同伴)

実施日

5月～7月、9月～2月の第2木曜日の9:30～11:00(予定)

実施園

全ての公立保育園・認定こども園と一部の私立保育園・認定こども園
※詳細は市報などでお知らせしています。

■ 子育て支援センター

乳幼児、保護者の皆さんの出会い・交流の場としてお気軽にご利用ください。

育児不安などの相談、育児に関する情報提供も行っています。

以下の保育園・認定こども園で行っています。内容についての詳細は各園へ問い合わせてください。

施設名	住所	電話番号	IP電話番号
みやた子育て支援センター (みやた認定こども園内)	本宮町 2-10-22	22-5592	050-8012-4140
おおくぼ子育て支援センター (おおくぼ保育園2階)	末広町 1-1-5	33-1125	050-8012-4080
はなやま子育て支援センター (はなやま認定こども園2階)	金沢町 2-10-23	36-0526	050-8012-4144
いしまち子育て支援センター (いしまち認定こども園)	十王町伊師3447-1	39-5250	
子育て支援センター (認定こども園十王幼稚園・保育園)	十王町友部566-1	39-2613	
豊浦さくら子育て支援センター (豊浦さくら保育園)	折笠町 447-1	33-6111	
子育て支援センター 「ともランド」 (小木津聖徳保育園)	小木津町 2-2-11	42-4328	
親子たんぼぼくらぶ (こどものいえ認定こども園)	日高町 1-14-11	43-6494	
とくふう子育て支援センター ほほえみ (田尻徳風保育園)	田尻町 7-13-1	42-8218	

施設名	住所	電話番号	IP電話番号
子育て支援センター 「ともランド」 (滑川聖徳保育園)	滑川本町 1-15-6	22-7133	
子育て支援センター (茨城キリスト教大学附属認定こども園せいじ園)	助川町 1-16-1	24-5111	
子育て支援センター (認定こども園ひがしなるさわ幼稚園)	東成沢町 3-16-8	35-7539	
つくしんぼ子育て支援活動 (つくしんぼ保育園)	諏訪町 3-12-19	37-4278	
子育て支援センター (おおくぼ認定こども園大久保幼稚園)	大久保町 4-10-7	33-2274	
多賀さくら子育て支援センター (多賀さくら認定こども園)	東金沢町 4-2-1	59-3355	
子育て支援センター 「ともランド」 (森山聖徳保育園)	森山町 3-17-1	52-0774	
子育て支援センター (認定こども園ほほえみ学びの森わかば園)	森山町 1085-1	33-8822	
子育て支援センター (茨城キリスト教大学附属認定こども園みらい園)	大みか町 6-11-1	53-9411	

■ 子どもセンター(ふれあい広場・園庭)

お子さんと一緒に自由に遊べます。支援員が読み聞かせやリズム遊びを行うほか、子育てに関する相談をお受けします。

◎施設案内

所在地

西成沢町2-4-20

問合せ

☎36-0048

利用時間

9:00～16:00

休館日

月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
※土・日も開館しています。
※臨時休館する場合があります。

施設利用料金

無料

■ 子どもすくすくセンター

乳幼児、保護者の皆さんの新しい出会い・交流の場としてお気軽にご来館ください。

保護者の方々が安心して子育てができるよう、お手伝いします。

◎施設案内

所在地

神峰町1-10-1
※県営平和通りアパートの1階部分です。

問合せ

☎23-5522

開館時間

8:30～18:30

休館日

年末年始(12/29~1/3)
 ※土・日・祝日も開館しています。
 ※施設点検などのための臨時休館があります。

施設利用料金

無料
 ※行事に参加する際には、参加費が必要な場合があります。
 ※一時預かり利用時には、日立ファミリー・サポート・センターの定める利用料金が必要となります。

◎ミーティングルームの使用について

使用したい日の3か月前の月の初日から申し込みを受け付けます。

子どもの広場

乳幼児の親子が交流、情報交換できる広場です。お気軽にご利用ください。

名称	十王子どもの広場	南部子どもの広場
場所	十王交流センター児童室 十王町友部129-2	南部図書館おはなしのへや 久慈町3-24-1
時間	月・火・水・金曜日 9:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)	水~土曜日 9:30~16:30 (祝日、図書館休館日、年末年始を除く)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 子育て親子の交流の場、遊びの場として開設時間中は予約なしで自由に御利用いただけます。 保育士が常駐し、子育てに関する相談・情報提供を行います。 親子講座や保護者向け講座も実施しています。 利用料金は無料です。 	
問合せ	日立市社会福祉協議会 ☎87-7222 十王子どもの広場 ☎080-3398-3335 南部子どもの広場 ☎080-3389-3336	

★教育委員会

教育委員会総務課 ▶ TEL 内線673 IP 050-5528-5121

教育委員会の概要

教育について、政治的中立性や安定性、継続性を確保するため、地方公共団体の長から独立した行政機関として、教育委員会を置いています。創造的で人間性豊かな人材を育成するため、生涯学習、教育、文化、スポーツの振興など、幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、教育委員会制度は重要な役割を担っています。教育についての方針及び施策などについては、教育委員会の合議で決定します。

問合せ

教育委員会総務課

幼稚園・認定こども園(教育部分)**◎利用できるお子さんの年齢**

お子さんの年齢により利用できる園が異なります。4月1日時点のお子さんの年齢によりクラスが区分されます。

年齢区分

年齢区分	利用できる園
5歳児	公立園・私立園
4歳児	公立園・私立園
3歳児	私立園
満3歳児(満3歳の誕生日の前日から)	一部の私立園

◎入園申込方法

幼稚園及び認定こども園(教育部分)の入園の申込みは、各園で受け付けます。

入園を希望する園に確認のうえ、直接お申込みください。

◎申込から入園まで**園の見学**

希望する園を必ずお子さんと一緒に見学したうえで決めるようにしてください。

見学の日時等については、事前に電話で園へご確認ください。

入園の申込み

入園を希望する園に行き、入園の申込みを行ってください。

入園の手続きについては、園にご確認ください。

入園については、各園で決定します。

給付認定

入園する園を経由して認定申請をしてください。

申請に基づき、市が認定を行い、「給付認定証」を交付します。

「給付認定証」は、発行後、園経由でお渡しします。

確定区分	対象児童	利用先
1号認定(教育認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園(教育部分)

◎入園(園の利用開始)

各園で決定した入園日より、園のご利用が可能です。

◎預かり保育

預かり保育を希望される場合は、園に申請書を提出し、承認を受けます。

(別途、料金が発生します。実施園については、園の見学等の際にご確認ください。)

■教育施設一覧(幼稚園・認定こども園(教育部分))

公立幼稚園・公立認定こども園(施設一覧をご覧ください)

◎私立幼稚園

施設名	住所	電話番号
日高幼稚園	日高町2-10-10	42-4536
ひばり幼稚園	城南町2-7-22	22-7302
池の川幼稚園	中成沢町2-8-29	35-6872
すぎの子幼稚園	東大沼町2-13-22	36-1486
めぐみが丘幼稚園	森山町2-20-9	52-3681
もみや幼稚園	茂宮町188	53-6578

◎私立認定こども園

施設名	住所	電話番号
いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1	39-5250
認定こども園十王幼稚園・保育園	十王町友部566-1	39-2613
幼保連携型認定こども園おぎつ幼稚園	砂沢町364-9	42-2029
こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11	43-6494
茨城キリスト教大学附属認定こども園せいじ園	助川町1-16-1	24-5111
おおくぼ認定こども園大久保幼稚園	大久保町4-10-7	33-2274
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1	59-3355
認定こども園ほほえみ水木わかば幼稚園	水木町1-20-12	52-5991
茨城キリスト教大学附属認定こども園みらい園	大みか町6-11-1	53-9411
認定こども園ほほえみ学びの森わかば園	森山町1085-1	33-8822
認定こども園ひがしなるさわ幼稚園	東成沢町3-16-8	35-7539
すけ川幼稚園	諏訪町1-14-6	33-1736
諏訪かおる幼稚園	多賀町5-8-4	33-3197
みつばキラリ園	石名坂町1-10-3	52-2745

小学校

市立小学校の入学手続きについて

10月	健康診断通知書をお送りいたします。
11月	就学する学校で健康診断を行います。 ※日程は、健康診断通知書に記載してあります。
1月	就学通知書をお送りいたします。
1月～2月	各学校で入学説明会を行います。 ※入学式の日程などの説明があります。
4月	入学式 ※就学通知書を持参してください。

※以下の場合、学務課まで問い合わせてください。

- 健康診断通知書・就学通知書がお手元に届かない場合
- 小学校に入学と同時に日立市に転入する場合
- 市立以外の小学校へ入学する場合
- 特別な事情などにより指定された学校の変更を希望する場合

ランドセルについて

日立市にお住まいで小学校に入学する新1年生へ、軽くて便利なファスナー式ランドセルを入学式当日に贈呈しています。
※6年間の無償修理の保証があります。

※ただし、故意による破損については保証の対象外です。
※ランドセルの取扱店やランドセルに関することは、学務課まで問い合わせてください。

放課後児童クラブなど

児童クラブは、放課後や夏休み等において、保護者の就労等により留守家庭となる小学生をお預かりし、遊びや生活の支援を行っています。

公設児童クラブ

各小学校内で開所しています。(中里小中学校を除く)

対象児童	当該小学校に在学する新1年生から新6年生までの児童のうち、保護者(原則、同居所に住民登録がある75歳未満の祖父母・18歳以上の兄姉を含む)が、就労(月64時間(週平均16時間)以上)等で、下校時に留守家庭となる児童。ただし、保護者の就労時間が午後2時までの場合は利用できません。
実施場所	各小学校の余裕教室等(中里小中学校を除く)
開所日時 ※延長分は別途料金加算があります。	①平日(学校授業日) 下校時から午後6時まで(延長は「午後7時まで」) ②土曜日 午前8時から午後6時まで(延長は「午前7時30分から」、「午後7時まで」) ※土曜日の利用は、事前の申し込みが必要です。利用対象者は、公設児童クラブに入所しており、保護者が土曜日に勤務している児童です。 ③長期休業日(夏・冬・春休み)、学校の振替休業日等 午前8時から午後6時まで(延長は「午前7時30分から」、「午後7時まで」) ※日曜・祝日・お盆(8/13～16)・年末年始(12/29～1/3)は開所しません。
定員	1クラブ40人程度(クラブにより異なります) ※定員を超えた場合は、家庭状況等により審査します。(原則、低学年優先)
料金	月額4,000円(8月分は8,000円) ※兄弟姉妹が同時入所の場合は、2人目以降は半額となります。 ※保険料、おやつ代、延長料金(30分につき110円)等は別に徴収します。
問合せ	放課後児童センター「はぐ」(教育プラザ1F) ☎22-5581 教育委員会 生涯学習課 放課後児童対策室 ☎22-3111(内線638、629)

◎施設一覧(北部)

No	クラブ名	所在校	住所	電話番号
1	助川児童クラブ	助川小学校	日立市助川町2-15-1	22-1231
2	会瀬児童クラブ	会瀬小学校	日立市会瀬町2-17-10	36-0663
3	宮田児童クラブ	宮田小学校	日立市宮田町2-9-1	22-5361
4	滑川児童クラブ	滑川小学校	日立市滑川本町1-20-7	23-3430
5	仲町児童クラブ	仲町小学校	日立市宮田町5-5-1	24-5251
6	中小路児童クラブ	中小路小学校	日立市平和町2-4-1	24-2018
7	成沢児童クラブ	成沢小学校	日立市中成沢町3-16-8	32-0019
8	田尻児童クラブ	田尻小学校	日立市田尻町4-39-1	43-3802
9	日高児童クラブ	日高小学校	日立市日高町2-12-1	42-5921
10	豊浦児童クラブ	豊浦小学校	日立市折笠町741	43-4831
11	櫛形児童クラブ	櫛形小学校	日立市十王町伊師本郷508	39-0660
12	山部児童クラブ	山部小学校	日立市十王町山部841	39-0877

◎施設一覧(南部)

No	クラブ名	所在校	住所	電話番号
1	大久保児童クラブ	大久保小学校	日立市末広町1-1-1	35-2716
2	かわらご児童クラブ	河原子小学校	日立市河原子町4-3-4	36-1921
3	諏訪児童クラブ	諏訪小学校	日立市諏訪町3-10-1	38-0223
4	みずき児童クラブ	水木小学校	日立市水木町1-6-1	52-6835
5	大みか児童クラブ	大みか小学校	日立市大みか町3-19-15	53-1064
6	大沼児童クラブ	大沼小学校	日立市東大沼町2-1-8	32-0192
7	金沢児童クラブ	金沢小学校	日立市金沢町5-2-1	35-1628
8	はなやま児童クラブ	塙山小学校	日立市金沢町2-14-1	35-2287
9	油縄子児童クラブ	油縄子小学校	日立市鮎川町3-11-1	34-5433
10	久慈児童クラブ	久慈小学校	日立市久慈町1-23-1	52-3853
11	坂本東児童クラブ	坂本東小学校	日立市南高野町3-21-1	52-6623

■ 放課後子ども教室

全ての子どもが、放課後等に安全に活動できる場を確保するとともに、学習やさまざまな体験、地域住民との交流活動の充実を図ることで、次代を担う子どもたちの育成を支援します。

対象児童	当該小学校に在籍し、教室参加を希望する児童
実施場所	小学校、公共施設等を利用(中里小中学校を除く)
開催日時	開催日週2回(年70回程度)、長期休業期間(年20回程度) 下校から17時30分まで(予定)※必ず保護者迎えにより帰宅
定員	30人程度 ※定員を超えた場合は、家庭状況等により審査します。 (原則、低学年優先)
活動内容	遊びを主に、体験活動や交流活動を行います。さらに学習習慣の定着を図るため、宿題等の学習時間も設けています。
問合せ	教育委員会生涯学習課 ☎22-3111(内線632)

■ 民間児童クラブ

以下は、市内の民間児童クラブのご紹介です。
申込み等については、直接各クラブにお問い合わせください。

クラブ名	所在地	小学校区	電話番号
おおぞら学童クラブ	若葉町1-3-17	中小路	21-4377
風の子学童クラブ	鮎川町6-8-17	成沢	37-4679
ひかり学童クラブ	末広町4-9-11	大久保	59-3434
塙山こどもわくわく広場	金沢町2-11-5	塙山	34-5431
城の丘じゅうおうランド	十王町城の丘2-1	櫛形	51-5247
いしまち学童クラブ	十王町伊師3447-1	櫛形	39-5250
豊浦さくら学童クラブ	折笠町447-1	豊浦	33-6111
こどものいえ学童クラブ	日高町1-14-11	日高	43-6494 IP:050-8012-2345
滑川聖徳保育園学童クラブ	滑川本町1-15-6	滑川	22-7133
南高野保育園レインボーキッズ学童クラブ	茂宮町荒屋1360-1	坂本東	080-3582-2416
田尻徳風保育園	田尻町7-13-1	田尻	42-8218
聖愛フリースクール	大久保町2239	塙山	37-1233
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1	大沼	59-3355
森山聖徳保育園学童保育「とも」	森山町3-17-1	水木	52-0774
キッズ・アフタースクール日立	平和町1-15-1	中小路	21-8488
放課後児童クラブ Kusu Kusu	中成沢町1-17-10	成沢	080-5482-6999
小木津聖徳保育園学童クラブ朋友(とも)	小木津町2-2-11	日高	42-4328
スポーツ学童わあるど	城南町1-10-3	助川	23-0890

中学校

■ 市立中学校の入学手続きについて

1月	就学通知書をお送りいたします。
1月～2月	各学校で入学説明会を行います。
4月	入学式 ※就学通知書を持参してください。

※以下の場合、学務課まで問い合わせてください。

- 就学通知書が届かない場合
- 中学校に入学と同時に日立市に転入する場合
- 市立以外の中学校へ入学する場合
- 特別な事情などにより指定された学校の変更を希望する場合

■ スクールカバンについて

日立市にお住まいで中学校へ入学する新1年生へ、大容量で機能性に優れたスクールカバンを入学式当日に贈呈しています。

※3年間の無償修理の保証があります。

※ただし、故意による破損、キーホルダーの破損・紛失については、保証の対象外です。

※スクールカバンの取扱店やスクールカバンに関することは、学務課まで問い合わせてください。

就学援助制度について

◎ 就学援助費

経済的な理由により、児童または生徒の就学のための費用の負担が難しい保護者の方に対して、市がその必要な費用を補助する制度です。

◎ 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童または生徒の保護者の経済的な負担の軽減のため、その負担能力の程度に応じて、市がその必要な費用を補助する制度です。

問合せ

学務課 ☎22-3111(内線643)

特別支援教育

■ 個別の支援や配慮が必要と思われるお子さんの就学相談

翌年4月に小学校の入学を迎えるお子さんで個別の支援や配慮が必要と思われるお子さんが、適切な教育や指導を通じて必要な支援が受けられるよう、就学相談を行っています。障害の種類や程度に応じたきめ細かな指導を行う場として、特別支援学校、小・中学校の特別支援学級があります。

問合せ

学務課 ☎22-3111(内線643)

みやた認定こども園さくら組、大沼幼稚園にじ組では、市内幼稚園・認定こども園(教育部分)に在籍するお子さんで、気になる行動や障害があると思われる方(4、5歳児)を対象に個別・小集団指導を行っています。

問合せ

みやた認定こども園(さくら組) ☎22-4993
大沼幼稚園(にじ組) ☎37-3755

学校体育施設開放

学校体育施設開放について

地域スポーツ、レクリエーション及び子供の安全な遊び場として、学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において、地域住民の方が利用することができます。

夏休み期間中は、少年団などの活動として、プールを利用することもできます。

学校の体育施設の利用を希望する方は、団体登録が必要なためスポーツ振興課へ問い合わせてください。

※施設を使用する際は、極力節電にご協力ください。

開放時間

運動場

土、日曜日及び祝日…6:00～日没まで
月～金曜日…17:00～日没まで

照明設備

4～10月までの間、日没～21:00まで
※運動場夜間照明設備設置校は豊浦中、多賀中、泉丘中および松風中です。

体育館及び柔剣道場

土、日曜日及び祝日…9:00～21:00
月～金曜日…17:30～20:30

※柔剣道場は助川中、駒王中、滑川中、日高中、台原中、松風中および十王中にあります。

プール

夏休み期間中の9:00～16:00

※実際に利用できる時間は、学校活動の状況により上記とは多少異なります。

利用種目

運動場

軟式野球、ソフトボール、サッカー、軽スポーツなど

体育館

バレーボール、バスケットボール、剣道、空手、卓球など

柔剣道場

柔道、剣道、空手、合気道、その他武道一般

プール

水泳(子供会および少年団などの小、中学生に限る)

問合せ

スポーツ振興課 ☎22-3111(内線661)

教育関係相談窓口

教育に関する相談・問合せ

内容	問合せ先
教育行政、奨学金、教育に関する施策の大綱に関する事	教育委員会総務課 内線673 IP電話 050-5528-5121
通学区域、入学、転校、ランドセル、スクールカバン、小・中学校講師の登録、小・中学校教育実習に関する事	学務課 内線643 IP電話 050-5528-5124
学校再編に関する事	学校再編課 内線645 IP電話 050-5528-5130
生涯学習活動、ひたち生き生き百年塾、二十歳の祝い、家庭教育、子ども会活動に関する事	生涯学習課 内線633 IP電話 050-5528-5126
児童クラブ、子ども教室に関する事	生涯学習課放課後児童対策室 内線638 IP電話 050-5528-5132
スポーツ施設、学校体育施設開放(体育館・運動場など)に関する事	スポーツ振興課 内線639 IP電話 050-5528-5127
教育内容、生徒指導に関する事	指導課 内線683 IP電話 050-5528-5128
視聴覚教材の貸出しに関する事	視聴覚センター 電話 0294-24-5055 IP電話 050-5528-4917
文化財に関する事	郷土博物館 電話 0294-23-3231 IP電話 050-5528-4923
学校給食に関する事	北部学校給食共同調理場 電話 0294-42-0151 IP電話 050-5528-4931 南高野学校給食共同調理場 電話 0294-54-3500 IP電話 050-5528-4934
子どもの発達相談、教育相談、ちゃれんじくらぶに関する事	教育研究所 内線682 IP電話 050-5528-5129

日立市内の私立学校

学校名	住所	電話番号
久慈川三育小学校	留町1097-2	52-2145
茨城キリスト教学園中学校高等学校・茨城キリスト教大学	大みか町6-11-1	52-3215
明秀学園日立高等学校	神峰町3-2-26	21-6328
日立工業専修学校	西成沢町2-17-1	28-5009
白土ドレスメーカー専門学校	平和町1-1-6	21-0011
日立高等技芸専門学校	若葉町1-17-9	23-4111
日立メディカルセンター看護専門学校	高鈴町1-4-10	59-3200



税金

▼市民税課
TEL 22-3111
IP 050-5528-5053



個人市民税

市内に住む個人は、前年の所得に応じて個人市民税の均等割額及び所得割額が計算され、その合計額が課税されます。(あわせて個人県民税についても同様に課税されます)

市民税の申告が必要なかった

- ① 公的年金を受給している方で、次にあてはまる方
 - 公的年金から天引きされている社会保険料以外に支払っている社会保険料や、医療費控除など各種控除を申告する方
 - 公的年金支払者に提出した「扶養親族等申告書」の内容と、実際の扶養親族の内容が異なる方
- ② 給与所得者の方で、勤務先から日立市に「給与支払報告書」の提出がされていない方(提出されているか分からない方は勤務先に確認してください)
- ③ 事業(営業や農業など)所得や不動産所得など、公的年金所得や給与所得以外の所得があった方

申告の手続き

申告書の配付

毎年1月下旬に、前年の状況に応じて申告書を郵送します。申告書が届かない方で送付をご希望の方は、市民税課へお問い合わせください。

申告書の提出

毎年2月中旬から3月15日まで、申告相談会場で申告書を受け付けます。会場の開設日程については、市報などでお知らせいたします。なお、ご自身で申告書を書く方は、郵送で提出することができます。

申告のときにお持ちいただくもの

本人確認書類(次のいずれか)

- マイナンバーカード
- マイナンバー通知カードと運転免許証など

所得金額の計算に必要な書類

- 前年分の給与所得および公的年金等所得の源泉徴収票
- その他の所得については、前年分の収入や支出が分かるもの(支払調書、帳簿など)及び領収書など

所得控除の額の計算に必要な書類

- 国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの控除証明書
- 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの控除証明書
- 障害者控除を受ける方については、身体障害者手帳など

市民税が非課税となる方

賦課期日(1月1日)現在において、下記にあてはまる方は、個人市民税および個人県民税が非課税となります。

- 前年中に所得がなかった方
- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障害者・未成年者・寡婦・ひとり親で、前年中の所得が135万円以下の方

※所得税を納付する方、医療費控除や年末調整時に申告していない保険料を申告して所得税の還付を受ける方、または前年中に退職し、年末調整をしていない方は確定申告が必要になりますので、税務署へお問い合わせください。また、税務署へ所得税の確定申告書を提出した方は、市民税の申告は必要ありません。

※日立市内に住んでいない方でも、市内に事務所、事業所または家屋敷がある方は、日立市で均等割額が課税されます。このとき、お住まいの市町村では、均等割額と所得割額の合計が課税されます。

※前年中に所得がなかった方は申告の必要はありません。ただし、課税証明書の発行や国民健康保険料、市営住宅使用料などの算定のため、申告が必要となる場合があります。

軽自動車税(種別割)

バイクや軽自動車、小型特殊自動車などの税金(軽自動車税(種別割))は、毎年度4月1日現在に車両を所有している方に課税されます。車両を取得したときや届出内容に変更があったときは15日以内に、廃車や譲渡したときは30日以内に届出をしてください。

※[普通]自動車税については、常陸太田県税事務所(☎80-3314)にお問い合わせください。

軽自動車税(種別割)

◎車種別の届出先

車両の種類	手続き先	手続案内サイト
125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車(日立市ナンバー)	市民税課・各支所	
125ccを超える二輪の軽自動車と250ccを超える二輪の小型自動車(水戸ナンバー)	関東運輸局茨城運輸支局(水戸市住吉町353、☎050-5540-2017)	
660cc以下の三輪・四輪の軽自動車(水戸ナンバー)	軽自動車検査協会茨城事務所(水戸市酒門町4400、☎050-3816-3105)	

《日立市ナンバー》125cc以下の原動機付自転車と小型特殊自動車の手続きに必要なもの

こんなとき	届出に必要なもの
廃車する・人に譲る	ナンバープレート、標識交付証明書 ※紛失などでナンバープレートを返却できない場合は弁償金200円いただきます。
盗難にあった	標識交付証明書 ※警察に届け出た日付と受理番号をひかえてきてください。
購入した	販売証明書
所有者(名義人)が亡くなった	相続人の方が「廃車する・人に譲る」事由の必要なものをそろえ、手続きをしてください。
譲り受けた	廃車済 廃車申告受付書、譲渡証明書
住所が変わった	廃車前 標識交付証明書、譲渡証明書
	転出 ナンバープレート、標識交付証明書
	転入 (転入前住所地の)廃車申告受付書

※上記のほか届け出る方の身分証(本人確認書類)を確認させていただきます。

軽自動車税(種別割)の減免

次に該当する軽自動車などをお持ちの方は軽自動車税(種別割)が減免されることがあります。毎年度、納期限までに減免申請書を提出してください。

- 公益のため直接専用する軽自動車など
- 身体や精神に障害のある方が自ら使用する軽自動車など、または身体や精神に障害がある方のために、生計が同一の方などが使用する軽自動車など
- 身体に障害がある方のための構造をもつ軽自動車など

◎軽自動車税(種別割)の年税額

		区分	年税額		
日立市ナンバー	原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円		
		50cc超90cc以下	2,000円		
		90cc超125cc以下	2,400円		
		三輪以上20cc超50cc以下(ミニカー)	3,700円		
		特定小型原付(キックボード)	2,000円		
		125cc以下かつ最高出力4.0kw以下(新基準原付)	2,000円		
水戸市ナンバー	小型特殊自動車	農耕作業用	二輪もの	2,000円	
			四輪	1,000cc以下	3,000円
		特殊作業用(フォークリフト等)	四輪	1,000cc超	3,900円
					5,900円
水戸市ナンバー	軽自動車	二輪(250cc以下バイク)	3,600円		
		三輪	3,900円		
		四輪	乗用	営業用	6,900円
				自家用	10,800円
			貨物	営業用	3,800円
				自家用	5,000円
二輪の小型自動車(250cc超バイク)	6,000円				

(令和7年4月1日現在)

※月割り納付はありません。

※表に記載の年税額は現行の標準税率です。三輪四輪の軽自動車は初年度登録時期や環境性能・燃費性能基準に応じて税額が異なります。

法人市民税

■法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人に対して課税される税金です。

これには、法人の規模(資本金などの額や従業員数)に応じて一定額が課される均等割と所得に応じて課税される法人税額(国税)を課税標準として課される法人税割があります。

それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めます。これを申告納付といいます。

法人の県民税にも均等割と法人税割がありますが、個人の県民税と異なり、直接県へ申告納付することになっています。

固定資産税

資産税課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5054

■固定資産税について

固定資産税とは

固定資産税は、土地・家屋・償却資産(これらを「固定資産」といいます)を所有している方に、その固定資産の価格(評価額)を基に算出した税額を納めていただくものです。

固定資産税の対象となるもの

土地	宅地・田・畑・池沼・山林・牧場・原野・雑種地など
家屋	居宅・店舗・工場・倉庫・車庫・事務所など
償却資産	事業を営んでいる方が事業のために用いる機械、器具、備品など

固定資産税を納めていただくかた(納税義務者)

その年の1月1日(賦課期日)現在、日立市内に固定資産を所有している次の方です。

土地	登記簿または土地(補充)課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋(補充)課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

*注意事項

●納税義務者が亡くなった場合は、相続人が納税義務を受け継ぐこととなります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくこととなります。

●売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿の名義変更が1月1日現在で完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

固定資産税の税額

固定資産税の税額について

固定資産税は次のような手順で税額が決定され、納税義務者に通知されます。

ア 総務大臣の定めた固定資産評価基準に基づいて固定資産を評価し、価格(評価額)を決定します。

イ 決定された価格を基に、課税標準額を算定します。

ウ 課税標準額×税率(1.4%) = 税額

課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)が課税標準額となります。「住宅用地の課税標準の特例」や「宅地の税負担の調整措置」が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

税率 1.4%

評価替えについて

土地と家屋については、原則として3年に一度評価替えを行います。

評価替えとは、固定資産価格の見直しのことです。

都市計画税について

都市計画税は、道路、公共下水道、都市公園などの都市施設の整備(都市計画事業)または土地地区画整備事業の費用に充てるために負担していただく税金です。

課税の対象となる方

その年の1月1日現在で、都市計画区域のうち、市街化区域内の土地、家屋の所有者

納付のしかた

固定資産税と合わせて税額が通知され、納付することとされています。

税額の計算方法

課税標準額×税率(0.3%)

課税標準額

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)です。

各種届出

■納税義務者の死亡による手続き

◎現所有者申告書の提出

手続きの対象となるかた

●納税義務者が亡くなり翌年1月1日(賦課期日)までに相続登記が完了しなかった場合、相続登記が完了するまでは、相続人間の共有財産となりますので、相続人を代表し納税通知書を受領していただく現所有者(相続人)代表者を申告していただくこととなります。なお、この申告書は固定資産税に関することに限定したもので、法的に相続が確定するものではありません。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されています。

◎未登記家屋の所有者変更

●登記されていない家屋(未登記家屋)の所有者が亡くなった場合は、未登記家屋の所有者変更、手続きが必要になります。手続きが完了するまでは、相続人間の共有財産となりますので現所有者申告書を提出していただくこととなります。

■償却資産の申告

◎償却資産の申告の手続き

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、市内で事業を行っているすべての方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産の申告が必要になります。1月末日までに申告してください。

納税について

納税課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5056

税金は一人ひとりが収入や資産などに応じて納めていただき、市民の暮らしを守り住みよいまちづくりのための大切な財源となります。必ず納期限までに納めましょう。

市税の納付

市税を納付するには、市役所・各支所・日立駅前出張所や金融機関およびコンビニエンスストアの窓口へ納付書を持参して納付する方法と、口座振替、スマホ決済アプリ、インターネットからのクレジットカード、共通納税システム(eL-QR)による方法があります。

納付書での窓口納付

下記窓口へ納付書を持参して納付します。

- 市役所、各支所、日立駅前出張所
 - 全国のコンビニエンスストア(取扱店舗は納付書に記載されています。)
 - 日立市内に本支店のある金融機関
 - 地方税統一QRコード(eL-QR)に対応した全国の金融機関
- ※QRコードが印字されている納付書に限ります。

納付できる金融機関は下記ホームページをご確認いただくか、直接金融機関へ問い合わせてください。

「eLTAXホームページ(共通納税対応金融機関の項目)」のURL
<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



口座振替での納付

申込みをされた口座から、各税目の納期限の日に振替を行います。

なお、一度申込をされた口座振替登録は翌年度以降も継続します。

口座振替・自動払込を利用できる金融機関

常陽銀行(注1)、東日本銀行(注2)、みずほ銀行(注3)、筑波銀行、東邦銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、日立市多賀農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)

(注1)一部取り扱いきれない店舗があります。

(注2)日立支店、水戸支店、ひたちなか支店、太田支店に限ります。

(注3)本店および日本国内の各支店に限ります。

◎申込み方法

口座振替申込用紙は、納税課、市民課・各支所・日立駅前出張所および市内の金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)に備え付けてあります。通帳、届出印を持参のうえ、お申込みください。振替開始は、申込みをした月の翌月以降分の納期月からとなります。

スマホ決済アプリでの納付

スマホ決済アプリを利用して納付書のバーコード又はQRコードを読み取り納付します。

◎ご利用方法

- バーコードを利用できる決済アプリ

PayPay、d払い、J-Coin Pay、au PAY、モバイルレジ

納期限

納期限は月末です(12月のみ25日です)。なお、納期限が土、日曜日・祝日のときは翌平日となります。

対象税目	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 都市計画税		第1期			第2期					第3期		第4期	
軽自動車税(種別割)			全期										
市県民税				第1期		第2期		第3期			第4期		
法人市民税													

事業年度終了後2か月以内に申告納付

- QRコードを利用できる決済アプリ
地方税お支払いサイトのホームページでご確認ください。

「地方税お支払いサイト」のURL

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

アプリの操作方法は、各社のホームページなどでご確認ください。



クレジットカードでの納付

利用できるアプリ・サイト

モバイルレジ、ネットdeモバイルレジ、地方税お支払いサイト

◎ご利用方法

モバイルレジ

納付書のバーコードをモバイルレジのアプリで読み取り、支払い内容確認までの操作後にクレジットカード情報を入力して、納付を行います。

ネットdeモバイルレジ

パソコン、タブレット等から日立市ホームページの「クレジットカード納付について」にアクセスし、納付書に記載された情報等を入力して、納付を行います。

地方税お支払いサイト

地方税統一QRコードまたはeL番号の印字のある納付書は、地方税お支払いサイトを利用してクレジットカードで納めることもできます。

◎ご利用可能なクレジットカード

MasterCard、VISA、JCB、American Express、Diners Clubのいずれかのロゴが付いたクレジットカードをご利用出来ます。なお、別途手数料がかかります。手数料の額や納付方法の詳細などについては日立市のホームページをご確認ください。

「クレジットカード納付について」のURL

https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1002149/1002151.html



地方税お支払いサイトでの納付

地方税統一QRコードまたはeL番号の印字のある納付書は、地方税お支払いサイトを利用してクレジットカード、インターネットバンキング、口座振替(ダイレクト方式)、ペイジー番号を発行してATM等で支払等により納付をすることができます。

詳細については、地方税お支払いサイトのホームページでご確認ください。

「地方税お支払いサイト」のURL

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



延滞金

納期限までに税金を納められないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間について税額に年8.7%(1月以内は年2.4%)の割合で計算した延滞金がかかります。
※令和7年の利率のため、令和8年1月1日から変更になる場合があります。

徴収猶予

災害や病気で生活困難、事業で著しい損失など、納税者に特別な事情がある場合には、減免や納税の猶予を申請することができます。



住宅・宅地

▼建築指導課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5097



＊建築物など

建築物を建てる時

- 建築物を建てる時は、事前に建築確認申請が必要となります。地域により建ぺい率、高さ、構造などのほかさまざまな制限規定がありますので、建築指導課にご相談ください。

中間検査について

一定規模以上の建築物については、法律や市が定める工程が終了したら、中間検査を受ける必要があります。中間検査に合格しなければ、それ以降の工事を進めることができないので注意してください。対象となる工程については、市ホームページをご覧ください。対象となる工程については、市ホームページをご覧ください。建築指導課へ問い合わせてください。

中間検査の対象となる建築物

- ①法律で定めているもの
階数が3以上である共同住宅(床、はりに鉄筋を配置する工事を含むものに限る)
- ②市が指定しているもの
延べ面積が500㎡以上または地階を除く階数が3以上の建築物

建築物が完成したとき

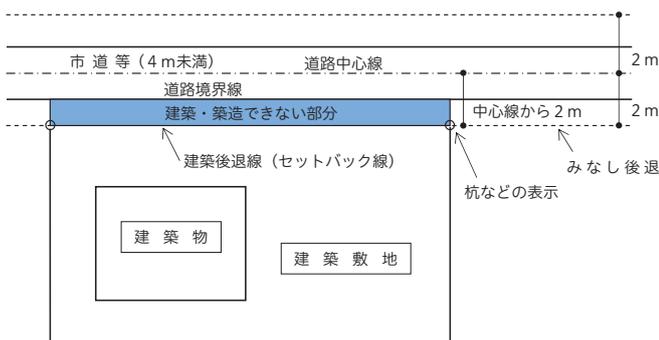
- 工事が完了したときは、完了検査を申請しなければなりません。建築物が法令に合っているか検査し、法令に合っていれば検査済証が交付されます。完了検査を受けないと、将来、増改築や大規模リフォームを行う場合に、確認申請ができない場合がありますので注意してください。

建物を解体するとき

- 床面積80㎡以上の建物を解体するときは、解体工事着手予定日の7日前までに建設リサイクル法に基づいた届出が必要です。併せて、建築基準法の建築物除却届が必要な場合があります。

道路と敷地の関係

- 敷地が4m未満の道路に接している場合は、道路の中心線から水平距離で2m後退した線(セットバック線または建築後退線)が、道路との境界とみなします。後退した部分には、建築物や門、塀、擁壁などを設けることはできません。後退した部分に門、塀、擁壁などがある場合、撤去する必要があります。



建築協定区域について

- 建築協定とは、住民がその全員の合意によって建築物に関するルールを定めて、互いに守りあっていくことを約束し、運営していく制度です。建築協定が定められた団地で建築するときは、着工前に協定運営委員会へ届け出て、承認を受ける必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。建築指導課へ問い合わせてください。

住居表示に係る建物新築届

- 住居表示の実施地域で建物を新築、改築される方は、「住居表示に係る建物新築届」を提出してください。届出に必要なもの: 建築物の建築確認済証、案内図、配置図の各写し
- 住居表示の実施地域については、市ホームページをご覧ください。建築指導課へ問い合わせてください。

開発許可申請

- 開発行為とは、建築物の建築または特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更を指します。
- 市街化区域で1,000㎡以上の開発行為を行う場合は、開発許可を受けなければ建物を建てることはできません。
- 市街化調整区域内は、開発を抑制する区域であり、原則として建物は建てられません。ただし、一定の要件を満たせば、許可を受け建物を建てるができます。
- 都市計画区域外で5,000㎡以上の開発行為を行う場合は、「日立市宅地開発事業の適正化に関する条例」に基づく設計確認が必要となります。ただし、当該開発行為の面積が10,000㎡以上となる場合には、開発許可を受ける必要があります。

＊土地の売払い

公共財産管理課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5057

市有地売払いのご案内

市有地を一般競争入札や先着順により売却します。場所・価格など、詳しくは公共財産管理課(内線531)まで問い合わせてください。

★ 公営住宅

市営住宅課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5081

市営・県営住宅の申込み・問合せ先

一般財団法人
茨城県住宅管理センター 日立センター
〒317-0065
日立市助川町1-8-15 ブルーバード学園ビル1階
☎32-7362

受付時間

8:30～17:15(月～金曜日)
土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は休みです

市営住宅の申込み

市営住宅の申込みができるのは、次に掲げる要件をすべて備えている方です。

- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族(6か月以内に
入籍または挙式をする婚約者を含む)があること。
※兄弟・姉妹だけ、夫婦のうち一方のみなどの不自然な家族構
成は申込みができない場合があります
ただし、次に掲げる方は、単身でも申込みをすることができます。

- 60歳以上の方
- 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から4級までの方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級から3級までの方
- 療育手帳の交付を受けている方で、障害の程度が㊦からCまたは同程度に相当する方
- 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が特別項症から第6項症まで、または第1款症である方
- 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方
- 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から5年を経過していない方
- ハンセン病療養所入居者等の方
- 生活保護を受けている方
- エレベーターの設置がない3階以上に位置する住戸のうち、1年以上入居の申込みがない住戸に入居しようとする18歳以上59歳以下の方
など

- (2) 市町村税を滞納していないこと
(3) 現に住宅に困窮していることが明らかでないこと
(4) 暴力団員ではないこと
※暴力団員とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する者をいう

(5) 公営住宅法施行令に定める収入基準にあてはまること ア 収入基準

世帯区分	収入月額	該当する世帯
一般世帯	158,000円以下	裁量世帯以外の世帯
裁量世帯	214,000円以下	ア 60歳以上の方のみの世帯
		イ 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
		ウ 18歳に達する日以後の最初の3月31日が到来していない子と同居し、かつ、その子を扶養している場合
		エ 入居者または世帯員に次の方がいる世帯 ● 身体障害者(身体障害者手帳1～4級) ● 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級・2級) ● 知的障害者(療育手帳㊦・A・B) ● 戦傷病者(特別項症～第6項症、第1款症) ● 原子爆弾被爆者 ● 海外からの引揚者で引き揚げた日から5年以内の方 ● ハンセン病療養所入居者等の方
		オ 申込名義人と配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者含む)の合計年齢が80歳を超えない場合

収入月額算出方法

収入月額 = [世帯の年間総所得金額 - 同居及び別居扶養人数×38万円 - 特別控除額] ÷ 12か月

イ 収入基準早見表

世帯区分	世帯の年間総所得金額	
	一般世帯	裁量世帯
家族数 (遠隔扶養者も含む。)	1人	1,896,000円 (2,967,999円)以下
	2人	2,276,000円 (3,511,999円)以下
	3人	2,656,000円 (3,995,999円)以下
	4人	3,036,000円 (4,471,999円)以下
	5人	3,416,000円 (4,947,999円)以下
	6人	3,796,000円 (5,423,999円)以下

※()内の金額は、給与所得者が一人の場合の年間総収入金額です
家族に所得のある方が2人以上いる場合、前年の1月以降に中途就職(転職)された場合、特別控除の対象者がいる場合は、上記の早見表が利用できません。

県営住宅の申込み

(1) 申込書類

申込用紙は、住宅管理センター、市営住宅課、各支所にあります。

(2) 募集

公募による年4回(4月・7月・10月・1月)の定期募集を行っています。

(随時募集している住宅もあります)

(3) 申込み、問合せ先

入居申込書は、各募集期間内に、茨城県住宅管理センター日立センターに持参するか郵送(簡易書留)で提出してください。



ごみ・リサイクル

▼廃棄物減量推進課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5068

▼清掃センター

TEL 24-5353

IP 050-5528-5176

ごみの出し方

家庭ごみの出し方

定められたとおり分別したごみを、地域で決められた集積所に出してください。

収集頻度

燃えるごみ 週2回

燃えるごみ以外 月1回

※収集日の朝、午前8時30分までに出してください。

※地域によって収集曜日が異なります。日立市ホームページ「家庭ごみの出し方」や「ごみカレンダー」をご確認ください。

問合せ

清掃センター ☎24-5353



市ホームページ



市公式LINE

事業所などから出るごみの処理方法について

会社、事務所、飲食店などの事業所から出るごみ(事業系一般廃棄物)は、量の多少にかかわらず、事業者自らの責任において処理することが義務付けられていますので、ごみ集積所に出すことはできません。

事業所から出るごみは許可業者に処理を委託するか、自ら清掃センターに運ぶ方法で処理してください。ただし、清掃センターでも処理することができないものもありますのでご注意ください。

※収集料金や収集方法などは各許可業者に問い合わせてください。

※許可業者の連絡先などについては、廃棄物減量推進課または清掃センターに問い合わせるか市のホームページをご覧ください。

清掃センターへのごみの持ち込み

引越しや荷物整理などで一時的に大量発生したごみは、直接、清掃センターに持ち込むことができます。

持ち込む場合には、係員の指示に従い、次のことにご留意ください。

ごみの分別

ごみをおろす場所は、ごみの種類ごとに違いますので、ご家庭で分別をしてから搬入してください。

持ち込むごみに使用する袋

市指定ごみ袋は必要ありませんが、透明または半透明の袋を使用してください。

受付時間及び施設の休業日

受付時間

8:30~11:30、13:00~16:00

休業日

焼却施設の点検時(毎年10月)、年始(1/1~1/3)

※悪天候により臨時に休業する場合があります。

料金

料金は、ごみの重量で決まります。

1回の搬入重量	手数料
50キログラムまで	300円
50キログラムを超えて100キログラムまで	500円
100キログラムを超えて150キログラムまで	1,000円

※150キログラムを超える50キログラムごとに500円加算。

ごみ・リサイクル

〈広告〉

鉄

アルミ

ステン

銅

他・全般

金属リサイクルセンター
ヤナイ金属 合同会社

代表 梁井 亀三郎

日立市本宮町4-30-10

引取
OK!
持ち込み **OK!**
少量可

TEL 0294-22-3734 FAX 0294-22-2661

■ 注意事項

- ごみは指定された場所に置いてください。
- 安全上、靴を着用してください。
- 小学生以下の子どもは、車外に出ないようにしてください。
- 場内は車で徐行して移動し、指定場所以外は歩行しないでください。
- 搬入できる車両は2トン車までです。
- 清掃センターが処理できないものは持ち込まないでください。

問合せ

清掃センター ☎24-5353

ごみと資源の出し方

種類	主なもの	出し方
燃えるごみ	出す日 週2回(収集日は地域によって異なります。ごみカレンダーなどで確認してください) 収集日の朝8時30分までに燃えるごみ集積所に出してください。	
	生ごみ 皮革類 プラスチック・ビニール類、木製品、紙おむつ など	指定ごみ処理袋に入れる
再生資源	出す日 月1回(収集日は地域によって異なります。ごみカレンダーなどで確認してください) 収集日の朝8時30分までに再生資源集積所に出してください。	
	ペットボトル(♻マークが付いているもの) 清涼飲料水用、調味料用、酒類用	キャップやラベルをはずす。軽く水洗いして、潰してから、集積所のペットボトル専用回収袋に入れる
	アルミ缶・スチール缶 ビール缶、清涼飲料缶、缶詰、スプレー缶 など	軽く水ですすぎ、潰せる場合は潰して、アルミ缶、スチール缶の専用回収袋に入れる
	その他の金属 鍋、やかん、針金ハンガー、ガス台、金属製物干し竿 など	ガラス付きのふたは粗大ごみ(小) 物干し竿など長さは3mまで ガス台などの電池は取りはずす
	紙類 新聞紙、段ボール、雑誌・紙箱類、紙パック	束ねて紐で十字に縛って出す
粗大ごみ	出す日 月1回(収集日は地域によって異なります。ごみカレンダーなどで確認してください) 粗大ごみ(小) 収集日の朝8時30分までに粗大ごみ集積所(再生資源集積所と同じ)に出してください。 粗大ごみ(大)(中) 粗大ごみ受付センター(21-5326)に電話してください。	
	粗大ごみ(小) 傘、ポット、文具類、アイロン、携帯電話 など	粗大ごみ(小)専用袋に入れて出す
	粗大ごみ(大)(中) タンス、ソファ、自転車、スキー板、布団 など	粗大ごみ受付センターに収集日の事前予約をする 粗大ごみ処理券を貼付する 縦+横+高さ>3mの場合は処理券2枚 縦+横+高さ<3mの場合は処理券1枚
燃えないごみ	出す日 月1回(収集日は地域によって異なります。ごみカレンダーなどで確認してください) 収集日の朝8時30分までに燃えないごみ集積所(再生資源集積所と同じ)に出してください。	
	陶磁器製品、ガラス製のコップやお皿	燃えないごみ専用袋に入れて出す
有害ごみ	出す日 月1回(収集日は地域によって異なります。ごみカレンダーなどで確認してください) 収集日の朝8時30分までに燃えないごみ集積所(再生資源集積所と同じ)に出してください。	
	蛍光灯、電池、モバイルバッテリー、水銀温度計、ライター	中身が確認できる透明、または半透明の袋に入れて出す

処理困難物

ガスボンベ、建築廃材、バッテリー、医療機器、タイヤ、消火器、オートバイ、車/バイクの部品、コンクリート製品、耐火金庫、農薬、ピアノ、土石、焼却灰など

判断に迷ったら清掃センターへお問い合わせください。

■ 家電リサイクル対象品目の処理方法

市では、家電リサイクル法対象品目(洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン)の収集・処理は行っていません。

処理方法

- 家電小売店または市内の取扱許可業者に引き取りを依頼(有料)してください。
- 自分で指定引取場所へ運搬する場合は、最寄りの郵便局で家電リサイクル券を購入してから搬入してください。

問合せ

家電リサイクル券センター ☎0120-319-640

製紙原料・製鋼原料

非鉄金属屑全般

産業一般 廃棄物収集運搬・処分

- 中間処理・一般ごみ処理施設(圧縮梱包・切断)
- 茨城県廃棄物再生事業者登録(古紙・金属くず)
- 県登録 計量証明事業所(台貫計量証明発行可)



産廃マニフェスト有

見積無料
持込大歓迎

高価
買取

資源リサイクルで地球環境保全に貢献します
粗大ゴミ・金属類・紙類・家庭ゴミ～会社ゴミまでお任せください。



創業大正十一年

有限会社 根本商店

代表取締役 根本祐一

[本社] 日立市平和町1-4-11

TEL (0294)21-2068 FAX (0294)21-2471

[田尻事業所] 日立市田尻町3-45-1

TEL (0294)43-2422 FAX (0294)43-2434

HIDAKA

- 日立市燃えるごみ委託収集運搬
- 一般廃棄物収集運搬
- 産業廃棄物収集運搬
- 廃家電収集運搬

ごみのないクリーンな
街づくりを応援します

有限会社 日高産業

日立市本宮町3-25-8 FAX:0294-21-2015
営業時間 AM9:00~PM4:00 定休日 土曜・日曜・祝日

0294-21-0410

株式会社海野商店

クリーンな
未来を子供たちへ



.....営業内容.....

- 一般及び産業廃棄物の収集運搬業
- 一般廃棄物の中間処理
(カン・ペットボトルリサイクル)
- 家電リサイクル品収集運搬
- 不用品・粗大ゴミ等の収集処分



茨城県日立市東多賀町 1-2-17 TEL.0294-33-1302

ごみ・リサイクル

■ 不要になった小型家電などの回収を
交流センターで行っています。

小型家電の中には、鉄、銅、アルミ等の他に希少金属(レアメタル)が含まれており、資源の少ない日本にとって小型家電の回収は資源を確保する重要な方法です。これらをごみとして処分せず、適正にリサイクルすることで、ごみの減量化や資源化につながります。

市では、交流センターや民間店舗に小型家電の回収ボックスを設置し、回収を行っています。

平成26年度からは、清掃センターで回収された小型家電のピックアップ回収も開始し、小型家電の資源化に取り組んでいます。

また、ボックス回収で、回収ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入る全ての小型家電を対象としておりますので、是非、回収に御協力をお願いします。

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)

■ 不要品をごみとして出す前に「おいくら」
で売却してリユースしませんか？

リユースとは、使わなくなった製品を捨てずに、別の人に譲ったり再利用したりすることで、ごみを減らすだけでなく、新たな製品を作る際に必要な資源を節約できる取組です。リユースは地球環境にやさしい取組ですので是非ご検討ください。

「おいくら」は複数のリユースショップからの買取価格を比較し、手間なく売却できるサービスです。

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)



市ホームページ

< 広告 >

昭和31年創業から続く
信頼と実績

廃棄物のことでお困りなら
(株)松原組へお気軽にお問い合わせください。

一般貨物輸送業・廃棄物収集運搬業

廃棄コストの削減と再資源率を
上げる処分方法をご提案

「企業の事業系一般ごみ
産業廃棄物の収集運搬」

片付け事業 **ねこの手PLUS**

小さなことから任せちゃい

「不用品・リサイクル家電回収
遺品整理・住環境・家財整理
買取り・委託販売
家事代行サービス」

小売事業 **SALVAGE**

お洒落なリサイクルショップ&カフェ

「廃品のアップサイクル・リサイクル
ヴィンテージ品販売
オークション・プリマ出品
カフェ」

産業廃棄物収集運搬業 茨城県 許可番号00801033238 一般廃棄物処理業 日立市指令リサイクル第33号 古物商許可 第401090001698号

株式会社
松原組

所在地 日立市国分町1丁目8番8号

電話番号 0294-33-0820

FAX番号 0294-32-5022

HPもCHECK

松原組 日立市 検索

ごみ・リサイクル

ちっちゃな事から。。。
リサイクル

粗大ゴミ・不要品回収、お片付け
お任せください!

事業所ゴミ、一般ゴミ、金属回収・
製紙原料、新聞、雑誌回収・
引っ越しゴミもやっています♪

法人、企業様は勿論のこと個人事業主、一般の方も
お取引いたします。お気軽にお問い合わせください。

一般廃棄物収集運搬(日立市第524号)
産業廃棄物収集運搬(茨城県 第00801155596号)
古物商許可番号(第401090002019号)

合同会社 鍋谷商店

〒317-0065 日立市助川町4-1-7

お問い合わせは **TEL 0294-21-1200**

詳しい事業内容は
ホームページをご覧ください♪

資源物の拠点回収を行っています

市では、紙箱、ペットボトル、ビン類の排出機会の拡大及び使用済小型家電や廃食用油を資源として有効活用することを目的に、交流センターや一部の店舗において拠点回収容器を設置し、資源物の回収・資源化に取り組んでいます。

排出方法や拠点回収場所については市ホームページをご覧ください。

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)

リチウムイオン電池が内蔵された製品は、正しく分別して排出をお願いします

加熱式・電子たばこやモバイルバッテリーに使われたリチウムイオン電池などが原因とみられる火災が全国で発生しています。電池が正しく分別されず、燃えるごみに混入して出されると、ごみ収集車や清掃施設での火災事故のおそれがあるため、大変危険です。有害ごみとして排出し、事故の防止にご協力をお願いします。

問合せ

清掃センター ☎24-5353

〈 広告 〉

古紙資源再生

産業廃棄物収集運搬

一般廃棄物収集運搬

機密書類廃棄処理

持ち込み歓迎!!

段ボール・新聞・雑誌

資源リサイクル

空カン・空ビン・鉄屑・銅・アルミ

ISO14001 認証取得



産業廃棄物収集運搬許可

茨環管指令 第0801040202号

一般廃棄物収集運搬許可



株式会社 水越

代表取締役 水越 謙太郎

〒316-0036 日立市鮎川町2-1-35

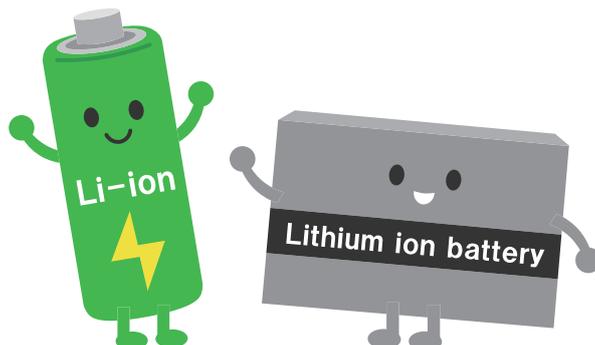
☎ **0294-36-2545** (代)

FAX **0294-35-8121**

<http://www.mizukoshi-re.co.jp/>

ごみ・リサイクル

回収・リサイクルにご協力ください



その他

生ごみ処理機器設置奨励金

市では、生ごみを減量化するために、生ごみ処理機器を設置した市民の方に奨励金を支給しています。

※申請書は日立市ホームページからダウンロードできます。プリントアウトしてご使用ください。

奨励金の支給要件

電動式処理機

- 購入額(消費税を除く)の2分の1の額(100円未満切捨て)です。上限は1基2万円となります。
- 対象は1世帯1基までです。
- 購入店舗の指定はありません。

コンポスター・密閉処理容器

- 購入額(消費税を除く)の3分の2の額(100円未満切捨て)です。上限は1基3千円となります。
- 対象は1世帯2基までです。
- 指定販売店(廃棄物減量推進課へお問い合わせください)で購入してください。

申請に必要なもの

- 領収書またはレシート ● 申請書 ● はんこ

※申請書は各支所でもお預かりすることができます。郵送でも受け付けます。

※奨励金支給申請書の書き方などで分からないことがありましたら廃棄物減量推進課へお問い合わせください。

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)

野外焼却(野焼き)の禁止

刈草、剪定枝、紙、プラスチックなどを不要なものとして処分する場合は「廃棄物」として取り扱うこととなります。その廃棄物を野外で焼却すること(野焼き)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、一部の例外はありますが、原則禁止となります。

野焼きは、周辺にお住いのみなさんに、「臭くて窓を開けていられない」「洗濯物に臭いがついて困る」などの不快な思いをさせてしまうほか、煙を吸ってしまう健康上の被害、あるいは火災にもつながりかねない危険な行為とみなされます。

法律に違反した場合、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられる場合がありますので、指定の燃えるごみの袋に入れて集積所に出すなど、適正な方法で処理するよう心掛け、野焼きは絶対にやめましょう。

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)

< 広告 >

折りたたみ式 生ゴミ収納庫



当社の折りたたみ式生ゴミ収納庫について
クリーンな街をアシストします。

有限会社

NB 中島ビニール加工

〒311-0402 日立市入四間町375

☎59-0646 FAX59-0667



一般廃棄物収集運搬

有限会社 円井産業

代表取締役 圓井 晴男

日立市金沢町3-7-7
TEL 0294-36-2062

不法投棄の禁止

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を定められたごみ集積所(ごみステーション)以外の場所に捨てることをいいます。

不法投棄は、単に環境や景観を損ねるだけでなく、環境汚染を招くことから廃棄物処理法で厳しく禁止されている犯罪行為で、不法投棄者は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられます。

なお、不法投棄された廃棄物は投棄者に処理させることが原則ですが、投棄者が判明しない場合は、その土地の所有者(管理者)が自らの責任でごみを処分しなければなりません。

不法投棄を未然に防止するため、自分の土地は適正に管理してください。

問合せ

清掃センター ☎24-5353

ふれあい戸別収集

ふれあい戸別収集は、燃えるごみなどを集積所へ自分で運ぶことができない、高齢の方やお身体に障害をかかえている方などの世帯を対象に、市が直接ご自宅へ訪問して収集する事業です。この事業を利用するためには手続きが必要となります。

支援の対象となる方

次の1から3の全てに該当する方で構成される世帯が、支援の対象となる方になります。

- 1 日立市内に住所を有する方
- 2 家庭ごみを自分で集積所に運ぶことができない方であって、家族や親族等の協力を得ることが困難または協力者がいない方
- 3 次のいずれかに該当する方
 - 要介護2以上の認定を受けている方
 - 身体障害者手帳で肢体不自由または視覚障害2級以上の交付を受けている方
 - 療育手帳A以上の交付を受けている方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - その他市長が特に認めた方

問合せ

廃棄物減量推進課 ☎22-3111(内線751)



水道・下水道

▼料金課

TEL 22-3111

IP 050-5528-5118



★ 水道・下水道

水道の使用に係る届出について

■ 上下水道の使用に係る届出

◎届出方法

以下のいずれかの方法により届出を行ってください。

- インターネット(スマホ)を利用した電子申請
- 電話での申込み
- 料金課窓口での申込み
- 申込書の郵送申請

※特に、24時間受付可能かつ短時間で入力できるインターネット(スマホ)での電子申請をおすすめしております。下記二次元コードより是非ご利用ください。

いつでもどこでも簡単に / 書類提出が不要に /

水道の手続きはスマホで!

～ネット手続きの種類～

- 水道の使用開始
- 水道の使用中止
- 水道の一時使用
- 水道使用者の変更(名義変更)
- 送付先変更
- 支払方法変更

＼手続きはコチラ /



日立市 水道 ネット申込 検索

※給水装置所有者の変更は、水道課へお問合せください。

※自治体専用電子申請システム「LoGoフォーム」を利用しています。

※メンテナンスなどにより予告なくサービスが停止される場合があります。

※届出の事務処理は、申請日の翌営業日に行います。

※上記以外の手続きは、料金課までご連絡ください。

水道料金

■ 料金の支払方法

上下水道料金のお支払いは次の方法があります。

◎口座振替

お客様の口座から2か月に1度、上下水道料金を自動引落しさせていただきます方法です。

引落日は、検針した月の27日(休業日にあたる場合は翌営業日)です。

※引き落としが出来なかった場合は、翌月の12日(休業日にあたる場合は翌営業日)に再振替します。

●口座振替のお申込方法

窓口でお申し込みいただく方法

口座番号のわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)・口座の届出印・お客様番号のわかるもの(上下水道使用量のお知らせなど)をご用意のうえ、下記の窓口で「口座振替申込書」をご記入ください。

- 料金課
- 市民課
- 各支所・日立駅前出張所
- 市内各金融機関または郵便局

郵送でお申し込みいただく方法

左記二次元コードより自治体専用電子申請システム「LoGoフォーム」にアクセス後、「Q3.申請の種類選択」→「その他」→「口座振替申込書の郵送依頼」を選択し、必要事項を入力してください。口座振替申込書を郵送いたしますので、必要事項をご記入の上、料金課までご返送ください。

(補足)市内間のご転居では、同一の口座による口座振替を継続することができます。継続をご希望の場合は、開始手続きの際に必ずお申し出ください。

口座を変更する場合は、新たに口座振替の申込みをしてください。新しい口座の登録が完了次第、自動的に口座登録情報が更新されます。

◎納付書(納入通知書)払い

納入通知書は2ヶ月に1度の検針後、使用場所の住所へお届けします。

●窓口払い

納入通知書を下記の窓口にご持参いただき、現金でお支払いいただく方法です。

お取扱い窓口及び開庁時間			
窓口名称	平日	土曜日	日曜日
●料金課(日立市役所本庁舎6階)	8:30~17:15	閉庁日 (お取扱いいたしません)	
●日高支所 ●豊浦支所 ●西部支所	8:30~17:15	閉庁日 (お取扱いいたしません)	
●多賀支所 ●南部支所 ●十王支所	8:30~17:15	閉庁日 (お取扱いいたしません)	9:00~12:00、 13:00~17:00
市民課(日立市役所本庁舎1階)	8:30~17:15	9:00~12:00、13:00~17:00	
日立駅前出張所「幸(さいわい)ステーション」	10:30~13:00、14:00~19:00		
市内金融機関・郵便局	各金融機関・郵便局の営業時間		

※祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)は、閉庁日となります。ただし、祝祭日が土曜日または日曜日に重なる場合、多賀支所、南部支所、十王支所、市民課、日立駅前出張所は、上の表の開庁日時のとおり開庁します。

●コンビニエンスストア払い

金額が30万円以下でバーコードが印字され、かつ納期限内の納入通知書を用いて、24時間お支払いができます。

お支払い可能なコンビニエンスストアについては、納入通知書に記載してあります。

※納期限が過ぎてしまった場合または金額が30万円を超える場合は、お手数ですが上記の窓口でお支払いをお願いします。

●スマホ決済アプリによるお支払い

納入通知書に印刷されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取ることで、アプリの残高または登録した銀行口座から納付できます。お支払い可能なスマホ決済アプリサービスにつきましては、納入通知書に記載してあります。

※納期限が過ぎてしまった場合または金額がアプリごとに定められた上限額を超える場合は、お手数ですが上記の窓口でお支払いをお願いします。

水道・下水道

■ 上下水道料金単価表

日立市の水道・下水道料金は、2か月ごとに各ご家庭のメータを確認し、お使いになった水量から料金を算定します。料金表(2か月分)については、次のとおりです。

●水道料金(メータ口径13~25mmの方)

口径	基本料金	従量料金				
		第一段階 (1~20m ³)	第二段階 (21~40m ³)	第三段階 (41~60m ³)	第四段階 (61~200m ³)	第五段階 (201m ³ 以上)
13mm	1,580円	23円/m ³	126円/m ³	144円/m ³	180円/m ³	219円/m ³
20mm	2,420円					
25mm	3,140円					

※(基本料金+従量料金)×1.1=水道料金<1円未満切捨>

●水道料金(メータ口径30~200mmの方)

口径	基本料金	従量料金			
		第一段階 (1~40m ³)	第二段階 (41~60m ³)	第三段階 (61~200m ³)	第四段階 (201m ³ 以上)
30mm	3,640円	126円/m ³	144円/m ³	180円/m ³	219円/m ³
40mm	6,000円				
50mm	9,000円				
75mm	20,000円				
100mm	35,000円				
150mm	78,000円				
200mm	138,000円				

※(基本料金+従量料金)×1.1=水道料金<1円未満切捨>

●下水道使用料

基本料金	超過使用料					
20m ³ まで	21~40m ³	41~60m ³	61~100m ³	101~200m ³	201~400m ³	401m ³ 以上
2,400円	135円/m ³	153円/m ³	165円/m ³	183円/m ³	207円/m ³	220円/m ³

※(基本料金+従量料金)×1.1=下水道使用料<1円未満切捨>

※水道水と井戸水併用の場合は水道の使用量に1人2か月6m³加算します。

< 広告 >

キッチン・バスルーム・洗面所・トイレなど
水廻りのことなら
総合設備と管理の
中央工業株式会社
日立市金沢町3-2-2
TEL 0294-34-2843
FAX 0294-34-2837

■ 水道メータについて

水道メータは使った水の量を知るための器具のことです。メータの水量をもとに水道料金・下水道使用料が計算されます。



家の外に設置された青いふたのメータボックス。



開くと水道メータが収納されています。

※集合住宅、ビルなどの場合、メータボックスではなく、玄関ドアの横、壁面の扉(パイプシャフト)の中に水道メータが設置されていることもあります。

【おねがい】

- メータが見やすいように、メータボックスの中はいつもきれいにしておきましょう。
- メータボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりしないようにしましょう。
- ご家庭でもときどきメータを見ていただくと使用水量の変化もわかり、漏水の発見にも役立ちます。

下水道工事

下水道課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5164

下水道本管が道路内に布設され、使えるようになった地区に家屋を所有している方は、法律により3年以内に汲み取り便所を水洗トイレに改造し、風呂・台所・浄化槽などの汚水を下水道に流れるように改造(排水設備工事)しなければなりません。一日も早く排水設備工事をされるようお願いいたします。

排水設備工事は、日立市の指定を受けた排水設備指定工事人に依頼をしてください。
工事の申請から完成までの手続きなどは、工事人が行います。

*水洗便所改造資金助成制度

下水道が使えるようになってから3年以内に排水設備工事を行う方に対し、改造資金の融資あっせん制度や自己資金で改造した場合の補助金制度を設けています。

〈 広告 〉

株式会社ニッカン は、
長年培ったノウハウと
多種多様な設備
そして、協力会社とも連携し
真摯に対応いたします!

SAVE THE EARTH
株式会社ニッカン

〒317-0051
茨城県日立市滑川本町5丁目14番4号
TEL 0294-22-6348

水とパイプの総合メンテナンスカンパニーとして、
衛生的で快適な社会の維持向上に貢献します。

下水道及び各種管路施設の総合維持管理業

株式会社 古川技建

茨城県日立市桜川町2丁目6番17号
TEL0294-35-7601

水道工事
水まわりリフォーム

水まわりのことなら
お任せください!

日立市給水指定工事店
株式会社 多賀工事社

本社 日立市東成沢町3-9-7
TEL 0294-37-0625

項目	融資あっせん(無利子)		補助金	
	汲み取り便所改造	浄化槽改造	汲み取り便所改造	浄化槽改造
1便槽目	500,000円以内	250,000円以内	14,200円	7,100円
2~4便槽目	250,000円以内	250,000円以内	7,100円	7,100円
低所得者対策	334,000円以内	167,000円以内	166,000円以内	83,000円以内
返済期間	36か月(3年)以内		-	
申請書添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ●市税納税証明書(本人、保証人) ●印鑑証明書(本人、保証人) ●給与証明書または所得額証明書 		●市税納税証明書(本人)	

連絡先・問合せ先

水道・下水道関係連絡先一覧

内容	課所名	連絡先 (上段:電話番号 下段:IP)
路上・宅地内給水設備の漏水などに関する事	水道課	22-3111(内線424) 050-5528-5115
路上の排水設備の詰まりの連絡 宅地内排水設備の詰まりの相談に関する事	(中央・南部地区) 下水道課	22-3111(内線624) 050-5528-5164
	(北部地区)※1 日立・高萩広域下水道組合	39-5596 050-5528-5195
水質に関する事	浄水課(水道)	52-3628 050-5528-5192
	浄化センター(下水道)	35-3222 050-5528-5165
料金に関する事(検針・収納・中止開始届出)	料金課	22-3111(内線580) 050-5528-5118

※1 北部地区は、田尻町2丁目、3丁目の一部、かみあい町1丁目、東滑川町4丁目の一部から以北
夜間及び休日の問合せ先

○水道の漏水や水道の使用に関する事

区分	時間	連絡先
休日	8:30~17:15	日立市指定管工事協同組合 ☎34-5544
夜間	17:15~8:30	

※平日夜間や、休日昼夜間の漏水及び水道の使用に関する受付業務を平成21年4月から民間(日立市指定管工事協同組合)に委託しています。

○水道の水質に関する事

区分	時間	連絡先
休日	8:30~17:15	森山浄水場 ☎52-3628
夜間	17:15~8:30	IP 050-5528-5192

○下水道に関する事故やトイレの詰まりに関する事

区分	時間	連絡先
休日	8:30~17:15	(中央・南部地区) ☎22-3111
		(北部地区)※1 日立・高萩広域下水道組合 ☎39-5596 IP 050-5528-5195
夜間	17:15~8:30	

●料金に関する事については、平日料金課へ問い合わせてください。

※1 北部地区は、田尻町2丁目、3丁目の一部、かみあい町1丁目、東滑川町4丁目の一部から以北





防犯・交通安全

▼コミュニティ協働課
TEL 22-3111
IP 050-5528-5045

★ 防犯

子どもの防犯対策

■ 「いかのおすし」を守りましょう

いか…いかない(知らない人についていかない)
の……のらない(知らない人の車に乗らない)
お……おおきな声で叫ぶ
す……すぐ逃げる
し……しらせる(何かあったらすぐ知らせる)
「いかのおすし」を守って、被害に遭わないよう気をつけましょう。

■ 防犯ブザーは正しく使いましょう

防犯ブザーは、不審な人に会ったときや身の危険を感じたときに使います。

◎いつでも、すぐに使用できるように

- すぐに手が届くところに身につける。
- 電池が切れていないか定期的に確認するなど普段の管理が大切です。
- 普段から、使い方の確認をして、いつでも使用できるよう心構えをしておきましょう。

◎防犯ブザーを鳴らした後に行うことは

- 鳴らしてから人の居そうな方向に投げる。
- すきを見てその場から逃げる。
- 民家やコンビニエンスストアなどに駆け込む。
- 警察に通報する。

ひったくり対策

■ ひったくりの防犯対策

◎徒歩の場合、バッグの持ち方を常に意識する！

バッグなどの所持品は、車道側に持たず、反対側に持ちましょう。また、胸にしっかり抱えたり、タスキがけにするなど、持ち方を工夫しましょう。

◎自転車のカゴには「ひったくり防止ネット・カバー」を装着する！

ひったくり防止ネットやカバーを使用しましょう。雑誌などをバッグの上に置くだけでも効果があります。

◎後方からオートバイや自転車が近づいてきたら警戒する！

ひったくりは、オートバイ・自転車で追い越しざまに奪いとるケースがほとんどです。後方からバイクや自転車が近づいてきたら、立ち止まって相手を確認するなど警戒しましょう。

■ 習慣にしてください！

- 金融機関などで現金を下ろした後は、特に警戒しましょう。
- 夜間の帰宅時は、遠回りでも明るく、人通りのある道を通りましょう。
- 歩きながらの携帯電話の使用は控えましょう。

侵入盗対策

■ 住宅対象の侵入盗とは

◎空き巣

家人が不在の住宅に侵入し、金品を盗む犯罪

◎忍び込み

夜間、家人が寝ている住宅に侵入し、金品を盗む犯罪

◎居空き

家人が在宅する昼間などにスキを見て侵入し、金品を盗む犯罪

■ 侵入盗対策

◎家の防犯対策

- 在宅時、不在時を問わず、ドアや窓の鍵をきちんと閉める。特に風呂場やトイレなどの高窓も忘れずに施錠する。
- 1つのドアや窓に鍵を2つ以上取り付ける(ワンドア・ツーロック)。
- 郵便受けや植木鉢の下に合鍵を置かない。
- 防犯性の高いピッキング対応錠に取り替えたり、サムターンカバーを取り付ける。
- 窓ガラスに防犯フィルムを貼ったり、防犯ガラスに取り替えたりする。
- 防犯アラームや防犯カメラ、センサーライトなどを取り付ける。
- 家を長期間留守にするときは、新聞や郵便物を止めてもらう。

◎家のまわりの防犯対策

- 家の周囲に、脚立やポリバケツなどの足場になるものを置かない。
- 庭に砂利を敷く。
- 庭木を手入れし、見通しをよくする。

◎地域ぐるみで防犯対策

- 旅行などで長期間留守にするときは、近所に声をかけて出かける。
- 普段見かけない人を見かけたら、「何かご用ですか？」と声をかけましょう。
- 侵入盗の犯人は、人に見られることを何より嫌います。地域のみなさんの「目」が一番の防犯対策です。

二セ電話詐欺等の対策

■ 二セ電話詐欺とは

身内(子どもや孫)や大手企業の社員、警察官や市町村職員などの公的機関の職員になりました犯人が、被害者に対して「二セ電話」をかけるなどして、現金等をだまし取ろうとする特殊詐欺です。

■ 二セ電話詐欺の防犯対策

- 在宅時でも家の電話は常に留守番電話設定にする。
- 携帯電話・スマートフォンでも、知らない番号には応答しない。
- パソコン警告画面、連絡先が表示されても連絡しない。
- 相手がSNSに誘導してきたら、すぐに電話を切る。
- 家族や警察(110番または#9110)に相談する。

■ SNS型投資とは

SNSを通じて、暗号資産や株に投資すれば利益が得られるものと誤信させ、金銭をだまし取る詐欺です。

■ ロマンズ詐欺とは

恋愛感情や親近感を抱かせることで投資に誘導し、投資金名目や交際を続ける名目で金銭をだまし取る詐欺です。

■ SNS型投資・ロマンズ詐欺の対策

- SNSでの投資(もうけ)話を信用しない。
- SNSや電話でしかやり取りをしない知人は信用しない。

自動車盗・車上ねらい対策

自動車盗対策

◎駐車時は、「キーを抜く」「ドアロックをする」を習慣に！

短時間でも車を駐車するときは、必ずキーを抜いてドアロックをしてください。

◎スペアキーの保管場所に気をつけて！

スペアキーを車内に置くのはやめましょう。

◎盗難防止装置を付け、防犯効果を高める！

ドアロックだけでなく盗難防止装置の設置など、二重三重の防犯対策が被害防止につながります。

*盗難防止装置とは？

ハンドルロック

ハンドルをロックする装置です。ショックなどに反応して警告音を発するものもあります。

警報・通報装置

窓ガラスの振動や不正なドアの開閉に反応して警報音を発したり、携帯電話などを通じて車の異常や位置を知らせる警報・通報装置があります。

イモビライザー

キーのIDコードと車両のIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない、セキュリティシステム。

車上ねらい対策

◎車から離れるときは、「ドアロック」を確実に！

店舗などに立寄るなどのちょっとした時間でも、必ずドアロックをしてください。

◎車内にバッグ等を放置しない！

現金、貴重品、バッグなどを車内に置いたまま車から離れないようにしてください。

◎警報ブザーの活用を！

窓ガラスの破壊や衝撃、不正なドアの開閉に反応する警報ブザーを設置すると効果があります。

オートバイ盗・自転車盗対策

オートバイ盗対策

◎駐車時は、「ハンドルロック」「キーを抜く」を確実に！

店に立ち寄るときなど、わずかな時間でもオートバイから離れるときは、必ずハンドルロックをしてキーを抜いてください。

◎「カバーをかける」「補助ロックをする」を習慣に！

駐車時は、カバーをかけるとともに、タイヤ部分などにU字ロック、ワイヤーロックなどの補助ロックをしてください。

◎盗難防止装置を付け、防犯効果を高める！

車体が揺れたり、移動をするとアラーム音で警告する、イモビアラームなども効果的です。

◎防犯登録をする！

万一、被害に遭った場合でも発見しやすくなりますので、防犯登録をしましょう。

自転車盗対策

◎駐車時は、複数のカギをかける！

自転車から離れるときは、必ずカギを2個以上かけてください。自転車をワイヤー錠などでガードパイプなどの固定物につなげておくと、更に効果があります。

◎防犯登録をする！

万一、被害に遭った場合でも発見しやすくなりますので、防犯登録をしましょう。

住宅防犯対策促進事業

制度の概要

安全で、安心に暮らすために、防犯対策に係る個人住宅の改修を行う場合に、その改修にかかる費用の一部を助成します。

対象となる工事

- 軽微な取付工事(助成率1/3:限度額1万円)
- 防犯改修工事(助成率1/3:限度額5万円)
※工事前の申請が必要です。
※工事内容や申請方法は、事前に問い合わせてください。
※助成制度の内容は、変更になることがあります。

交通安全

交通事故を防止するために！

ドライバー

- スピードの出し過ぎは大変危険です。
- 子どもや高齢者を見かけたら、その行動にじゅうぶん注意し、減速・徐行など「思いやりのある」運転を心がけましょう。
- 夕暮れ時の歩行者などを早期発見するため、ライトは早めに点灯しましょう。
(ライトの上向きを積極的に活用しましょう。歩行者を早く発見することができます。)
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。家族・職場ぐるみで飲酒運転を根絶しましょう。
- シートベルトは全座席着用です。子どもには体格に合ったチャイルドシートなどを着用しましょう。

歩行者

- 道路の無理な横断は、絶対にやめましょう。
- 夜間は白っぽい服を着用し、反射材を身につけるなど「自分の存在を知らせる」工夫をしましょう。

日立市自転車等放置禁止区域

歩行者の安全を確保し、市民の良好な生活環境を保持するため、自転車等放置禁止区域を設定しています。

放置禁止区域に自転車、原動機付自転車が放置されているときは、警告後撤去し、一定の期間保管します。撤去の際には、チェーンなどの切断など、必要な措置を行います。その際に生じた損害などについての責任は一切負いません。

保管した自転車の引き取りの際は、保管手数料を徴収します。

日立駅前自転車等放置禁止区域



常陸多賀駅前自転車等放置禁止区域



十王駅前自転車等放置禁止区域



県民交通災害共済

県民交通災害共済は、加入者の交通事故による災害に対して、見舞金を給付する制度です。

掛金

一般	900円	
	(9月30日以降の加入の場合)	450円)
中学生以下	500円	
(//	250円)

共済期間

4/1～翌年3/31まで(中途加入の場合は、申込日の翌日から共済期間の末日まで)

申込窓口

コミュニティ協働課、各支所の窓口でお申し込みください。

見舞金の請求

コミュニティ協働課の窓口で、下記の必要書類を持参のうえ、手続きをしてください。

- 会員証
- 交通事故証明書もしくは事故申立書
- 医師の診断書及び診療報酬明細書(死亡の場合は、死亡診断書、死体検案書)
- 身体障害者手帳、身体障害診断書(身障見舞金請求の場合)
- 運転免許証(車両運転中の場合)
- はんこ
- 委任状(受傷者本人が窓口に来れない場合)
- 戸籍謄本など(死亡の場合、会員との関係を証する書類)
請求内容などにより交通事故証明書や医師の診断書など、必要書類が異なりますので、請求をされる際は、事前にコミュニティ協働課へ問い合わせてください。

日立市高齢者運転免許自主返納支援事業

運転免許を自主的に返納した65歳以上の方に、市内路線バス回数券などを交付します。

対象

市に住民登録をしている65歳以上の方で、すべての自動車運転免許を自主的に返納した方(更新期限が切れている場合は対象となりません)

支援内容

市内路線バス乗車回数券など(1万円相当分)を交付します(一人につき免許返納時の1回限り)

申請窓口

警察署へ運転免許証を返納後、1か月以内にコミュニティ協働課、各支所の窓口で申請してください。

申請に必要なもの

- 高齢者運転免許自主返納支援申請書
 - 「申請による運転免許の取消通知書」(返納のときに、警察署で発行)の写し
- ※申請書は日立警察署、コミュニティ協働課、各支所にあるほか市のホームページからダウンロードできます。





議会・選挙

▼議会事務局

TEL 22-3111

IP 050-5528-5113



議会

市議会について

市議会の仕組み

私たちの住む日立市の教育、福祉、産業、建設など、住民福祉の向上を市民全員で話し合い、方針を決定していくことが民主主義の基本原則ですが、全員で協議することは実際には難しいことです。そこで市民の代表者を選挙で選び、市政の運営を委ねることにしています。この代表者が市議会議員と市長です。

市議会議員は市議会を構成して、市長が行政を行うために必要な予算や条例などを決定します。そして議会の決定した意思に従って、市長は総合計画で定める都市像『共創で新たな歴史を刻む 次世代型みらい都市 ひたち ～人づくり・まちづくり・そしてみんなの幸せづくり～』の実現のために実際の仕事を行います。このことから議会将『議決機関』、市長部局などを『執行機関』と呼び、両者は車の両輪のように、ともに市政を運営しています。

◎議員

議員の定数は、条例で24人と定められています。

◎議長・副議長

議長と副議長は、議会において議員の中から選挙で選ばれます。議長は議会を代表するとともに、議事を整理したり、議会の事務を処理する権限を持っています。副議長は、議長が病気などで不在のときに議長の代わりを務めます。

◎会派

市政について同じ考えや意見を持っている議員が集まって、それぞれグループをつくっています。これを会派といいます。

日立市議会では、3人以上で構成されるグループを会派と認めています。

◎議会事務局

市議会の仕事を円滑に処理するため、議会事務局が設置されています。現在10人の職員で、本会議、委員会の事務や市議会の論議をまとめた会議録の作成など、さまざまな議会運営の事務に当たっています。

市議会の運営

◎議会

議会はいつも開かれているのではなく、定例または臨時に、ある一定の期間だけ開かれます。定期的に開く会議を『定例会』、必要に応じて開く会議を『臨時会』といいます。本市の定例会は年4回で、原則として3月、6月、9月、12月に開かれます。

◎会期

開会から閉会までの期間を『会期』といいます。

◎会議

議会活動の中心は会議にあります。議会では各種の会議を開きますが、そのうち特に重要なものは本会議と委員会です。

◎本会議

本会議は議案などを審査し、議会の最終的な意思を決定する会議です。提出した議案について市長などが説明し、これに対し議員から質疑や意見が述べられた後、可否の表決をします。

また、本会議では議案に関係なく、市政全般に関して行う一般質問や会派代表質問を行います。

- 会派代表質問…会派を代表して行う質問
- 一般質問…市政全般についての質問
- 議案質疑…議案について、不明確な点や、詳しく知りたい点についての質問

◎委員会

議案などは最終的に本会議で可否が決められますが、市政は広範囲にわたるため、あらかじめいくつかの委員会を設け、専門的に審査します。委員会には、常任委員会と議会運営委員会及び特別委員会があります。常任委員会には、総務産業委員会、教育福祉委員会、環境建設委員会の3つを設置しています。



■ 傍聴手続き

市議会では、市民の皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されます。市政を身近に知るためにも、ぜひ議会を傍聴してみませんか。

なお、本会議や委員会の開催日、一般質問の発言通告内容など、詳しくは議会事務局へお問い合わせいただくか、市議会のホームページをご覧ください。

◎傍聴手続き

手続きは簡単です。本会議を傍聴するときは議場の傍聴席入口で、委員会を傍聴するときは議会事務局で、氏名、住所などを受付簿に記入するだけです。

◎傍聴席

議場に65席(うち一般席52席、車椅子席2席、親子席3席、報道関係者席8席)、各委員会室に10席あります。

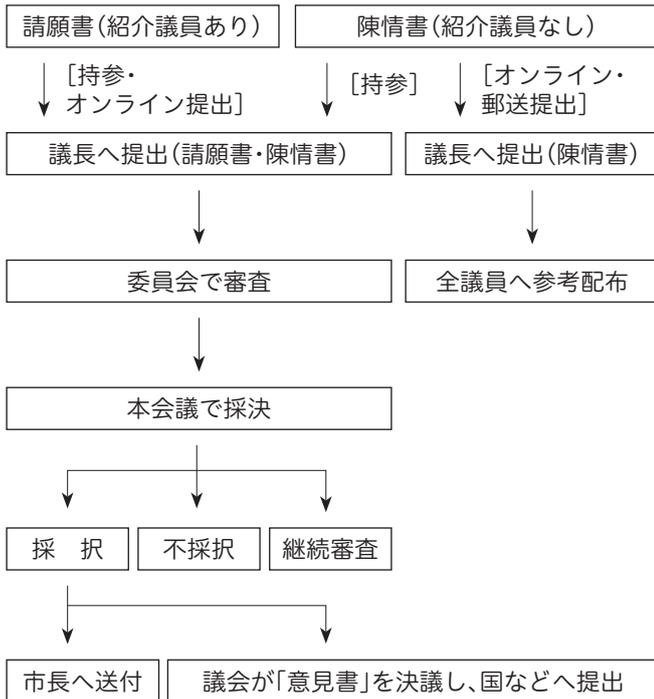
■ 請願・陳情の手続き

市政について意見があるときは、請願書や陳情書を市議会に提出することができます。請願は市議会議員の紹介を必要としますが、陳情の場合はその必要がありません。市議会では、請願・陳情を委員会で審査(ただし、郵送された陳情は除く)した後、本会議で採択か不採択を決定し、その結論を請願者(陳情者)へ通知しています。

◎請願と陳情

市民の皆さんの要望や意見を市政に反映させる方法として請願や陳情があります。

詳細については、議会事務局にお問い合わせください。



✿ 選挙

総務課 ▶ TEL 22-3111 IP 050-5528-5034

選挙

■ 選挙権

選挙権があるのは、日本国民で年齢18歳以上の方です。ただし、地方公共団体の議員及び長の選挙権については、同一市区町村内に引き続き3か月以上住んでいる必要があります。

■ 選挙人名簿

選挙で投票を行うためには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

登録の要件は、住民票を作成し、引き続き3か月以上市内に住んでいる日本国民で年齢18歳以上の方です。なお、一度登録されると、死亡、転出、その他特別な事由がない限り、抹消されることはありません。

■ 投票

各選挙の投票日、投票所などは市報や投票所入場券などでお知らせします。

◎期日前投票制度

投票日当日、仕事や外出などの予定がある方は、期日前投票をすることができます。

◎不在者投票制度

- (1)出張、旅行などで市外に滞在している方は、滞在先の市町村で不在者投票をすることができます。
- (2)病院、老人ホームなど都道府県が指定した施設に入院などしている方は、その施設で不在者投票ができます。

◎郵便などによる不在者投票制度

身体障害者手帳などをお持ちの方や介護保険の被保険者証をお持ちの方で、定められた要件に該当する方は「郵便等投票証明書」の交付を受ければ自宅で郵便などによる不在者投票をすることができます。





相談

▼日上市役所
TEL 22-3111
IP 050-5528-5000



市民相談

相談の内容	場所	連絡先	日時
生活全般の悩みや困りごとの相談、市の仕事に対する陳情・苦情など(対応:市民相談員) ※土曜日は事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	月～金曜 9:00～17:00 土曜 9:00～16:00
	多賀市民相談コーナー (多賀支所内)	36-6221	月～金曜 9:00～12:00 13:00～17:00
人権に関する相談(対応:人権擁護委員) ※午後は事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	毎月第2火曜 (8月と1月は第3火曜) 10:00～15:00
行政に関する相談(対応:行政相談委員) ※午後は事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	毎月第3水曜 10:00～15:00
税金に関する相談(対応:税理士) ※事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	毎月第2木曜(2月・3月除く) 10:00～15:00
相続や遺言などの他各種行政手続きに関する相談 (対応:行政書士) ※事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	毎月第2、第4水曜 13:00～16:00
遺言書の作成に関すること	日立公証役場	21-5791	月曜～金曜 9:00～17:00
法律に関する相談(対応:弁護士)市民相談室か多賀市民相談コーナーで事前に話を聞いた後予約。 ※電話予約不可。先着順(1日7人までで1人25分程度)	市民相談室	内線511 050-5528-5147	第1、第3火曜 (2～3月、5～12月) 第2、第4火曜 (1月、4月) (休日のときはその翌日) 13:00～16:00
総合労働相談(対応:社会保険労務士)茨城県社会保険労務士会ホームページまたはFAXで申込み	市民相談室	FAX029-350-3222	毎月第4木曜 13:30～16:30
暴力団に関する相談 (対応:茨城県暴力追放推進センター相談員) ※事前に電話で予約を	市民相談室	内線511 050-5528-5147	毎月第3木曜 10:00～16:00

生活上の相談

悪質商法などによるトラブルや、多重債務などの相談ほか(対応:消費生活相談員)		消費生活センター	26-0069	月～金曜 9:00～16:00
	土曜・日曜・祝日の緊急相談	消費者ホットライン	188	土曜・日曜・祝日 10:00～16:00 ※年末年始は休み
交通事故に関する相談		茨城県中央交通事故相談所	029-233-5621	月～金曜 9:00～12:00、 13:00～16:45
工場騒音などの公害に関する相談		環境推進課	内線298 050-5528-5065	月～金曜 8:30～17:15

〈広告〉

相談

特定行政書士/海事代理士/著作権相談員

 **山内総合事務所**

何かお困りのことはありますか?
確かな知識・実務・実績で
あなたの権利を守ります。

 **相続手続**
■農地・許認可
■医療法人他
〈営業時間〉
9:00～18:00
〈定休日〉
土日・祝祭日
※休日・時間外予約可
茨城県日立市南高野町1-5-19
☎0294-53-4011

山内総合事務所 茨城県



このことなら
当事務所へ
ご相談ください。

相続

横須賀会計事務所
所長 横須賀 敏則
日立市助川町2-5-11 国道6号線沿い
電話 0294-27-3300

ホームページも見てね

各種相談

相談の内容	場所	連絡先	日時	
雇用・労働問題に関する相談	日立公共職業安定所	21-6441	月～金曜 8:30～17:15	
	いばらき就職支援センター 日立地区センター(日立商工会議所会館内)	27-7172	月～金曜 9:00～16:00	
	雇用センター多賀	35-1510	月～金曜 8:30～17:15	
	労働問題や労 働関係でお困 りのかた	いばらき労働相談センター	029-233-1560	月～金曜 9:00～19:00 (受付は18:30まで) 第2・4土曜 9:00～15:00 (受付は14:30まで)
	労働災害や労 働条件でお困 りのかた	日立労働基準監督署	22-5187	月～金曜 8:30～17:15
	アスベストに 関する問い合 わせ	県北県民センター環境・保安課	80-3355	月～金曜 8:30～17:15
ボランティア活動に関する相談	ボランティア情報相談コー ナー(コミュニティ協働課 内)	内線513 050-5528-5061	月～金曜 8:30～17:15	
	日立市社会福祉協議会	87-7222	月～金曜 8:30～17:15	
女性生活相談 (対応:女性生活相談員)	女性生活相談 (女性センター内)	35-2215	月・火・水・金曜及び 第2・4土曜 10:00～17:00 *祝日・年末年始を除く	
被災者支援総合相談	被災者支援の 相談	市民相談室	内線511 050-5528-5147	月～金曜 8:30～17:15
	被災者生活再 建支援制度、見 舞金に関する ことや義援金 に関すること	福祉総務課	内線740 050-5528-5069	月～金曜 8:30～17:15
外国人のための相談 (英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、シンハラ語)	(公財)茨城県国際交流協会 外国人相談センター	029-244-3811	月～金曜 8:30～17:00	

〈 広告 〉

今野幸樹行政書士事務所
一人で悩まず ご相談ください

☎ **090-3469-1846**
☎ **0294-33-8080**
日立市中成沢町2-1-14

NARUSAWA AUTO
Support a fun motorcycle and car life

乗り換え相談・乗り心地相談・カスタム相談
修理相談・買取り・中古車販売
不動産引取り・不要車両処分

日立市中成沢町2-1-14
☎ **0294-33-8380**
☎ **090-3067-7630**

なんでも労働相談

無料

パワハラがひどい、
有給休暇も、残業代もない！
組合をつくりたい、など、
なんでもご相談ください。

安心して働くために連合茨城は、あなたのみかたです

連合茨城 水戸市梅香 2-1-39 茨城県労働福祉会館
TEL.029-231-2020 FAX.029-227-8610

フリーダイヤル **0120-154-052**
いこうよ れんごうに
お問合せ

受付時間：月曜日～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時30分まで



相談

相談の内容	場所	連絡先	日時
生活保護をはじめとした福祉に関する総合的な相談	生活支援課	内線452 050-5528-5070	月～金曜 8:30～17:15
	多賀支所	36-3101 050-5528-4943	月曜・水曜・金曜 9:00～12:00
	南部支所	52-5101 050-5528-5168	火曜 9:00～12:00
	日立市社会福祉協議会	87-7222	月～金曜 8:30～17:15 *生活保護の相談は除く
生活、仕事などの困りごとに関する相談	日立市社会福祉協議会 日立相談サポートセンター	050-5528-5153	月～金曜 8:30～17:15 *生活保護の相談は除く
高齢者の就業に関する相談	シルバー人材センター	33-5586	月～金曜 8:30～17:15
乳幼児の発達や保育に関する相談	保健センター	21-3300 050-5528-5180	月～金曜 8:30～17:15
子どもとその家庭に関する相談	子どもセンター	36-0048	火～土曜 9:00～17:00 ※祝日、臨時休館日、12/29～ 1/3は休み
保育園等の入園相談	子ども施設課	内線341、309 050-5528-5024	月～金曜 8:30～17:15
子どもの養育上の悩みや虐待などに関する相談	茨城県日立児童相談所	22-0294	月～金曜 8:30～17:15
	こども家庭センター	(児童福祉) 内線323 050-5528-5071 (母子保健) 21-3300 050-5528-5180	月～金曜 8:30～17:15
	いばらき虐待ホットライン	0293-22-0293	24時間対応
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24時間対応
	日立警察署 生活安全課	22-0110	月～金曜 8:30～17:15
学校生活や友人関係、子どもの発達に関する相談	こども発達相談センター	電話 0294-22-2525	月曜～金曜 9:50～16:10 第2・4土曜 9:50～15:00 *面接は予約制
19歳までの子ども専用電話相談 ※子どもに関する大人からの相談も可	ひたちコドモでんわ	26-7890	毎日 13:00～17:15 ※12/28～1/4は休み
青少年の悩みごと面接相談 ※子どもに関する大人からの相談も可	青少年の悩みごと面接相談 専用電話	26-7890	土日のみ 13:00～17:15 ※12/28～1/4は休み
いじめ・不登校・友人関係の悩みや家庭・学校生活に 対する不満などの相談	子ども専用ホットライン	029-221-8181	365日24時間対応
いじめや体罰、親からの虐待に関する相談	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 8:30～17:15





★ 広報・消費生活など

日立市の広報活動

■ 市報の配布

市報は、市内にお住まいの全世帯に配布しています。市報が届かない方は、広報戦略課へご連絡ください。また、市役所、各支所、各図書館、各交流センター、市内JR各駅、スーパーなどに配架しているほか、ホームページでもご覧いただけます。



■ 市ホームページ

各種手続きの方法や施設案内、イベント情報、災害時の緊急情報などを掲載しています。ほかにもAIサイト内検索や申請書検索、チャットボット、スマート窓口など、さまざまな機能を搭載しています。



■ 市公式LINEアカウント

最新情報をプッシュ通知でお知らせするほか、防災情報や予約・申込みなど、必要な情報にスムーズにアクセスできます。



■ X&Facebook

市政、防災、観光、文化、イベントなど、暮らしに関わるさまざまな情報を発信しています。



X Facebook

■ Youtube

日立市内のニュースやイベント情報、市政施策、アニメーション動画などを配信しています。



■ Instagram

季節の風景やイベント、おすすめスポットなどをお知らせしています。



■ コミュニティFM「日立市からのお知らせ」

コミュニティFM放送「FMひたち」でも市からのお知らせを放送しています。

放送局

FMひたち

放送周波数

82.2MHz

受信範囲

日立市内 ほか

放送内容

「日立市からのお知らせ」として、市のイベントや各種募集の告知などの情報を放送しています。

消費生活に関すること

消費生活センターは安全で豊かな消費生活の実現を目指します。

■ 消費生活相談

消費生活の中で、商品やサービスについて取引方法・契約・品質・性能・安全性などについて疑問や不審に思ったときにご相談ください。

消費者と事業者間のトラブルについて、いっしょに考え解決できるようお手伝いします。

※相談日

月～金曜日 9:00～16:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始は休所日

■ 所在地

幸町1-21-1 日立シビックセンター6階

☎26-0069



日立滑川温泉スタンド

東滑川海浜緑地(東滑川町5丁目)の南側に日立市が所有する温泉スタンドがあります。
温泉水は無料で持ち帰ることができます。(24時間利用可)

■ 温泉成分

泉質

ナトリウム-硫酸塩泉

泉温

28.7℃

涌水量

毎分310ℓ

■ 使用方法

10倍以上に薄めて使用してください。
※持ち帰り用のポリタンクなどを持参してください。
※源泉のまま使用すると、風呂釜・配管の故障の原因になることがあります。

■ その他

病中・病後のかたなどには使用できません。
また、温泉水は飲めません。

問合せ

公共財産管理課 ☎22-3111(内線529)

市営駐車場・自転車駐車場

■ 市営駐車場

名称	普通駐車	定期駐車(月額)	所在地
鹿島町駐車場		7,700円	鹿島町1丁目15番
日立駅中央口駐車場	最初の30分は無料 以後30分ごとに100円	—	平和町1丁目1番
日立駅海岸口駐車場		—	旭町1丁目3番
末広町駐車場	30分ごとに100円 (施設利用者の時間免除あり)	5,500円	末広町1丁目1番
多賀市民プラザ駐車場		—	千石町2丁目4番
日立シビックセンター地下駐車場	最初の120分は無料 以後60分ごとに200円 24時間最大500円(平日のみ)	—	幸町1丁目18番

■ 自転車駐車場

名称	収容台数	停められる車種
十王駅東口第1自転車駐車場	288台	自転車
十王駅東口第2自転車駐車場	72台	自転車
十王駅西口自転車駐車場	214台	自転車
小木津駅東口第1自転車駐車場	120台	自転車
小木津駅東口第2自転車駐車場	150台	自転車
小木津駅西口自転車駐車場	250台	自転車
日立駅前自転車駐車場(中央口)	759台	自転車、原動機付自転車、自動二輪車
日立駅前自転車駐車場(海岸口)	66台	自転車、原動機付自転車
常陸多賀駅前自転車駐車場	1,231台	自転車、原動機付自転車、自動二輪車
常陸多賀駅東口自転車駐車場	150台	自転車
大甕駅前自転車駐車場(東口)	378台	自転車、原動機付自転車、自動二輪車
大甕駅前自転車駐車場(西口)	198台	自転車、原動機付自転車、自動二輪車

問合せ

コミュニティ協働課 ☎22-3111(内線515)
日立シビックセンター地下駐車場:文化・国際課 ☎22-3111(内線534)

■ 月極駐車場

幸町、十王駅西口ほか4か所に月極駐車場があります。
所在地や空き状況、料金など詳しくは公共財産管理課にお問い合わせください。

問合せ

公共財産管理課 ☎22-3111(内線529)

★ ペット・動物

犬の登録と狂犬病予防注射

■ 犬の登録

犬の飼い主は、犬を取得した日(生後90日以内の犬に限っては90日を経過した日)から30日以内に、必ず登録をしなければなりません。この登録は一生に一度ですが、登録内容に変更があった場合は市に届出をしてください。

また、飼い犬が死亡した場合は登録を抹消しますので、必ず死亡届を提出してください。

登録手数料

2,500円(1頭につき)

登録場所

保健センター、市民課、各支所、市内の動物病院

■ 狂犬病予防注射

生後90日を過ぎた犬を飼っている方は、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。市内の動物病院、または市が実施する集合注射で予防注射を受けさせてください。

注射料金

3,000円(1頭につき)

注射済票交付手数料

550円(1頭につき)

※集合注射の日程については、市報、ホームページでご確認ください。

■ 犬に関する登録手続きができる動物病院

病院名	電話番号
メルシー犬猫病院(川尻町6-45-28)	42-1022
アイペットクリニック(田尻町4-49-7)	42-5888
わかばペットクリニック(鹿島町2-1-13)	23-1711
ひがしたが犬と猫の病院(東多賀町2-11-2)	38-5969
かもめ動物病院(大沼町1-28-3)	25-6577
森本動物病院(久慈町6-13-7)	52-1122
川尻どうぶつ病院(川尻町5-25-18)	42-1640
ひたち滑川丘動物病院(滑川本町3-22-6)	22-7755
動物病院ムラタベッツ(本宮町2-4-32)	22-3300
とみた動物病院(会瀬町2-27-4)	35-0424
日立動物病院(桜川町2-1-4)	36-2505
かみしま動物病院(金沢町1-5-9)	38-1013
大みか動物病院(大みか町1-11-13)	27-1577

※市内の動物病院では、「登録」と「鑑札の交付」、「狂犬病予防注射」と「注射済票の交付」を同時に受けられます。診療時間などは各病院へ問い合わせてください。

問合せ

健康づくり推進課
☎21-3300(IP 050-5528-5180)



■ ドッグラン

- 河原北浜ドッグラン
河原町1-5 河原北浜スポーツ広場内
☎35-5050(IP 050-8012-4169)
- 奥日立ぎららの里ドッグラン
入四間町863-1 奥日立ぎららの里内
☎24-2424

※利用方法については、問い合わせてください。

飼い犬の脱走や迷い犬の保護、野良犬や野良猫について

◎ 飼い犬がいなくなってしまう・迷い犬を保護した
茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)、日立市保健センター(☎21-3300 IP 050-5528-5180)及び日立警察署(☎22-0110)にご連絡ください。

◎ 野良猫や子猫を見つけた

野良猫については、保健センターでは捕獲を行っておりません。野良猫のふん害などでお困りの際は、猫用の忌避剤を使用するなどして各自で対策をお願いします。

また、子猫を保護した場合も保健センターでは引き取りませんので、各自で譲渡や里親を探すなどの取組をお願いします。どうしても保護できない場合は、茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)にご相談ください。

飼い犬のふん害防止

「日立市飼い犬のふん害の防止に関する条例」により、飼い主が飼い犬に散歩などをさせるときは、ふんを処理する用具を携帯し、ふんをしたときはすぐに回収しなければなりません。放置すると罰則が適用されることがあります。

問合せ

環境推進課
☎22-3111(内線543)

道路上で動物の死体を見つけたら

国道6号線のときは、国土交通省常陸河川国道事務所(☎23-3455)へ、国道6号線以外の道路のときは、清掃センター☎24-5353(IP 050-5528-5176)へご連絡ください。

犬、猫などの飼い方・しつけ方や犬、猫などを飼えなくなったなどの相談

問合せ

茨城県動物指導センター
☎0296-72-1200

〈 広告 〉


●犬 ●猫 ●うさぎ

かみしま動物病院

うさぎの診療室 併設 院長 上島 信之

小さな変化や異常に気付いたら、
お気軽にご相談下さい

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
午前 9:00 ~ 11:30	●	●	休	●	●	●	●	休
午後 4:00 ~ 6:30	●	●	休	●	●	●	休	休

●午後 1:00 ~ 4:00 は手術・往診時間

日立市金沢町 1-5-9
☎0294-38-1013

かみしま動物病院
検索



コミュニティ活動

■ あなたもコミュニティのメンバーです！

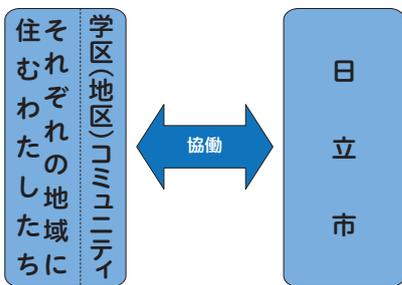
コミュニティの活動は、地域の人たちが、「地域を住みやすくしよう、快適にしよう」という共通の目的を持ち、地域の課題を自らの手で解決していこうとするものです。

そのため、同じ地域に住む人々が話し合い、協力し合い、助け合うことがコミュニティ活動と言えます。

一人ひとりが地域に関心を持ち、自分の住む地域のコミュニティ活動に積極的に参加しましょう。

まずは、あなたも地域の交流センターの窓口へ！

■ コミュニティと市はまちづくりのパートナーです！



◎災害に備えたいな…

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の際には、コミュニティが避難誘導や避難所の開設支援、地域の情報発信などを行い、公的機関の本格的な支援活動が行われるまでの間、地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしました。



このような日頃からのコミュニティの取組によって、災害による被害から市民の方を守ることができるのです。

学区(地区)コミュニティには自主防災組織があり、いざという時のために毎年「防災訓練」を行っています。また、災害時に援護が必要な方の情報もお預かりしています。

今後いつ大規模災害が起こるかわかりません。もし、災害が起きてもご近所の人たちが互いに協力して災害時の活動に取り組むことが重要です。そのためにも常日頃から相互扶助の精神で、ご近所とのつきあいをたいせつにしましょう。

◎ごみの出し方が知りたいな…

自分が住んでいる家のそばには、燃えるごみや再生資源の集積所があります。集積所については、ご近所の方やお近くの交流センターにお尋ねください。「利用のきまり」を守ってきれいなまちをつくりましょう。



◎いろいろなイベントに参加したいな…

お祭りやスポーツ大会など、地域の皆さんが一堂に会して楽しめるイベント、料理教室や裁縫教室など自分の趣味と学習のための各種講座を開催していますので、積極的に参加しましょう。



◎子育ての応援がほしいな…

一人で子育てすることのないように、子育て中の方を応援する親子教室や親子で参加できる行事を行い、交流の場を提供しています。また、自由に参加できる「おもちゃライブラリー」が各交流センターで行われています。



◎ボランティアがしたいな…

地域にはあなたの力を必要としている方がたくさんいます。各交流センターには、コミュニティ活動に関するボランティア情報がありません。



◎お年寄りも安心して住めるまちにしたいな…

各交流センターでは、誰でも参加できる高齢者の「ふれあいサロン」や「ふれあい健康クラブ」などが行われています。



◎近所の人と話がしたいな…

「遠くの親戚より近くの他人」ということわざがあるように、いざというときに頼れるのが、ご近所さん。毎日気持ちよくあいさつできるようにしておきたいものです。自治会や町内会、回覧受取りグループなど、ご近所で声かけができる仲間づくりをしておきましょう。



◎子どもは地域の中で育てたいな…

地域では子どもたちが参加できるたくさんの活動が行われています。子どもたちは地域の人たちに支えられながら「生きる力」を育てていくことが必要です。コミュニティ活動や子ども会活動などに参加しましょう。



◎自分の健康が心配だな…

交流センターでは、検診の日程などの情報を知ることができます。

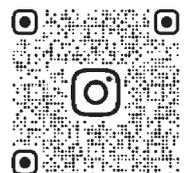
また、健康に関するセミナーも開催していますので、参加しましょう。



◎市内や自分の地域の情報が知りたいな…

学区(地区)コミュニティでは独自の広報紙を発行して、地域の情報を届けています。

さらに、ホームページやインスタグラムなども開設されており、最新の情報を発信しています。



@HITACHI.COMMUNITY

あなたの参加が必要です！

交流センターはコミュニティ活動の拠点施設です。

皆さんがお住まいの学区(地区)コミュニティ組織は交流センターを拠点に、きれいなまちづくり、自主防災、青少年育成、福祉など各分野においてそれぞれ特徴ある活動を行っています。

あなたのまちの交流センター

小学校区	コミュニティ	活動拠点施設	電話番号	所在地	ホームページアドレス
山部 櫛形	十王地区コミュニティ推進会	十王交流センター	39-2411	十王町友部129-2	https://juo.hitachi-community.jp/
豊浦	豊浦学区まちづくり推進会	豊浦交流センター	43-5755	川尻町1-40-1	https://toyoura.hitachi-community.jp/
日高	日高学区市民自治会	日高交流センター	42-4050	日高町2-2-1	https://hitaka.hitachi-community.jp/
田尻	田尻学区コミュニティ推進会	田尻交流センター	42-1552	田尻町1-35-1	https://tajiri.hitachi-community.jp/
滑川	滑川学区コミュニティ推進会	滑川交流センター	22-1654	滑川本町1-21-1	https://namekawa.hitachi-community.jp/
宮田	宮田学区コミュニティ推進会	宮田交流センター	27-6835	本宮町1-6-1	https://miyata.hitachi-community.jp/
中里	中里学区コミュニティ推進会	中里交流センター	70-8005	東河内町1953-2	https://www.net1.jway.ne.jp/nakasatokouryusenta/
仲町	仲町学区コミュニティ推進会	仲町交流センター	21-5564	宮田町4-4-15	https://c-nakama.com/
中小路	中小路学区コミュニティ推進会	中小路交流センター	22-6483	若葉町1-5-8	https://nakakouji.hitachi-community.jp/
助川	助川学区コミュニティ推進会	助川交流センター	23-0955	鹿島町1-21-7	https://sukegawa.hitachi-community.jp/
会瀬	会瀬学区コミュニティ推進会	会瀬交流センター	25-1577	会瀬町1-1-18	https://ose.hitachi-community.jp/
成沢	成沢学区コミュニティ推進会	成沢交流センター	35-5587	中成沢町3-6-10	https://narusawa.hitachi-community.jp/
油縄子	油縄子学区コミュニティ推進会	油縄子交流センター	38-7531	鮎川町2-6-1	https://yunago.hitachi-community.jp/
諏訪	諏訪学区コミュニティ推進会	諏訪交流センター	33-3841	諏訪町4-11-1	https://suwa.hitachi-community.jp/
大久保	大久保学区コミュニティ推進会	大久保交流センター	34-0535	千石町2-4-20	https://ookubo.hitachi-community.jp/
河原子	河原子学区コミュニティ推進会	河原子交流センター	33-3746	東多賀町3-7-5	https://www.c-kawara.com/
塙山	塙山学区住みよいまちをつくる会	塙山交流センター	34-5404	金沢町2-11-5	https://hanayama.hitachi-community.jp/
大沼	大沼学区コミュニティ推進会	大沼交流センター	35-8329	東金沢町5-7-1	https://ohnuma.hitachi-community.jp/
金沢	金沢学区コミュニティ推進会	金沢交流センター	36-3985	大沼町2-3-5	https://kanesawa.hitachi-community.jp/
水木	水木学区コミュニティ推進会	水木交流センター	52-3225	水木町2-23-20	https://mizuki.hitachi-community.jp/
大みか	大みか学区コミュニティ推進会	大みか交流センター	53-5211	大みか町3-19-16	https://oomika.hitachi-community.jp/
久慈	久慈学区コミュニティ推進会	久慈交流センター	52-0165	みなと町3-10	https://kuji.hitachi-community.jp/
坂本東	坂下地区コミュニティ推進会	久慈川日立南交流センター	52-3155	大和田町2208	https://hitachi-minami.hitachi-community.jp/

日立市コミュニティ推進協議会 事務局:コミュニティ協働課
 〒317-8601 日立市助川町1-1-1
 ☎22-3111(内線513) FAX24-5301
<http://www.city.hitachi.ibaraki.jp/statics/shikatsu/>

日立市コミュニティ 検索

クリック!